

資 料

資料 1-1-1 測定局別環境基準達成状況

(平成14年度)

測定局名			二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO ₂)		光化学オキシダント (O _x)	
			長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	
一般環境測定局	北区	済美小学校	×	○	×	○	○	---	
	此花区	此花区役所	×	×	×	○	○	×	
	大正区	平尾小学校	×	×	×	○	○	---	
	西淀川区	淀中学校	○	×	×	○	○	×	
	淀川区	淀川区役所	○	○	×	○	○	×	
	生野区	勝山中学校	○	×	×	○	○	×	
	旭区	大宮中学校	○	×	×	○	○	×	
	城東区	聖賢小学校	×	×	×	○	○	×	
	住之江区	清江小学校	○	×	×	○	○	×	
	平野区	摂陽中学校	○	○	×	○	○	×	
	西成区	今宮中学校	○	×	×	○	○	×	
	西区	堀江小学校	×	×	×	○	○	×	
	鶴見区	茨田北小学校	---	○	×	○	○	×	
	浪速区	難波中学校	---	---		---		×	
	住之江区	南港中央公園	×	○	×	○	○	×	
測定局名			二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO ₂)		一酸化炭素 (CO)	
			長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車排出ガス測定局	北区	梅田新道	×	×	×	---		○	○
	西淀川区	出来島小学校	×	×	×	○	○	○	○
	住之江区	北粉浜小学校	○	×	×	---		○	○
	東住吉区	杭全町交差点	×	×	×	---		---	
	旭区	新森小路小学校	×	×	×	---		○	○
	福島区	海老江西小学校	○	×	×	○	○	---	
	東成区	今里交差点	×	×	×	---		○	○
	東淀川区	上新庄交差点	×	---		---		---	
	住之江区	住之江交差点	×	---		---		---	
	鶴見区	茨田中学校	×	---		---		---	
	住吉区	我孫子中学校	○	---		---		---	

(注) ○は環境基準達成を、×は環境基準未達成を示す。

資料1-1-2 二酸化窒素（NO₂）濃度経年変化

(単位: ppm)

年度 測定局		平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
一般環境	北 美 小 学 区 校	0.034	*	0.033	0.033	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034	0.031
	此 花 区 役 所	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	此 花 区 役 所	0.037	0.036	0.037	0.038	0.037	0.036	0.035	0.035	0.034	0.032	
	大 正 区 校	*	*	*	*	*	*		*		*	
	平 尾 小 学 校	0.037	0.035	0.034	0.037	0.034	0.034	0.031	0.034	0.031	0.030	
	西 淀 川 区 校					*	*	☆	☆	☆	☆	
	淀 中 学 校	0.033	0.032	0.035	0.034	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025	0.026	
	淀 川 区 役 所	0.034	0.033	0.035	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	
	生 野 区 校					*	*			☆	☆	
	勝 山 中 学 校	0.031	0.031	0.033	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030	0.028	
測定局	大 宮 中 学 校	0.032	0.032	0.033	0.033	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	
	城 東 区 校	*	*		*	*	*				*	
	聖 賢 小 学 校	0.033	0.033	0.034	0.035	0.033	0.033	0.031	0.032	0.030	0.029	
	住 之 江 区 校	*	*	*	*	*	*				☆	
	清 江 小 学 校	0.037	0.035	0.038	0.037	0.035	0.035	0.033	0.034	0.033	0.028	
	平 野 区 校	*			*	*	*				☆	
	摂 陽 中 学 校	0.035	0.032	0.034	0.037	0.035	0.033	0.032	0.034	0.031	0.028	
	西 成 区 校	*	*	*	*	*	*		*	*	☆	
	今 宮 中 学 校	0.037	0.035	0.040	0.040	0.038	0.037	0.035	0.037	0.035	0.030	
	西 堀 江 小 学 校	*	*		*	*	*	*	*	*	*	
局	住 之 江 区	—	—	—	—	—	—	*	*	☆	* ☆	
	南 港 中 央 公 園							0.034	0.036	0.033	0.031	
	市 内 平 均	0.035	0.034	0.035	0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	
	自動車排出力	北 梅 田 新 道	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		西 淀 川 区 校	0.045	0.046	0.044	0.045	0.046	0.044	0.043	0.045	0.043	0.042
		出 来 島 小 学 校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		住 之 江 区 校	0.042	0.043	0.047	0.048	0.046	0.044	0.046	0.048	0.047	0.045
		北 粉 浜 小 学 校	*	*	*	*	*	*	*	* ☆	☆	☆
		東 住 吉 区 校	0.044	0.042	0.045	0.045	0.046	0.045	0.044	0.041	0.040	0.038
		杭 全 町 交 差 点	*	*	*	*	*	*	* ☆	* ☆	* ☆	* ☆
旭 新 森 小 路 小 学 校		0.046	0.048	0.046	0.048	0.046	0.049	0.041	0.042	0.041	0.039	
福 海 老 江 西 小 学 校		*	*	*	*	*	*	* ☆	* ☆	* ☆	* ☆	
新 森 小 路 小 学 校		0.044	0.045	0.050	0.049	0.046	0.045	0.043	0.044	0.043	0.041	
測定局	海 老 江 西 小 学 校	*	*	*	*	*	*	*	*	* ☆	☆	
	東 成 区 校	0.046	0.044	0.044	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.037	0.034	
	今 里 交 差 点	*	*	*	*	*	*	*	*	* ☆	* ☆	
	東 淀 川 区 校	0.049	0.048	0.051	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050	0.046	0.044	
	上 新 庄 交 差 点	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	* ☆	
	住 之 江 区 校	0.038	0.040	0.044	0.046	0.044	0.043	0.042	0.037	0.036	0.035	
	住 之 江 交 差 点	*	*	*	*	*	*	☆	* ☆	* ☆	* ☆	
	鶴 見 区 校	0.045	0.042	0.046	0.049	0.046	0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	
	茨 田 中 学 校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ☆	
	住 吉 区 校	0.041	0.043	0.045	0.046	0.044	0.043	0.043	0.045	0.044	0.038	
測定局	我 孫 子 中 学 校	*	*	*	*	*	* ☆	☆	☆	☆	☆	
	市 内 平 均	0.044	0.042	0.048	0.050	0.047	0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	
局	市 内 平 均	0.044	0.044	0.046	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法。

3. *印は環境基準値(長期的評価)を超えた局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更。

資料 1-1-3 二酸化窒素（NO₂）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成14年度）

測定局名	年平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の年間 98%値	98%値 評価による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	
		(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
一般環境測定局	北 区 済 美 小 学 校	0.031	10	2.8	77	21.2	0.064	3
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.032	14	3.9	94	25.9	0.064	7
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.030	12	3.3	75	20.5	0.062	5
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.026	2	0.6	45	12.4	0.051	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.030	7	1.9	78	21.4	0.060	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.028	3	0.8	64	17.5	0.055	0
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.028	7	1.9	61	16.7	0.056	0
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.029	11	3.0	62	17.0	0.063	4
	住之江区 清 江 小 学 校	0.028	2	0.6	57	15.7	0.054	0
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.028	1	0.3	58	16.0	0.052	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.030	3	0.8	75	20.8	0.056	0
	西 区 堀 江 小 学 校	0.032	8	2.2	96	26.3	0.061	1
	住之江区 南 港 中 央 公 園	0.031	10	2.7	86	23.6	0.061	3
	北 区 梅 田 新 道	0.042	29	7.9	186	51.0	0.068	22
	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.045	53	15.2	170	48.7	0.076	46
自動車排出ガス測定局	住之江区 北 粉 浜 小 学 校	0.038	6	1.6	162	44.5	0.059	0
	東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	0.039	17	4.7	167	45.9	0.063	10
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.041	28	7.9	169	47.5	0.068	21
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.034	3	0.8	115	31.6	0.058	0
	東 成 区 今 里 交 差 点	0.044	41	11.7	182	52.0	0.073	34
	東 淀 川 区 上 新 庄 交 差 点	0.035	8	2.2	117	32.7	0.061	1
	住之江区 住 之 江 交 差 点	0.037	12	3.3	141	39.1	0.063	5
	鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.038	18	5.3	131	38.3	0.067	11
	住 吉 区 我 孫 子 中 学 校	0.033	2	0.6	93	25.8	0.057	0

（注）【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

資料 1-1-4 一酸化窒素および窒素酸化物の年間測定結果

(平成14年度)

測定局名		一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般環境測定局	北 区 済 美 小 学 校	0.019	0.374	0.097	0.050	0.456	0.154	62.4
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.031	0.408	0.125	0.063	0.505	0.180	51.4
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.021	0.398	0.106	0.051	0.494	0.166	58.4
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.015	0.312	0.068	0.041	0.404	0.114	63.3
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.022	0.369	0.097	0.052	0.472	0.153	57.5
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.015	0.239	0.074	0.043	0.332	0.125	65.0
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.023	0.400	0.107	0.050	0.502	0.160	54.8
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.021	0.370	0.094	0.050	0.482	0.150	58.5
	住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.014	0.285	0.076	0.043	0.366	0.127	66.5
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.016	0.337	0.079	0.044	0.430	0.130	63.7
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.017	0.320	0.088	0.047	0.406	0.143	64.5
	西 区 堀 江 小 学 校	0.023	0.471	0.115	0.056	0.580	0.171	58.2
	住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	0.021	0.432	0.102	0.052	0.541	0.154	59.7
	市 内 平 均	0.020	—	—	0.049	—	—	—
自動車排出ガス測定局	北 区 梅 田 新 道	0.051	0.426	0.146	0.093	0.531	0.210	45.4
	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.066	0.691	0.186	0.111	0.821	0.254	40.7
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.047	0.298	0.110	0.085	0.371	0.157	44.6
	東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	0.060	0.490	0.168	0.099	0.583	0.228	39.7
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.079	0.508	0.179	0.120	0.637	0.241	34.3
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.041	0.409	0.124	0.076	0.513	0.169	45.3
	東 成 区 今 里 交 差 点	0.067	0.350	0.159	0.111	0.445	0.216	39.9
	東 淀 川 区 上 新 庄 交 差 点	0.046	0.438	0.149	0.081	0.511	0.203	43.3
	住 之 江 区 住 之 江 交 差 点	0.045	0.310	0.120	0.083	0.393	0.178	45.1
	鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.049	0.527	0.163	0.087	0.620	0.228	43.2
	住 吉 区 我 孫 子 中 学 校	0.031	0.349	0.095	0.064	0.437	0.148	51.7
	市 内 平 均	0.053	—	—	0.092	—	—	—

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

資料 1-1-5 浮遊粒子状物質（SPM）濃度経年変化

(単位: mg/m³)

年度		平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
測定局											
一般環境測定局	北 北 区	*	*	△						*	
	美 小 学 校	0.041	0.040	0.035	0.037	0.033	0.031	0.025	0.029	0.026	0.026
	此 花 区	*	*	*			*			*	*
	役 所	0.045	0.044	0.042	0.042	0.040	0.041	0.035	0.040	0.038	0.036
	大 正 区	*	*	*	*	*	*	*		*	*
	平 尾 小 学 校	0.050	0.046	0.045	0.049	0.048	0.045	0.040	0.043	0.041	0.037
	西 淀 川 区	*	*	*	*	*	*			*	*
	淀 中 学 校	0.046	0.046	0.046	0.047	0.044	0.040	0.033	0.037	0.035	0.032
	淀 川 区	*	*	△						*	
	役 所	0.038	0.036	0.034	0.033	0.031	0.033	0.029	0.034	0.031	0.029
	生 野 区	*	*	*	*	*	*		*	*	*
	勝 山 中 学 校	0.043	0.046	0.045	0.048	0.045	0.043	0.038	0.042	0.039	0.036
	旭 大 宮 中 学 校	*	*	*	*	*	*			*	*
	城 東 区	*	*	*	*	*	*			*	*
	聖 賢 小 学 校	0.043	0.044	0.043	0.048	0.044	0.040	0.036	0.039	0.039	0.036
	住 之 江 区	*	*	*	*	*	*			*	*
	清 江 小 学 校	0.047	0.043	0.042	0.045	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037	0.036
	平 野 区	*	*	*	*	*	*			*	
	攝 陽 中 学 校	0.050	0.047	0.046	0.048	0.046	0.036	0.029	0.036	0.031	0.029
	西 成 区	*	*	△	*	*	*			*	*
固定局	今 宮 中 学 校	0.048	0.046	0.046	0.051	0.046	0.044	0.038	0.041	0.038	0.037
	西 堀 江 小 学 校	*	*	*		*				*	*
	鶴 見 区	0.041	0.038	0.036	0.037	0.033	0.031	0.029	0.035	0.033	0.031
	茨 田 北 小 学 校	*	*	*	*	*	*			*	
	住 之 江 区	—	—	—	—	—	—			*	
	南 港 中 央 公 園							0.026	0.034	0.033	0.031
	市 内 平 均	0.044	0.043	0.042	0.044	0.041	0.039	0.033	0.037	0.036	0.033
自動車排出ガス測定局	北 梅 田 新 道	*	*	*	*	*	*			*	*
	西 淀 川 区	0.052	0.058	0.053	0.055	0.054	0.049	0.043	0.044	0.043	0.040
	出 来 島 小 学 校	*	*	*	*	*	*			*	*
	住 之 江 区	0.054	0.056	0.057	0.058	0.054	0.052	0.045	0.050	0.046	0.042
	北 粉 浜 小 学 校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	東 住 吉 区	0.058	0.059	0.056	0.058	0.055	0.050	0.046	0.050	0.047	0.040
	杭 全 町 交 差 点	*	*	*	*	*	*		*	*	*
	旭 森 小 路 小 学 校	0.066	0.061	0.059	0.065	0.058	0.056	0.042	0.047	0.041	0.038
	新 福 島 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	海 老 江 西 小 学 校	0.062	0.063	0.060	0.066	0.060	0.059	0.053	0.056	0.051	0.047
	東 成 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	今 里 交 差 点	0.054	0.056	0.060	0.063	0.051	0.054	0.049	0.048	0.037	0.032
	市 内 平 均	0.059	0.055	0.057	0.056	0.048	0.049	0.043	0.045	0.042	0.047
	市 内 平 均	0.058	0.058	0.057	0.060	0.054	0.053	0.046	0.049	0.044	0.041

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値（長期的評価）を超えた局。

3. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更。

住之江区南港ポートタウン局は、住之江区南港中央公園に名称変更。

資料 1-1-6 浮遊粒子状物質（SPM）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成14年度）

測定局名			年 平 均 値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1 時間 値 の 最高値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般環境測定局	北 区 済 美 小 学 校		0.026	0	0.0	2	0.6	0.184	0.075	○	0
	此 花 区 此 花 区 役 所		0.036	8	0.1	6	1.7	0.244	0.098	×	3
	大 正 区 平 尾 小 学 校		0.037	2	0.0	5	1.4	0.212	0.094	×	2
	西 淀 川 区 淀 中 学 校		0.032	10	0.1	4	1.1	0.335	0.093	×	2
	淀 川 区 淀 川 区 役 所		0.029	0	0.0	2	0.6	0.191	0.083	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校		0.036	4	0.0	6	1.7	0.221	0.097	×	2
	旭 区 大 宮 中 学 校		0.036	16	0.2	7	1.9	0.259	0.100	×	3
	城 東 区 聖 賢 小 学 校		0.036	18	0.2	9	2.5	0.281	0.105	×	5
	住 之 江 区 清 江 小 学 校		0.036	9	0.1	5	1.4	0.233	0.090	×	3
	平 野 区 摂 陽 中 学 校		0.029	0	0.0	1	0.3	0.180	0.086	○	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校		0.037	1	0.0	5	1.4	0.204	0.098	×	2
	西 区 堀 江 小 学 校		0.031	4	0.0	3	0.8	0.207	0.089	×	2
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校		0.036	0	0.0	4	1.1	0.195	0.090	○	0
	住 之 江 区 南 港 中 央 公 園		0.031	1	0.0	2	0.6	0.217	0.082	○	0
自動車排出ガス測定局	北 区 梅 田 新 道		0.040	1	0.0	5	1.4	0.204	0.093	×	3
	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校		0.042	9	0.1	7	1.9	0.223	0.100	×	3
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校		0.040	0	0.0	9	2.5	0.194	0.101	×	5
	東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点		0.038	2	0.0	6	1.7	0.208	0.093	×	2
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校		0.047	13	0.1	8	2.2	0.251	0.101	×	2
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校		0.032	3	0.0	4	1.1	0.219	0.086	×	2
	東 成 区 今 里 交 差 点		0.047	8	0.1	9	2.5	0.230	0.107	×	5

（注） 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

資料１－１－７ ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成14年度)

濃 度 測 定 局		浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/m^3)	Mn (ng/m^3)	Fe (ng/m^3)	Pb (ng/m^3)	Cd (ng/m^3)	Cr (ng/m^3)	V (ng/m^3)	Cu (ng/m^3)
一般環境測定局	大 正 区 平 尾 小 学 校	30	7.2	29	590	26	0.9	6.8	1.4	16
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	22	7.9	22	410	26	1.0	7.1	0.9	17
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	22	7.1	12	350	12	0.6	8.1	0.6	14
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	26	6.0	15	340	16	0.8	4.7	0.8	13
	市 内 平 均	25	7.1	20	420	20	0.8	6.7	0.9	15
自排局	西 淀 川 区 出来島小学校	32	5.4	29	670	37	1.3	4.7	1.1	19

(注)1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で48回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料１－１－８ ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん（総粉じん）濃度及び重金属成分

(平成14年度)

濃 度 測 定 局		浮遊粉じん ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/m^3)	Mn (ng/m^3)	Fe (ng/m^3)	Pb (ng/m^3)	Cd (ng/m^3)	Cr (ng/m^3)	V (ng/m^3)	Cu (ng/m^3)
一般環境測定局	大 正 区 平 尾 小 学 校	81	12	94	3,500	54	0.76	14	10.4	96
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	62	—	—	2,100	76	1.33	—	6.4	110
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	59	8.4	40	1,800	27	0.51	7.1	5.9	340
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	59	8.2	46	1,900	34	0.74	6.4	6.2	78
	市 内 平 均	65	9.5	60	2,300	48	0.84	9.2	7.2	160
自排局	西 淀 川 区 出来島小学校	77	—	—	2,400	92	1.70	—	7.3	480

(注)1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で12回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料 1-1-9 光化学オキシダント（O_x）測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位：ppm)					1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数※ (平成14年度)		
		平成10	11	12	13	14	日数	時間数	超過率：%
此花区	此花区役所	0.028	0.028	*0.026	*0.028	*0.027	85	402	7.86
西淀川区	淀中学校	0.029	0.031	0.029	0.030	*0.029	80	406	8.03
淀川区	淀川区役所	0.028	0.026	0.027	0.027	*0.027	64	309	6.34
生野区	勝山中学校	0.028	0.029	0.031	0.031	0.030	78	312	5.79
旭区	大宮中学校	0.031	0.031	0.033	*0.032	*0.032	111	591	10.86
城東区	聖賢小学校	0.029	*0.028	*0.029	*0.030	*0.029	92	506	9.32
住之江区	清江小学校	0.028	0.027	0.027	0.026	0.027	59	269	4.97
平野区	摂陽中学校	0.030	0.031	*0.028	*0.030	*0.029	102	542	9.97
西成区	今宮中学校	0.025	0.025	0.025	0.027	0.026	63	246	4.57
西区	堀江小学校	*0.025	*0.025	*0.026	*0.027	*0.026	77	367	6.75
鶴見区	茨田北小学校	0.030	0.031	0.030	0.032	0.031	93	432	8.10
浪速区	難波中学校	0.026	*0.027	*0.026	*0.027	*0.026	77	368	6.77
住之江区	南港中央公園	—	0.024	0.024	0.025	0.023	42	148	2.75
市内平均		0.028	0.028	0.028	0.029	0.028	—	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータである。
2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であること。
3. *印は紫外線吸収法、その他は従来の方
4. 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。
5. 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。
6. 住之江区南港ポートタウン局は、住之江区南港中央公園に名称変更。

資料 1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

(平成14年度)

測定局名			6～9時 における 年平均値	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
				最高値	最低値				
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般環境 測定局	此花区	此花区役所	0.34	1.52	0.06	234	64.8	160	44.3
	淀川区	淀川区役所	0.28	1.18	0.06	166	55.9	89	30.0
	平野区	摂陽中学校	0.37	1.97	0.01	219	67.8	154	47.7
自動車排出	西淀川区	出来島小学校	0.48	1.44	0.06	242	90.0	202	75.1
ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.42	1.87	0.10	236	91.8	177	68.9

- (注) 1. 環境保全目標は6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であること。
2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値である。

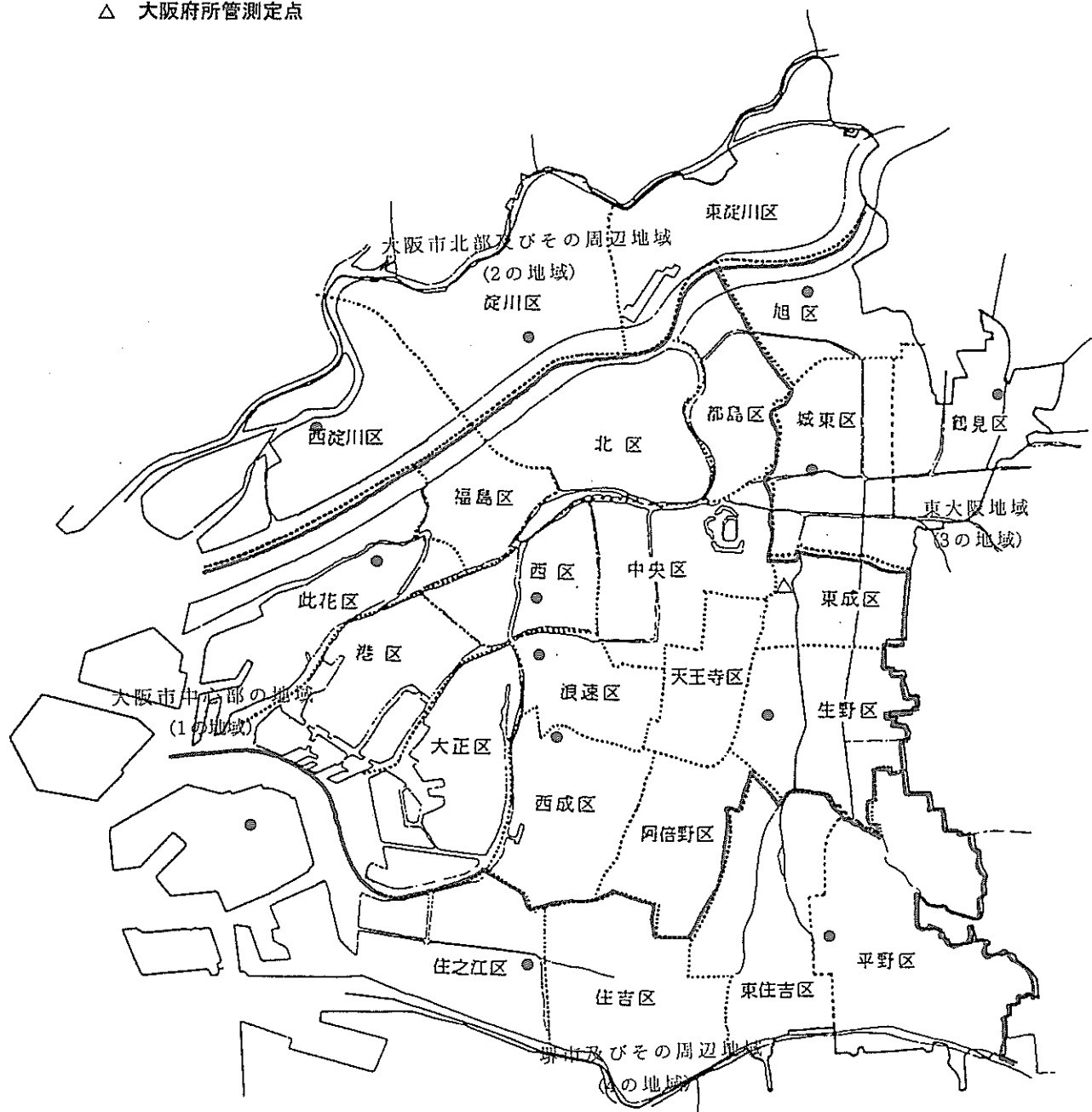
資料 1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。

（出典：大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目）

資料1-1-12 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

- 測定点
△ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
1 大阪市中心部の地域	東成区 府センター	3 東大阪地域	旭区 大宮中学校
	西区 堀江小学校		城東区 聖賢小学校
	生野区 勝山中学校		鶴見区 茨田北小学校
	西成区 今宮中学校	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校
	此花区 此花区役所		平野区 摂陽中学校
	浪速区 難波中学校		住之江区 南港中央公園
2 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀中学校		
	淀川区 淀川区役所		

(注) 平成15年4月1日に、住之江区南港ポートタウン局は南港中央公園局に名称変更されました。

資料 1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	3	2	6	5	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2
2	大阪市北部とその周辺	2	3	12	10	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2
3	東大阪	5	5	16	9	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7
4	堺とその周辺	13	9	14	12	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8
5	北大阪	1	1	11	4	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2
6	南河内	12	8	17	11	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4
7	泉南	3	3	3	2	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2
市内発令回数		13	9	18	14	9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11
府域発令回数		14	11	19	15	9	9	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11

(注) 1. 警報の発令回数は0

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数をいう。

資料 1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
3	東大阪	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0
5	北大阪	0	0	0	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		1	1	0	0	7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含む。

資料 1-1-15 二酸化硫黄（SO₂）濃度経年変化

（単位：ppm）

年度		平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
測定局											
一般環境測定局	北 区										
	済美小学校	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	*	*	0.005
	此花区役所	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	*	*	0.007
	大正区									*	
	平尾小学校	0.009	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.008	0.006
	西淀川区								*	*	
	淀中学校	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006
	淀川区役所	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	*	*	0.004
	生野区									*	
	勝山中学校	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005
	旭区									*	
	大宮中学校	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
	城東区								*	*	
	聖賢小学校	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.006	0.004
	住之江区										
	清江小学校	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006
自動車排出ガス測定局	平野区									*	
	摂陽中学校	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
	西成区									*	
	今宮中学校	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	西堀江小学校	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	*	0.005	0.004
	鶴見区								*	*	
	茨田北小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004
	住之江区									*	
	南港中央公園	—	—	—	—	—	—	0.007	0.008	0.009	0.008
	市内平均	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005
自動車排出ガス測定局	西淀川区									*	
	出来島小学校	0.011	0.010	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005
	住之江区										
	北粉浜小学校	0.010	0.009	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—	—	—
	福島区										
	海老江西小学校	0.011	0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007
自動車排出ガス測定局	鶴見区										
	茨田中学校	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	—	—	—	—
自動車排出ガス測定局	市内平均	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006

（注） 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値（短期的評価）を超えた局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

住之江区南港ポートタウン局は、住之江区南港中央公園に名称変更。

資料 1-1-16 二酸化硫黄（SO₂）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成14年度）

測定局名			年平均値	1 時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(ppm)	(時間)	(%)	(日)				
一般環境測定局	北 区	済 美 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.043	0.012	○	0
	此 花 区	此 花 区 役 所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.041	0.013	○	0
	大 正 区	平 尾 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	○	0
	西淀川区	淀 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.013	○	0
	淀 川 区	淀 川 区 役 所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	○	0
	生 野 区	勝 山 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.038	0.012	○	0
	旭 区	大 宮 中 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.034	0.011	○	0
	城 東 区	聖 賢 小 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.035	0.011	○	0
	住之江区	清 江 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	○	0
	平 野 区	摂 陽 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.037	0.011	○	0
	西 成 区	今 宮 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.013	○	0
	西 区	堀 江 小 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.011	○	0
	鶴 見 区	茨 田 北 小 学 校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.038	0.010	○	0
住之江区	南 港 中 央 公 園	0.008	0	0.0	0	0.0	0.050	0.017	○	0	
自動車排出ガス測定局	西淀川区	出 来 島 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	○	0
	福 島 区	海 老 江 西 小 学 校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.033	0.014	○	0

（注） 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

資料 1-1-17 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

（単位：ppm）

年度 測 定 局	平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
北 梅 田 新 区 道	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	1.4	1.2	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	1.9	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	—	—	—	—
旭 新 森 小 路 小 学 校	1.7	1.7	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	—	—	—	—
東 成 区 今 里 交 差 点	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2
市 内 平 均	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1

（注）市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

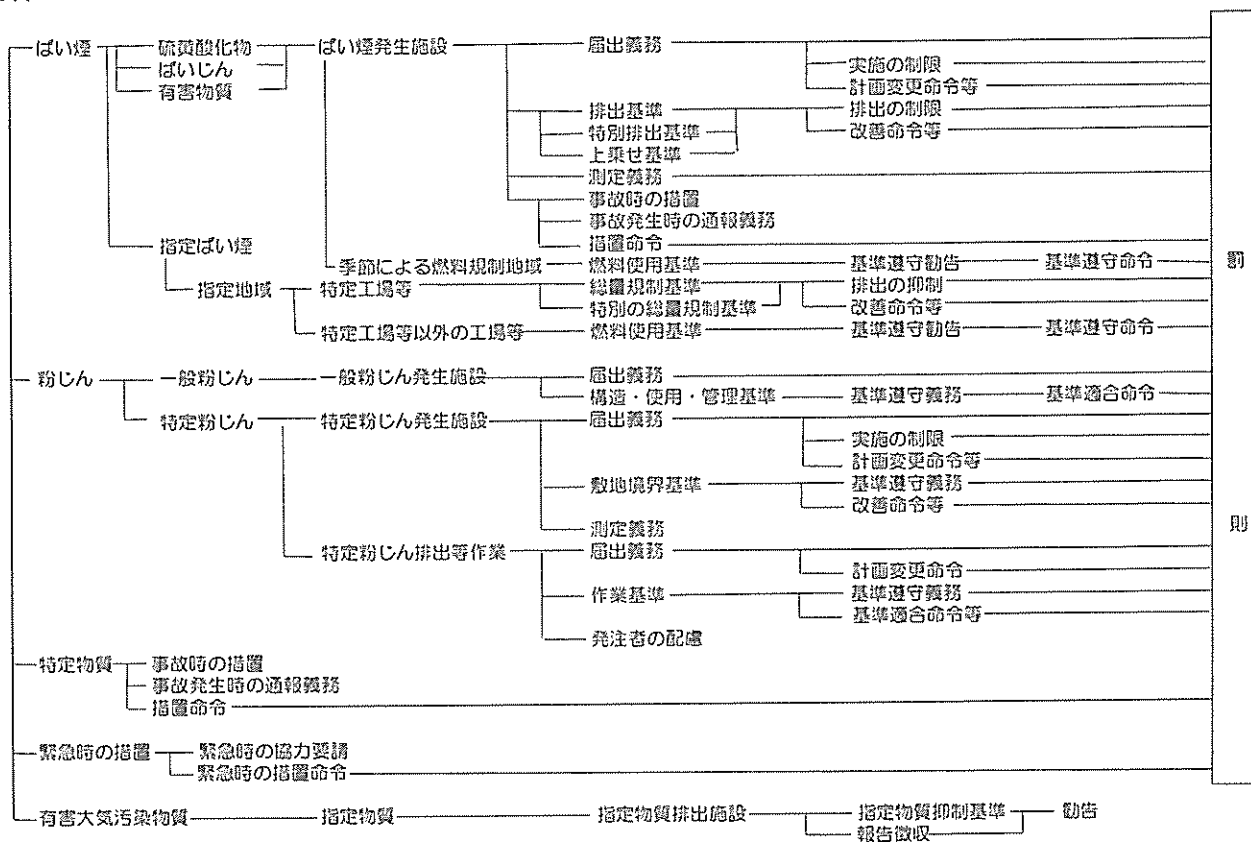
資料 1-1-18 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成14年度）

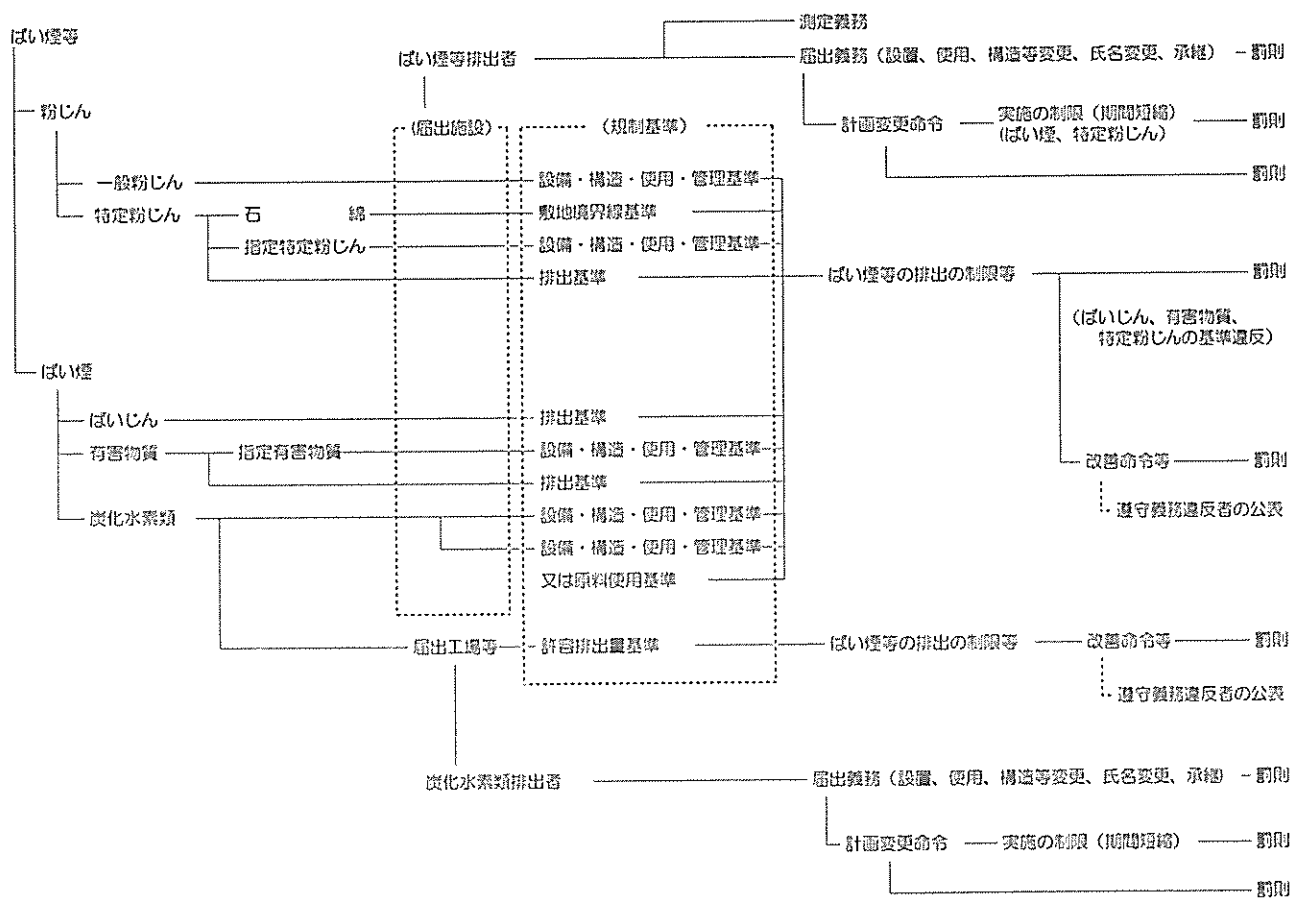
測定局名	年平均値	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が10ppmを 超えた日数
	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
北 梅 田 新 区 道	1.1	0	0	0	0	5.3	1.9	○	0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.9	0	0	0	0	7.2	1.6	○	0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.1	0	0	0	0	4.3	1.8	○	0
旭 新 森 小 路 小 学 校	1.3	0	0	0	0	5.1	2.3	○	0
東 成 区 今 里 交 差 点	1.2	0	0	0	0	4.5	2.1	○	0

- （注） 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

資料 1-1-19 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料 1-1-20 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料 1-1-21 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

(トン／年)

年 度	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
窒素酸化物 排 出 量	5,685	5,574	5,364	5,353	5,245	4,970	4,732	4,770	4,603	4389

資料 1-1-22 燃料使用量（区別）

(平成 13 年度)

項 目 区 名	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石 炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千m ³ N)
北	4,997	4,741			75,358
都 島	908	729			6,708
福 島	2,830	611			23,365
此 花	15,854	1,786			89,385
中 央	2,861	3,571			43,561
西	1,453	1,354			12,378
港	956	736		14	16,445
大 正	769	6,293		605,256	84,393
天 王 寺	1,123	2,738			6,033
浪 速	1,592	265		20	5,513
西 淀 川	8,922	5,783		1,976	83,229
淀 川	3,309	4,282			56,622
東 淀 川	2,844	1,977			40,565
東 成	950	192			3,665
生 野	1,621	528			950
旭	957	728			3,889
城 東	1,849	3,300			16,110
鶴 見	2,172	982			4,766
阿 倍 野	514	2,052			8,879
住 之 江	3,299	3,459		9,038	1,770,897
住 吉	953	223			3,149
東 住 吉	821	223			1,905
平 野	1,593	5,380			4,378
西 成	1,114	1,894	14,015	40	3,821
合 計	64,261	53,827	14,015	616,344	2,365,964

(注)都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-1-23 窒素酸化物特定工場等

(平成15年3月末)

種別 区名	製 造 業												電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業	
北																1	8
都 島																	1
福 島				1													1
此 花					1				2	1				1		1	3
中 央																	5
西																1	1
港	1															1	2
大 正									3					1			4
天王寺																	1
浪 速																	
西淀川				1	2				4								1
淀 川				1	3												4
東淀川				1													1
東 成																	
生 野																	
旭																	
城 東	1																2
鶴 見																	2
阿倍野																	1
住之江									1					2		1	5
住 吉																	
東住吉																	
平 野																	3
西 成								1									1
計	2			4	6			1	10	1				4		5	36

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-1-24 硫黄酸化物特定工場等

(平成15年3月末)

種別 区名	製 造 業												電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業	
北																2	21
都 島		1															1
福 島				1													2
此 花					1				2	1				1		1	4
中 央																	13
西																1	1
港	1															1	2
大 正					1			1	3					1			1
天王寺																	4
浪 速																	2
西淀川				1	2			1	3	1	1						2
淀 川				1	5												1
東淀川		3		1	2												
東 成																	1
生 野																	
旭																	
城 東	1				2												2
鶴 見					2												2
阿倍野																	3
住之江									1					2		1	8
住 吉																	1
東住吉																	
平 野																	3
西 成	1			1				1									2
計	3	4		5	15			3	9	2	1			4		6	76

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料1-1-25 ばい煙処理施設の設置状況

(平成15年3月末現在)

処理装置の種類		遠心力集じん装置	遠心力集じん装置	マルチサイクロン装置	洗浄式サイクロン装置	洗浄式サイクロン装置	ベンチユリスクリン装置	洗浄式サイクロン装置	電気集じん装置	濾過集じん装置	バグフィルタ	慣性力集じん装置	排煙脱硫装置	排煙脱硝装置	その他	合計
ばい煙発生施設の種類の																
1	ボイラー	10	20			1	7	5	2	1	15	12	4			77
2	ガス発生炉・加熱炉															0
3	焙焼炉					1	2	9				6			2	20
	焼結炉	1					1	1				1				4
	か焼炉															0
	ペレット焼成炉															0
4	溶鉱炉	1				2		1	2							6
	転炉					4		4	2							10
	平炉															0
5	金属溶解炉	5				3	4	4	65			1			10	92
6	金属加熱炉		1		4	2	1		1					2	3	14
7	石油加熱炉															0
8	触媒再生炉															0
9	焼成炉・溶融炉					3	2	2	1			7	2		1	18
10	反応炉・直火炉														4	4
11	乾燥炉	8				1	6	1	13			1	1		44	75
12	電気炉									20				1	15	36
13	廃棄物焼却炉	12	5		1	8	22	24	29			15	16	19		151
14	銅・鉛溶解炉															0
15	乾燥施設															0
16	塩素冷却施設															0
17	塩化鉄溶解槽															0
18	活性炭反応炉															0
19	塩素反応・吸収施設						1									1
20	アルミ電解炉															0
21	燐酸肥料焼成炉															0
22	弗酸用凝縮施設															0
23	トリポリ燐酸乾燥炉															0
24	鉛精錬用溶解炉					1	2		16						9	28
25	鉛蓄電池溶解炉															0
26	鉛顔料溶解炉															0
27	硝酸吸収施設															0
28	コークス炉								2							2
29	ガスタービン	常用												13		13
		非常用														0
30	ディーゼル機関	常用														0
		非常用														0
31	ガスイジン	常用										4	69	1		74
		非常用														0
32	ガソリンエンジン	常用														0
		非常用														0
合計		37	26	5	26	48	51	153	1	50	116	112				625

(注) 集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基とし計算している。

資料 1-1-26 立入指導等の状況（大気）（平成14年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定検査件数
		保健所	24 保健 センター	市民の声等 合同立入	
	法律	638	264	(2)	186
	条例	287	242	(5)	93
	その他	155	997	(10)	114
	計	1,080	1503	(17)	393

(注) () 内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料 1-1-27 環境月間に係る立入調査結果（平成14年度）

立入工場 事業場数	NOx 総量 規制対象	その他工場 事業場	調査施設数	規制基準	
				適	否
110	63	100	642	642	0

資料 1-1-28 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果（平成14年度）

立入工場 事業場数	NOx 総量 規制対象	その他工場 事業場	調査施設数	規制基準	
				適	否
163	63	100	877	875	2

資料 1-1-29 悪臭に係る検査件数（平成14年度）

検査件数		
機器分析		官能試験
検体数	総検査項目	
154	616	324

資料 1-1-30 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成15年3月末）

区 名	ばい煙		粉じん		計
	工 場	事業場	一 般	特 定	
北	16	303			319
都 島	10	34			44
福 島	14	28			42
此 花	15	48	14		77
中 央	6	429			435
西	2	123	1		126
港	8	32	7		47
大 正	17	22	4		43
天 王 寺	2	54			56
浪 速	3	49			52
西 淀 川	72	26	19	1	118
淀 川	46	98			144
東 淀 川	27	40	2		69
東 成	15	26			41
生 野	23	14	1		38
旭	8	19			27
城 東	22	50	1		73
鶴 見	25	29			54
阿 倍 野	2	35		1	38
住 之 江	21	66	2		89
住 吉	3	22			25
東 住 吉	5	18		1	24
平 野	27	27	2	1	57
西 成	21	25	3		49
総 計	410	1617	56	4	2,087
	2,027		60		

- （注） 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-1-31 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成15年3月末）

区 名	一般粉じん						特定粉じん
	コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破碎機・ 摩砕機	ふるい	施設数合計	施設数
北							
都 島							
福 島							
此 花		22	125	6	8	161	
中 央							
西			2			2	
港		6	18	2		26	
大 正	2	10	146	15	26	199	
天 王 寺							
浪 速							
西 淀 川		16	53	16	2	87	1
淀 川			2			2	
東 淀 川		3	12			15	
東 成							
生 野			3			3	
旭							
城 東			1			1	
鶴 見							
阿 倍 野							2
住 之 江		5	7	6	1	19	
住 吉							
東 住 吉							1
平 野			14	3	1	18	5
西 成		4	19		1	24	
計	2	66	402	48	39	557	9

- （注） 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料 1-1-32 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月末）

項目 施設名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30		31	32		工場 数	事業場 数	計		
																													ガスタービン 常 用	非常 用	ディーゼル機関 常 用	非常 用		ガスエンジン 常 用	非常 用				ガソリンエンジン 常 用	非常 用
北	483 (467)				5	5		4				1 (1)								7 (7)	64 (64)									7	64 (64)		183 (188)	22 (21)			779 (748)	16	303	319
都島	58 (41)																			1 (1)												31 (31)	4 (4)			92 (77)	10	34	44	
福島	78 (55)									3										1 (1)	16 (16)											20 (20)	1			119 (92)	14	28	42	
比花	122 (86)				5	115	2	11			10	3	8 (7)							4 (4)	11 (11)											37 (35)	23 (19)			351 (172)	15	49	63	
中央	617 (607)																				69 (63)	2 (2)										199 (199)	19 (19)			503 (495)	6	429	435	
西	106 (105)				1																14 (14)											94 (94)	9 (9)	2 (2)			226 (224)	2	123	125
港	59 (39)				2	11	1					3 (3)								1	8 (8)	1										13 (12)	11 (11)			109 (73)	8	32	40	
大正	41 (28)	3	1	2	32	23	2	1			10	4	9 (4)							2	2 (2)	1 (1)										21 (20)	5 (5)			162 (60)	17	22	39	
天王寺	99 (97)																			1 (1)	11 (11)											34 (34)	1 (1)			147 (144)	2	54	55	
浪速	64 (62)				3																11 (11)											24 (24)	5 (5)			111 (102)	3	49	52	
西淀川	106 (35)	3			14	101		7	6	31	9	6 (6)								4 (4)	3 (2)	1 (1)										35 (34)	8 (8)			342 (91)	72	26	93	
淀川	253 (192)				4	13	5	4		7	5 (2)									6 (6)	14 (14)	1										69 (66)	10 (9)			395 (283)	46	98	144	
東淀川	135 (70)							6	1		2 (1)									2 (2)	9 (9)											21 (21)	3 (2)			180 (105)	27	40	67	
東成	46 (31)	2			2	7		6	5												2 (2)											13 (12)	1 (1)			84 (46)	15	26	41	
生野	44 (10)							1																									6 (6)			52 (16)	23	14	37	
旭	40 (28)				2			4																									10 (10)	1 (1)			59 (41)	8	19	27
城東	79 (55)				1			6	1			8 (8)								1 (1)	4 (4)	1 (1)										42 (41)	4 (4)	1 (1)		148 (116)	22	50	72	
鶴見	71 (23)					6				4		5 (4)									2 (2)											27 (27)	3 (2)			129 (53)	25	29	54	
阿倍野	71 (67)																				5 (5)											14 (14)	2 (1)			92 (87)	2	35	37	
住之江	154 (134)				13	16		4	13	2		6 (7)								8 (8)	11 (11)	1										40 (40)	23 (11)			233 (211)	21	65	87	
住吉	35 (33)									2																							10 (10)			48 (43)	3	22	25	
東住吉	37 (27)																			1 (1)												2 (2)	2 (2)			43 (33)	5	18	23	
平野	52 (23)				5	5	1		1	7		6 (6)								1 (1)	2 (2)											17 (17)	4 (3)			101 (52)	27	27	54	
西成	57 (26)				2	13		4		4		4 (3)																					15 (15)	4 (4)			111 (56)	21	35	46
計	2910 (2353)	2	6	1	2	2	2	41	23	69	18	65 (52)							1													981 (972)	165 (141)	3 (3)	1 (1)	5070 (3830)	410	1617	2027	

(注) 1. 電気・ガス事業関係を含む。

2. ()内は事業場関係。

資料 1-1-33 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成15年3月末）

項 目 区 名	工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()内は石綿の内数
北	39	3	16	23	6	2
都 島	17	3	4	8	8	3
福 島	23	1	2	17	6	2 (2)
此 花	46	6	6	26	12	
中 央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	13	18	
大 正	64	11	27	20	28	15
天 王 寺	23		9	15	1	2
浪 速	28	6	9	14	6	1 (1)
西 淀 川	113	18	39	36	46	3 (1)
淀 川	128	22	42	61	57	7
東 淀 川	59	3	13	35	25	
東 成	99	5	69	32	46	21
生 野	73	4	50	28	32	15
旭	22	1	5	12	5	
城 東	61	20	13	41	16	3
鶴 見	41	3	7	27	10	1
阿 倍 野	15		2	11	2	1 (1)
住 之 江	84	10	41	33	50	11 (1)
住 吉	11		1	11		1
東 住 吉	40	2	21	24	15	5 (1)
平 野	100	12	48	50	43	13 (1)
西 成	78	22	41	23	28	12
計	1,253	162	475	603	468	118 (8)

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えたものを
含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料 1-1-34 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく
届出件数

（平成14年度）

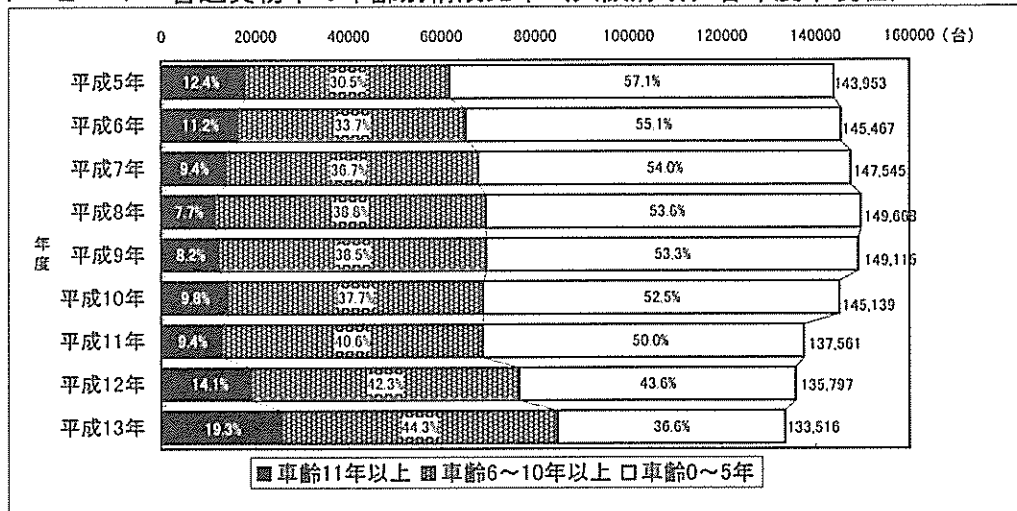
種 類 区 分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第3項 通知関係	合 計
大気汚染防止法	68	2	28	85	195	28	205	611
大阪府生活環境 の保全等に 関する条例	38	4	7	16	4	3		72
合 計	106	6	35	101	199	31	205	683

（注）平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても
1件の設置届とした。

資料 1-1-35 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数
（平成14年度）

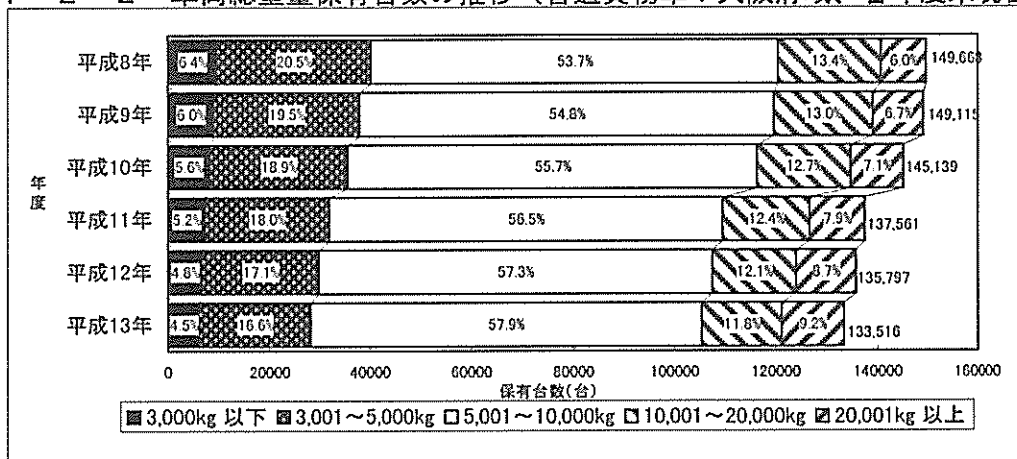
種 類 区 分	選任届	解任届	死亡届	合 計
公害防止統括者 及び代理人	50	50	0	100
公害防止管理者 及び代理人	61	49	0	110
公害防止主任管 理者及び代理人	1	1	0	2
合 計	112	100	0	212

資料 1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

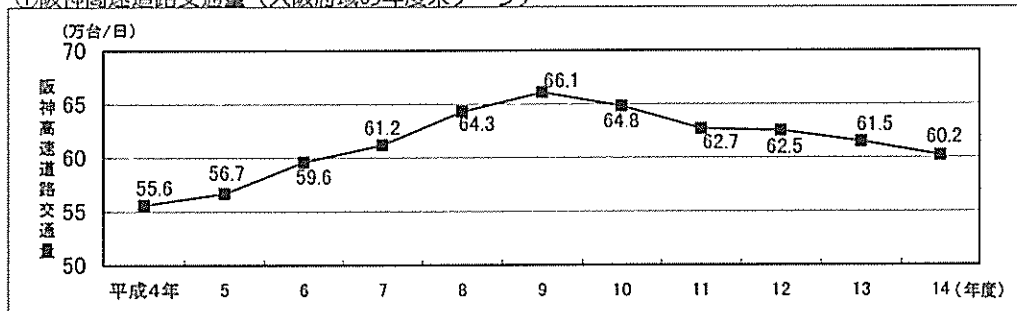
資料 1-2-2 車両総重量保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量（大阪府域の年度末データ）



(阪神高速道路公団調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間（市内115ヶ所合計）

	単位	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	過去5年間平均
1日平均渋滞時間 (1箇所あたり平均)	時間	118	100	87	93	85	104
	分	62	52	45	49	44	54

(大阪府警察本部調べ)

資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図

資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況
(平成14年度)

地点 番号	対象道路	環境基準の達成状況（面的評価）〔注1〕						測定結果〔注2〕			
		評価区間	対象 戸数 (百戸)	達成率(%)				評価区間内の 測定地点	用途 地域	測定値 (Leq)	
				昼夜と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼夜と も基準 値超過			昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
1	国道 1号	北区東天満1 ～梅田1	7	80	18	0	1	堀川小学校	商業	67	67
2	市道 大阪環状線	北区天神橋6 ～城東区関目1	30	50	35	0	15	都島区保健福祉 センター分館	商業	70	68
3	国道 2号	福島区福島4 ～西淀川区姫里1	13	76	9	0	15	海老江西小学校	商業	71	69
4	市道 福島桜島線	此花区四貫島1 ～桜島1	8	60	22	0	18	此花郵便局	商業	72	70
5	市道 天神橋天王寺線	北区天神橋1 ～中央区松屋町	18	82	15	0	3	日本郵政公社 近畿支社	商業	69	67
6	府道 大阪八尾線	西区千代崎1 ～中央区南船場4	7	77	16	0	8	西消防署	商業	66	64
7	国道 172号	港区田中3 ～西区川口1	45	80	3	0	17	港郵便局	商業	70	65
8	国道 43号	西成区北津守2 ～港区市岡1	20	47	16	0	37	大正 勤労青少年ホーム	商業	72	72
9	市道 恵比須城東線	天王寺区堀越町 ～中央区森ノ宮中央1	39	87	8	0	4	環境科学研究所	準住居	67	63
10	府道 大阪伊丹線	西成区旭2丁目 ～西区新町1	21	79	4	1	16	塩草小学校	2種住居	69	64
11	国道 43号	西淀川区大野2 ～佃7	2	81	0	12	7	出来島小学校	準住居	70	66
12	国道 176号	淀川区新高3 ～十三本町3	10	50	44	0	6	NTT 淀川支店	準住居	69	66

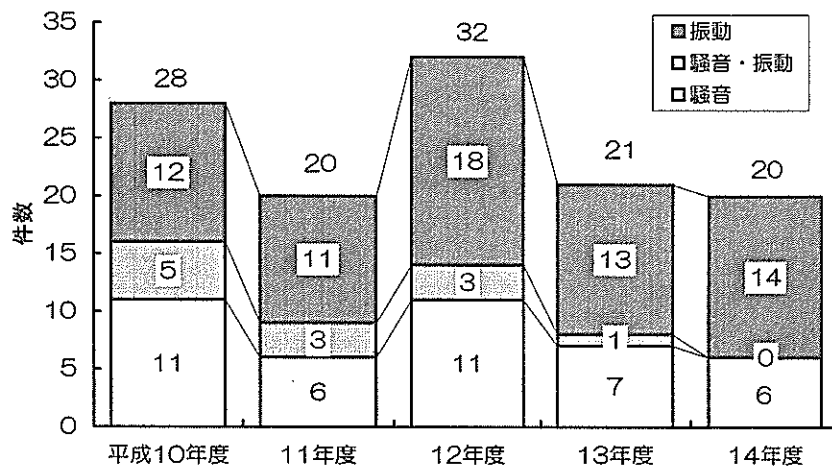
地点 番号	対 象 道 路	環 境 基 準 の 達 成 状 況 (面 的 評 価) [注 1]						測 定 結 果 [注 2]			
		評 価 区 間	対 象 戸 数 (百 戸)	達 成 率 (%)				評 価 区 間 内 の 測 定 地 点	用 途 地 域	測 定 値 (Leq)	
				昼 夜 と も 基 準 値 以 下	昼 間 の み 基 準 値 以 下	夜 間 の み 基 準 値 以 下	昼 夜 と も 基 準 値 超 過			昼 間 (デシ ベ ル)	夜 間 (デシ ベ ル)
13	府道 大阪伊丹線	淀川区十三本町1 ～加島2	15	70	11	0	19	淀川消防署 加島出張所	1種住居	72	69
14	府道 大阪高槻京都線	東淀川区柴島1 ～東浪路5	14	51	12	0	38	柴島中学校	1種住居	71	67
15	府道 大阪高槻線	東淀川区豊新5 ～北江口4	20	42	17	0	41	大阪経済大学	1種住居	73	71
16	国道 308号	中央区安堂寺町通1 ～東成区大今里西1	19	100	0	0	0	水道局 今里営業所	商 業	67	64
17	市道 四天王寺聖線	天王寺区勝山4 ～生野区中川6	8	92	7	0	1	生野区民センター	商 業	68	64
18	市道 中津太子橋線	旭区赤川2 ～太子橋1	19	49	26	0	25	生江障害者会館	近隣商業	71	71
19	国道 1号	旭区高殿7 ～城東区蒲生4	25	34	32	0	34	城東消防署	商 業	72	69
20	府道 大阪生駒線	鶴見区鶴見4 ～安田4	15	38	30	0	32	茨田中学校	商 業	72	68
21	国道 479号	旭区清水5 ～鶴見区鶴見4	22	40	28	0	32	大阪産業大学 附属高校	準住居	69	67
22	府道 大阪和泉泉南線	阿倍野区阿倍野筋1 ～播磨町1	20	55	19	0	26	関西電力 天下茶屋変電所	商 業	72	69
23	国道 26号	住之江区粉浜1 ～堺市妹崎町	27	41	14	0	46	住之江区保健福祉 センター分館	商 業	74	71
24	国道 479号	東住吉区長居公園 ～住之江区浜口西2	30	36	33	0	32	住吉 勤労青少年ホーム	商 業	72	71
25	府道 大阪狭山線	東住吉区東田辺2 ～矢田7	11	65	8	0	27	矢田小学校	準住居	72	68
26	国道 25号	平野区平野東1 ～西脇3	6	67	17	0	17	平野小学校	商 業	72	70
27	府道 住吉八尾線	平野区喜連2 ～長吉出戸8	21	51	18	0	32	長吉東部土地 区画整理事務所	商 業	70	67
28	府道 大阪臨海線	浪速区浪速西3 ～住之江区北加賀屋2	13	46	15	0	40	津守小学校	準工業	75	72
29	府道 大阪港八尾線	住之江区北加賀屋3 ～粉浜1	13	63	8	0	29	フレンドリー 玉出店	準工業	68	64
30	市道 天神橋天王寺線	中央区松屋町 ～天王寺区逢坂1	30	58	33	0	9	高津小学校	商 業	69	68
31	国道 1号	城東区蒲生4 ～北区東天満1	22	23	28	0	49	城東警察署	商 業	70	70
32	国道 308号	東成区大今里西1 ～深江南1	12	82	9	0	9	コクヨ	商 業	67	64
33	国道 479号	鶴見区鶴見4 ～東成区深江北2	26	43	30	0	28	国際柔道センター	準工業	71	69
34	市道 上新庄生野線	城東区鶴野西2 ～森之宮2	21	56	24	0	20	交通局車両部 管理事務所	準工業	69	65
35	市道 大阪環状線	城東区今福西3 ～東成区大今里西1	28	77	19	0	4	中浜下水処理場	準工業	68	66
36	府道 大阪八尾線	東成区大今里西1 ～生野区中川6	22	81	5	2	11	東成会館	商 業	69	66
37	国道 309号	平野区喜連西6 ～平野馬場2	18	99	0	1	0	平野西小学校	1種住居	67	60
38	国道 309号	平野区瓜破南1 ～喜連西6	6	73	7	3	17	瓜破北小学校	準住居	70	66
39	府道 大阪八尾線	大正区三軒家東6 ～西区千代崎1	16	50	4	1	45	大正消防署 泉尾出張所	商 業	72	67
40	府道 大阪池田線	西淀川区大野2 ～御幣島2	8	80	11	2	8	西淀川消防署 大和田出張所	準工業	69	66
41	国道 2号	西淀川区千舟1 ～佃2	6	43	25	0	32	西淀川警察署	商 業	71	68
42	府道 大阪伊丹線	西区新町1 ～福島区福島5	13	96	3	0	1	靱交番	商 業	67	63
43	府道 大阪高石線	阿倍野区昭和町5 ～住吉区芥田10	49	67	21	0	12	我孫子中学校 モーション	商 業	68	65
44	府道 大阪高石線	天王寺区大道2 ～阿倍野区昭和町5	22	69	22	0	9	文書選送 園芸事務所	商 業	71	70
45	府道 大阪和泉泉南線	中央区谷町6 ～阿倍野区阿倍野筋1	31	50	21	0	28	府立特許 情報センター	商 業	69	65
46	府道 大阪臨海線	西区吉野2 ～西成区北津守3	34	56	3	2	39	子供文化センター	商 業	70	65
47	府道 大阪臨海線	住之江区北加賀屋2 ～南加賀屋4	10	44	10	0	45	府立 住之江公園事務所	1種住居	73	70
48	府道 大阪港八尾線	阿倍野区昭和町5 ～平野区背戸口5	17	86	1	4	8	中野中学校	準住居	70	65
49	府道 大阪八尾線	生野区中川6 ～莺北4	13	58	3	0	40	北箕小学校	近隣商業	69	64
50	市道 桜川中之島線	北区中津6 ～浪速区塩草3	44	85	8	0	6	花乃井中学校	商 業	68	64
51	国道 26号	西成区花園北1 ～住之江区粉浜1	31	56	24	0	20	弘治小学校	商 業	72	71
52	府道 平野守口線	旭区清水5 ～東成区深江南3	33	99	0	0	1	関目自動車学校	1種住居	64	56

注1： 面的評価結果は、推計計算による値。

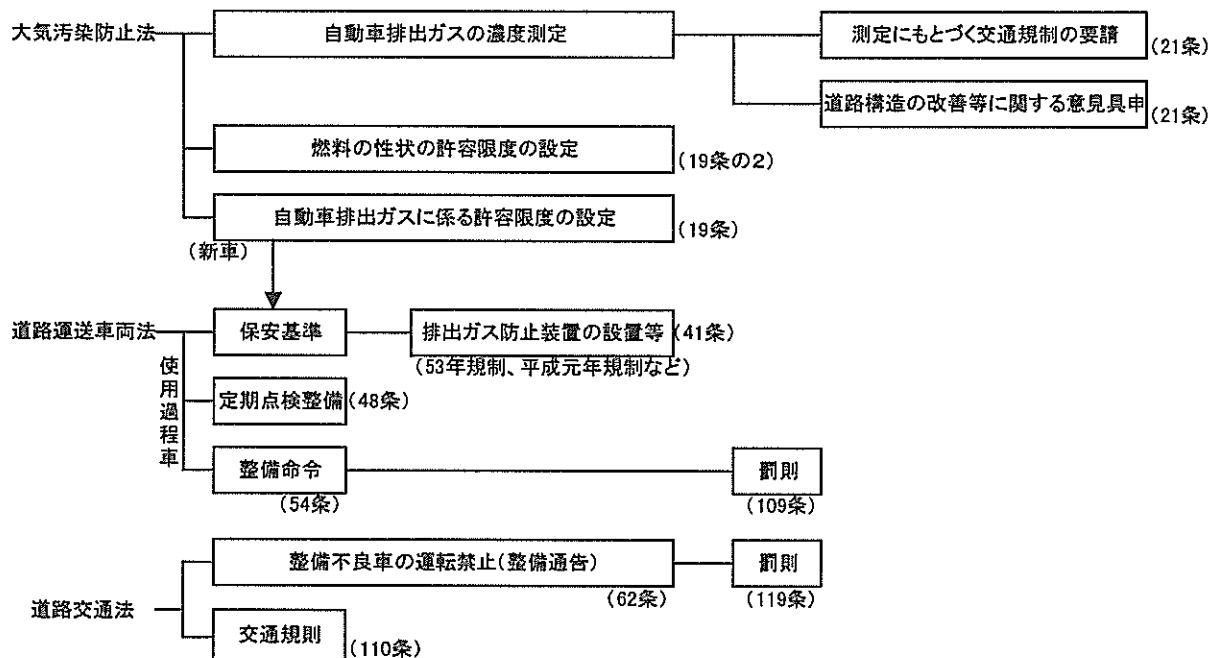
注2： 面的評価を行う区間内において、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

資料１－２－６ 過去５年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係 平成10～14年度)



資料１－２－７ 自動車排出ガス規制の法体系



資料 1-2-8 自動車排出ガス規制の推移（新車）

(1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 ^{※1} の排出量	48年度 ^{※2} 規制	50年度 ^{※2} 規制	53年度 ^{※2} 規制	56年度 ^{※2} 規制	61年度 ^{※2} 規制	63年度 ^{※2} 規制	平成元年 ^{※2} 規制	2年度 ^{※2} 規制
窒素酸化物 NOx	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン (4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	1.60(1.20)	0.48(0.25)					
				LPG	3.13	[29]	[61]	[92]					
			軽貨物車	ガソリン (2サイクル)	0.33	0.50(0.30)	0.50(0.30)	[E]					
				LPG	0.33	[9]	[9]	[E]					
			「軽自動車の貨物車」	ガソリン (4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)				0.74(0.50)
				LPG	3.13	[29]	[41]	[61]	[71]				[84]
		貨物車・バス	軽量車	ガソリン (4サイクル)	0.33	0.50(0.30)			[M]				[V]
				LPG	0.33	[9]							
			「車両総重量1.7t以下」	ガソリン (2サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.40(1.00)	0.84(0.60)		0.48(0.25)		
				LPG	3.17	[29]	[41]	[67]	[81]		[92]		
			中量車 ^{※4}	ガソリン (2サイクル)	0.33	0.50(0.30)			[L]		[R]		
				LPG	0.33	[9]							
窒素酸化物 NOx	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	「車両総重量1.265t以下」	ppm	562.5	ppm	ppm	ppm	ppm	0.98(0.70)		0.72(0.50)
				「車両総重量1.265t超」	ppm	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	[Q]		[79]	[X]
			直接噴射式	中量車	g/km						1.26(0.90)		
				「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km						500(380)		
				重量車1 ^{※4}	g/kWh ^{※5}	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)	[S]		
				「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh ^{※5}		[20]	[32]	[44]	[51]	[58]		
		貨物車・バス	副室式	重量車2	g/kWh						(大型トラクタ クレーンを除く)	(大型トラクタ クレーンのみ)	
				「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh						520(400)	520(400)	
				重量車3	g/kWh					[P]	[58]	[58]	
				「車両総重量12t超」	g/kWh						[U]	[W]	
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	g/km						1.26(0.90)		
				中量車	g/km						350(260)		
窒素酸化物 NOx	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	「車両総重量1.265t以下」	ppm	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		(大型トラクタ クレーンを除く)	(大型トラクタ クレーンのみ)
				「車両総重量1.265t超」	ppm	590(450)	[20]	[32]	[40]	[48]		ppm	ppm
			直接噴射式	中量車	g/km							350(260)	350(260)
				「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km						[53]	[53]	
				重量車1 ^{※4}	g/kWh								
				「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh								
		貨物車・バス	副室式	重量車2	g/kWh								
				「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh								
				重量車3	g/kWh								
				「車両総重量12t超」	g/kWh								
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	g/km								
				中量車	g/km								

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。

※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。

※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※5 単位はg/kmである。

※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4 規	5 年制規	6 年制規	7 年制規	9 年制規	10 年制規	11 年制規	12 年制規	13 年制規	14 年制規	15 年制規	16 年制規	17 年制規	※ 18 年制規	※ 19 年制規
					アイドル 規制 [GF]		0.17(0.08) [97] [GH]					0.08(0.05) [98]		
					アイドル 規制 0.48(0.25) [92] [GD]				0.25(0.13) [96] [GM]					0.08(0.05) [98]
					アイドル 規制 [GG]		0.17(0.08) [97] [GJ]					0.08(0.05) [98]		
		0.63(0.40) [87] [GA]			アイドル 規制 [GC]			0.25(0.13) [96] [GK]				0.10(0.07) [98]		
7.2(5.5) [80] [Z]			5.9(4.50) [83] [GB]		アイドル 規制 [GE]			2.03(1.40) [95] [GL]				0.9(0.7) [98]		
		PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84] [KE]					0.43(0.28) [89] [KM]			0.19(0.14) [95]		
0.84(0.60) [74] [Y]			PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84] [KH]				0.45(0.30) [88] [KN]			0.20(0.15) [95]		
	1.82(1.30) [74] [KB]			0.97(0.70) (MT) [86] [KF]	0.97(0.70) (AT) [86] [KJ]					0.68(0.49) [90] [KQ]		0.33(0.25) ^{※3)} [95]		
				5.80(4.50) [74] [KG]						4.22(3.38) [80] [KR]				
		7.8(6.0) [65] [KC]			5.80(4.50) [74] [KK]							2.7(2.0) [88]		
					5.80(4.50) [74] [KL]						4.22(3.38) [80] [KS]			
	0.84(0.60) [76] [KA]			0.55(0.40) [84] [KE]					0.43(0.28) [89] [KP]			0.19(0.14) [95]		
	1.82(1.30) [53] [KB]			0.97(0.70) (MT) [75] [KF]	0.97(0.70) (AT) [75] [KJ]					0.68(0.49) [83] [KQ]		0.33(0.25) ^{※3)} [91]		
				5.80(4.50) [59] [KG]						4.22(3.38) [69] [KR]				
		6.8(5.0) [53] [KC]			5.80(4.50) [59] [KK]							2.7(2.0) [82]		
						5.80(4.50) [59] [KL]					4.22(3.38) [69] [KS]			

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

注3 []は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO₂・HC

排出ガスの種類	自動車の種類				単位	従来車 ^{※1} の排出量(平均値)	48年度規	50年度規	61年度規	62年度規	63年度規	64年度規	65年度規	66年度規	67年度規	68年度規	69年度規	70年度規	71年度規	72年度規	73年度規	74年度規	75年度規	76年度規	77年度規	78年度規	79年度規	80年度規	
一酸化炭素 CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4)	2.7(2.1)																					
				LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	2.7(2.1)																					
				ガソリン	g/km	20.4	26.0(18.3)	2.7(2.1)																					
		貨物車・バス	軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)																					
				LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)																					
				ガソリン	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)																					
			軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)																				
				LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)																				
				ガソリン	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)	2.7(2.1)																				
			中量車 ^{※2} 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)																					
				LPG	g/km	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)																					
				ガソリン	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)																					
		重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	ガソリン	g/kWh	1.34	1.6(1.2)	1.1(0.8)																					
				LPG	g/kWh	0.93	1.1(0.8)	1.1(0.8)																					
				ガソリン	g/kWh	0.93	1.1(0.8)	1.1(0.8)																					
炭化水素 HC ^{※5}	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	0.39(0.25)																					
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	0.39(0.25)																					
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	0.39(0.25)																					
		貨物車・バス	軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)																					
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)																					
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)																					
			軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)																				
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)																				
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)	0.39(0.25)																				
			中量車 ^{※2} 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)																					
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)																					
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)																					
		重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	ガソリン	g/kWh	514	520(416)	1.9																					
				LPG	g/kWh	485	440(352)	1.9																					
				ガソリン	g/kWh	485	440(352)	1.9																					
炭化水素 HC ^{※5}	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
				LPG	g/km	567	567	670(510)																					
				ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
		貨物車・バス	軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
				LPG	g/km	567	567	670(510)																					
				ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
			軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
				LPG	g/km	567	567	670(510)																					
				ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
			中量車 ^{※2} 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
				LPG	g/km	567	567	670(510)																					
				ガソリン	g/km	567	567	670(510)																					
		重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	重量車 ^{※2} 「車両総重量3.5t超」	ガソリン	g/kWh	567	567	670(510)																					
				LPG	g/kWh	567	567	670(510)																					
				ガソリン	g/kWh	567	567	670(510)																					

- ※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 ※2 平成13年規制より軽(ガソリン・LPG)は、1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。
 ※3 平成17年規制(ディーゼル)では、重量車区分となる。
 ※4 単位は、g/kmである。
 ※5 大気汚染防止法に基づき「自動車排出ガスの許容限度」
 ※6 17年及び19年については非メタン炭化水素(NMHC)の値である。
 ※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。
 注2 規制値の[]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

14 規	年 制	15 規	年 制	16 規	年 制	17 年 ※ 5 規 制	19 年 ※ 5 規 制
						1.92(1.15)	
						1.92(1.15)	
5.11(3.30)							6.67(4.02)
[84]							
5.11(3.30)							6.67(4.02)
[72]							
						1.92(1.15)	
						1.92(1.15)	
						4.08(2.55)	
						4.08(2.55)	
						21.3(16.0)	
						21.3(16.0)	
0.98(0.63)						0.84(0.63)	
0.98(0.63)						0.84(0.63)	
		0.98(0.63)				0.84(0.63)※4)	
		3.46(2.22)				2.95(2.22)	
			3.46(2.22)				
						0.08(0.05)	
						0.08(0.05)	
0.25(0.13)							0.08(0.05)
[97]							
0.25(0.13)							0.08(0.05)
[96]							
						0.08(0.05)	
						0.08(0.05)	
						0.08(0.05)	
						0.08(0.05)	
						0.31(0.23)	
						0.31(0.23)	
0.24(0.12)						0.032(0.024)	
0.24(0.12)						0.032(0.024)	
		0.24(0.12)				0.032(0.024)※4)	
		1.47(0.87)				0.23(0.17)	
			1.47(0.87)				

③ PM

排出ガス の 種 類	自 動 車 の 種 類		単 位	5 規	6 年 制	9 年 制	10 年 制	11 年 制	14 年 制	15 年 制	16 年 制	17 年 規 制 ^{※1}
粒 子 状 物 質 P M	デ ィ ー ゼ ル 車	乗用車 「車両重量 1.265t以下」 「乗車定員 10人以下」	g/km		0.34(0.2)	0.14(0.03)			0.11(0.052)			0.017(0.013)
		軽 車 「車両総重量 1.7t以下」	g/km	0.34(0.2)		0.14(0.09)			0.11(0.052)			0.017(0.013)
		中 車 「車両総重量 1.7t超2.5t以下」	g/km	0.43(0.25)		(MT) 0.18(0.09)	(AT) 0.18(0.09)			0.12(0.06)		0.020(0.015) ^{※2}
		重 量 車 1 ^{※1} 「車両総重量 2.5t超3.5t以下」	g/kWh		0.96(0.7)	0.49(0.25)				0.35(0.18)		0.020(0.015)
		重 量 車 2 ² 「車両総重量 3.5t超12t以下」	g/kWh			0.49(0.25)				0.35(0.18)		0.036(0.027)
		重 量 車 3 ³ 「車両総重量 12t超」						0.49(0.25)			0.35(0.18)	

※1 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※2 単位がg/kmに変更となるため、削減率の算出ができない。

※3 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

注1 規制値の()内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[]内の数値は、最初の規制値(5年又は6年規制)からの削減率である。

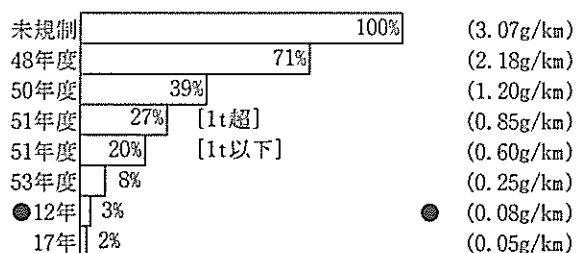
資料 1-2-9 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期											
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日	11年 10月1日	15年 10月1日
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車	アイドリング時	5.5%	(軽自動車除く) 4.5%	48年度規制以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%						(4リットルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%		
	炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車					(乗用車のみ)	(乗用車以外)						
4リットル						1,200ppm	1,200ppm				軽自動車 500ppm その他 300ppm			
特殊エンジン						3,300ppm	3,300ppm							
2リットル						7,800ppm	7,800ppm							
ディーゼル黒鉛	ディーゼル車	無負荷急加速時					50%		軽・中量車 40%	乗用車・重量車 40%	車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1,265t以下の乗用車 25%	車両総重量3.5t超12t以下の貨物車・バス及び車両重量1,265t超の乗用車 25%	車両総重量12t超の貨物車・バス 25%	軽油を燃料とする特殊自動車 40%

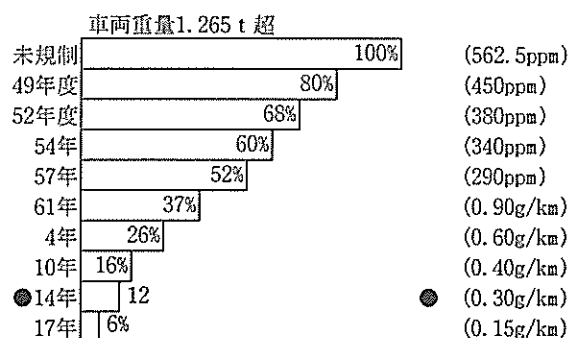
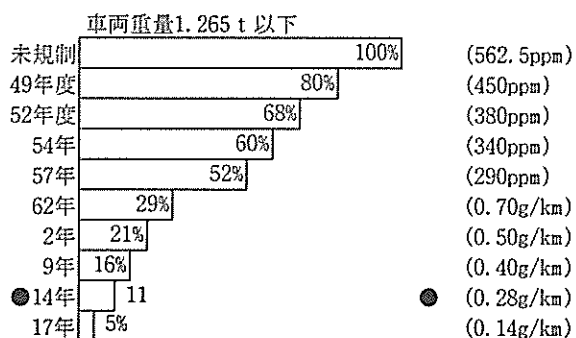
資料１－２－１０ 自動車排出ガスの規制強化の推移

①乗用車

(ア) ガソリン・LPG車

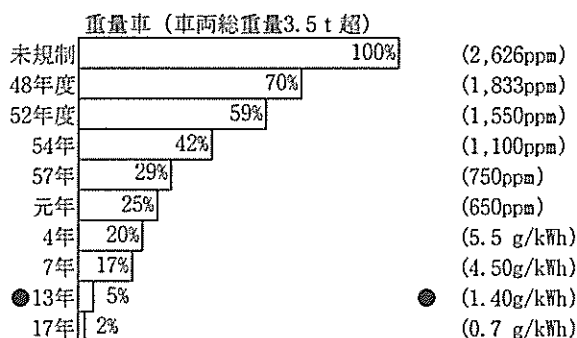
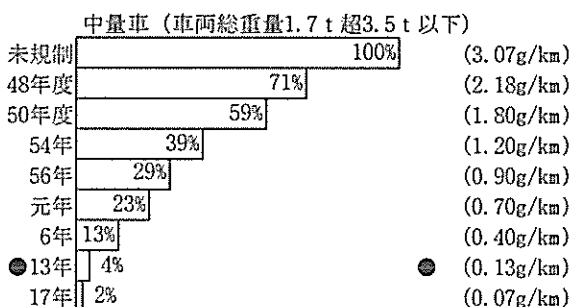
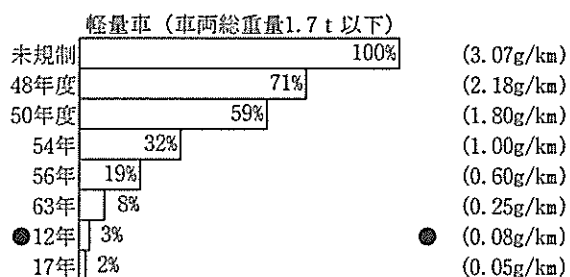
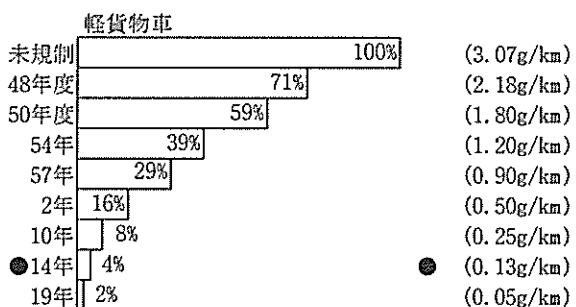


(イ) ディーゼル車

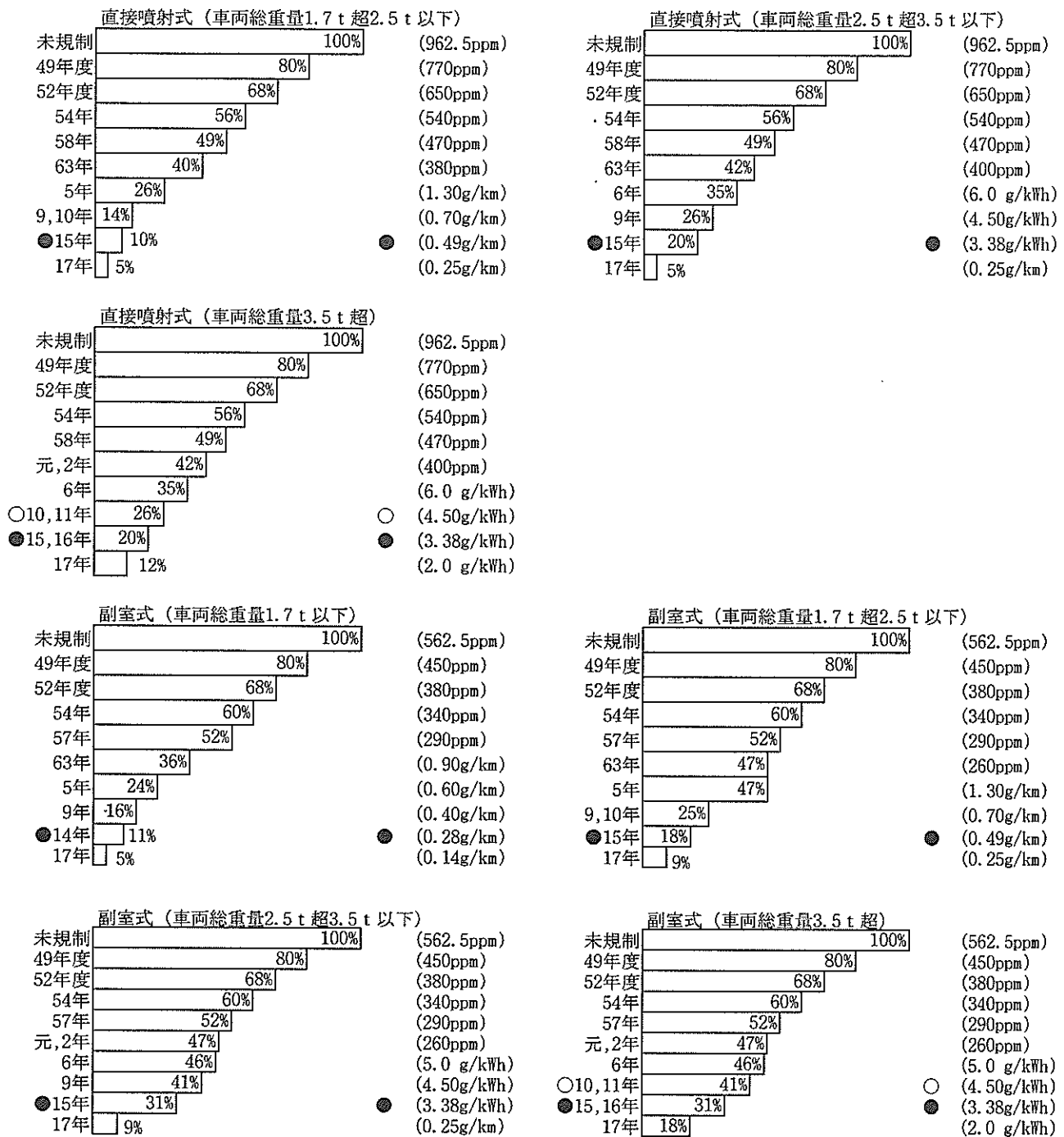


②貨物車・バス

(ア) ガソリン・LPG車



(イ) ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。(車両総重量12t超のディーゼル車は○印)

注2 () 内は、規制値 (平均値) を示す。

注3 ②貨物車・バスの (ア) ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7 t 超2.5 t 以下、重量車については2.5 t 超である。

資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位: g/km)

車 種	燃 料	新 車			使用過程車			
		試験 モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)	試験 モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
4リットルガソリン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング 時	4.5%	2,000ppm
2リットルガソリン車		モード	14.4	5.26	0.14			7,800ppm

車 種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

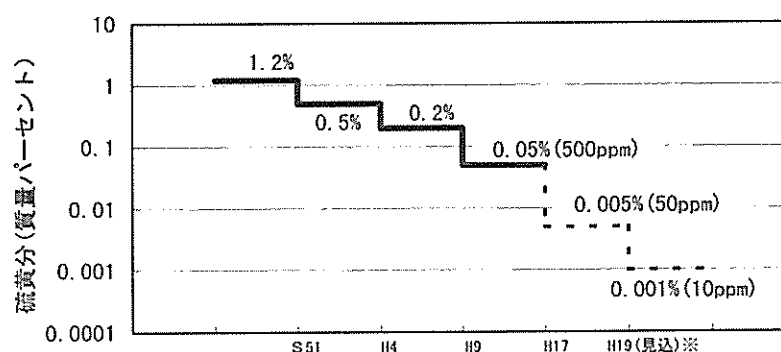
自動車の種類 定格出力		単位	排出ガスの種類				
			窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙
特殊自動車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の()内の数値は平均値

資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチル・tert-ブチル・エーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽 油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



※第七次答申において軽油中に含まれる硫黄分の許容限度はH19から10ppmに低減することが提言されている。

資料 1-2-15 自動車単体騒音規制の推移

(単位：デシベル)

自動車の種別	規制内容	定常走行騒音			排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音		
		昭和26年	46年規制	平成10年～13年規制	昭和26年	46年規制	60年～63年規制	平成10年～13年規制	46年規制	51・52年規制	57年～62年規制
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの			83(13年)							平成10年～13年規制
	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車										83(61年)
	トラック		(84) 80	82(13年)		80	107(63年)	99(13年)	92	89	86
中型車	バス			82(10年)				99(10年)			83(60年)
	全輪駆動車										83(59年)
	トラック		(82) 78	80(13年)		78	105(63年)	98(13年)	89	87	86
小型車	バス			79(13年)				98(12年)			80(12年)
	車両総重量が1.7トンを超えるもの			74(12年)							76(12年)
	車両総重量が1.7トン以下のもの		(78) 74	74(11年)	85	74	103(63年)	97(11年)	85	83	81
乗用車	ポルシェ型のもの			74(11年)				97(11年)			76(11年)
	キャブオーバー型(ポルシェ型以外のもの)			74(12年)				97(12年)			76(12年)
	乗車定員6人を超えるもの		(74) 70	72(11年)		70	103(63年)	96(11年)	84	82	81
二輪自動車	乗車定員6人以下のもの			72(10年)				96(10年)			76(10年)
	総排気量0.250リットルを超えるもの										
	総排気量0.125リットルを超えるもの		70	72(13年)		74	99(60年)	94(13年)	86	83	78
原動機付自転車	総排気量0.050リットルを超えるもの			71(10年)				94(10年)	84		75(60年)
	総排気量0.125リットルを超えるもの										
	総排気量0.050リットルを超えるもの		70	68(13年)		70	95(60年)	90(13年)	82	79	75
使用過程車	第一種原動機付自転車		(69. 6)	65(10年)				84(10年)	80		72(59年)
	第二種原動機付自転車										
	第三種原動機付自転車										
全 車		85	85	85	85	85	新車と同一	新車と同一	新車と同一		

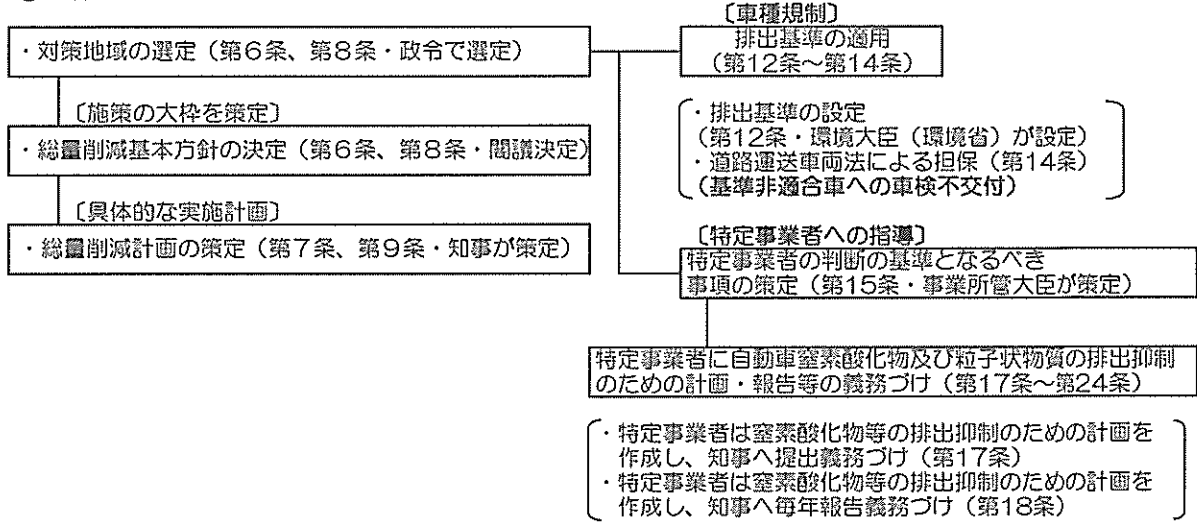
1. 定常走行騒音の現行の欄中()内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。

2. 近接排気騒音の欄中[]内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

3. 規制年については、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料 1－2－16 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の
特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
(自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物：0.48g/km（昭和63年規制ガソリン車並）
		粒子状物質：0.055g/km（注1）
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物：0.63g/km（平成6年規制ガソリン車並）
		粒子状物質：0.06g/km（注1）
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物：5.9g/kWh（平成7年規制ガソリン車並）
		粒子状物質：0.175g/kWh（注1）
	3.5t超	窒素酸化物：5.9g/kWh（平成10年規制ディーゼル車並）
		粒子状物質：0.49g/kWh（平成10年規制ディーゼル車並）
ディーゼル乗用車（注2）	窒素酸化物：0.48g/km（昭和53年規制ガソリン車並）	
	粒子状物質：0.055g/km（注1）	

（注1） 粒子状物質排出基準値は、新短期規制（平成14年から実施）の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第4次答申平成12年11月）を踏まえたもので、この答申において、新長期規制（平成17年から実施予定）については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

（注2） 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

資料１－２－１７ 自動車の燃費基準について

対象車種と目標年度及び目標基準値

【ガソリン乗用自動車】

目標年度：2010年度

区分 (車両総重量：kg)	～702	703 ～827	828 ～1015	1016 ～1265	1266 ～1515	1516 ～1765	1766 ～2015	2016 ～2265	2266～
目標基準値 (km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【ディーゼル乗用自動車】

目標年度：2005年度

区分 (車両総重量：kg)	～1015	1016 ～1265	1266 ～1515	1516 ～1765	1766 ～2015	2016 ～2265	2266～
目標基準値 (km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

【車両総重量2.5 t 以下のガソリン貨物自動車】

目標年度：2010年度

目標年度：2016年度

区分 (車両総重量：kg)	軽貨物					軽量貨物		中量貨物			
	～702		703～827		828～	～1015	1016～	～1265		1266	1516～
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B	～1515	
AT目標基準値 (km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	
MT目標基準値 (km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3

【車両総重量2.5 t 以下のディーゼル貨物自動車】

目標年度：2005年度

区分 (車両総重量：kg)	軽貨物	中量貨物				
		～1265		1266	1516	1766～
		構造A	構造B	～1515	～1765	
AT目標基準値 (km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9
MT目標基準値 (km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5	

(注) 軽貨物：軽貨物自動車

軽量貨物：車両総重量1.7 t 以下の貨物自動車

中量貨物：車両総重量1.7を超え2.5 t 以下の貨物自動車

構造A：①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る）

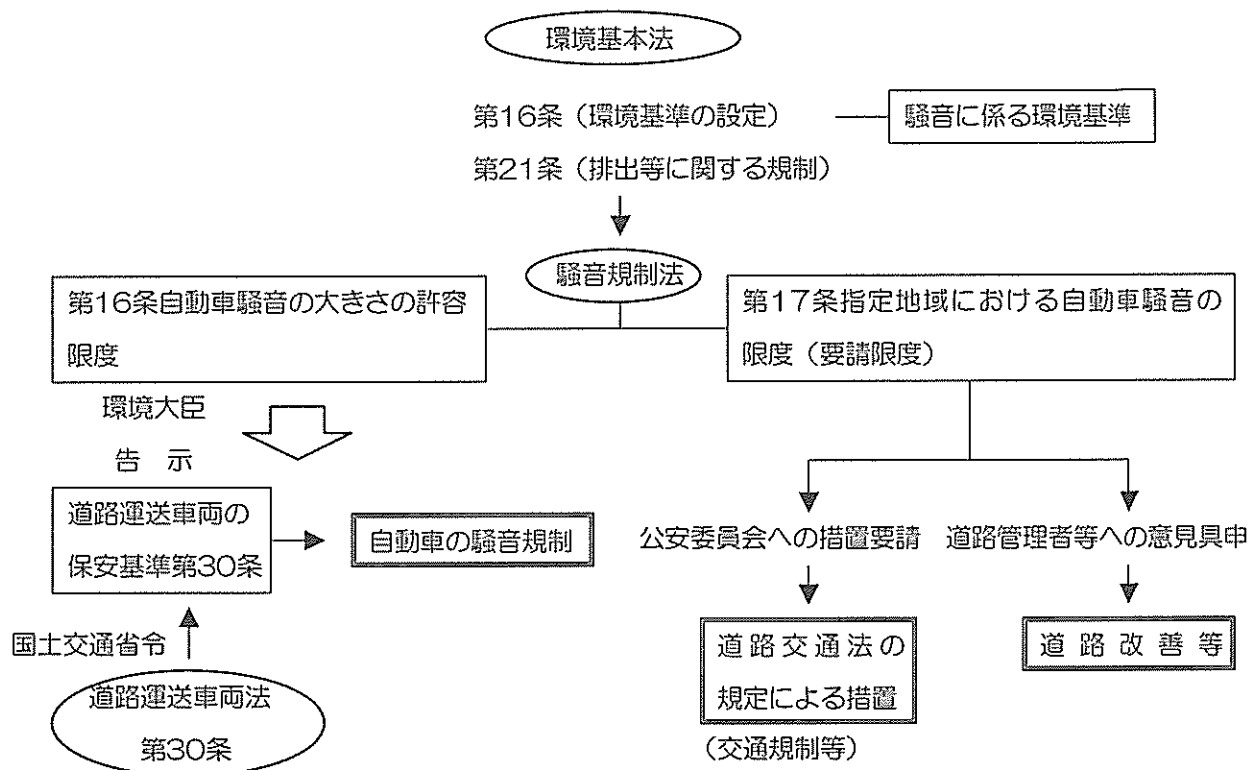
構造B：構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の型式指定を受けたものである

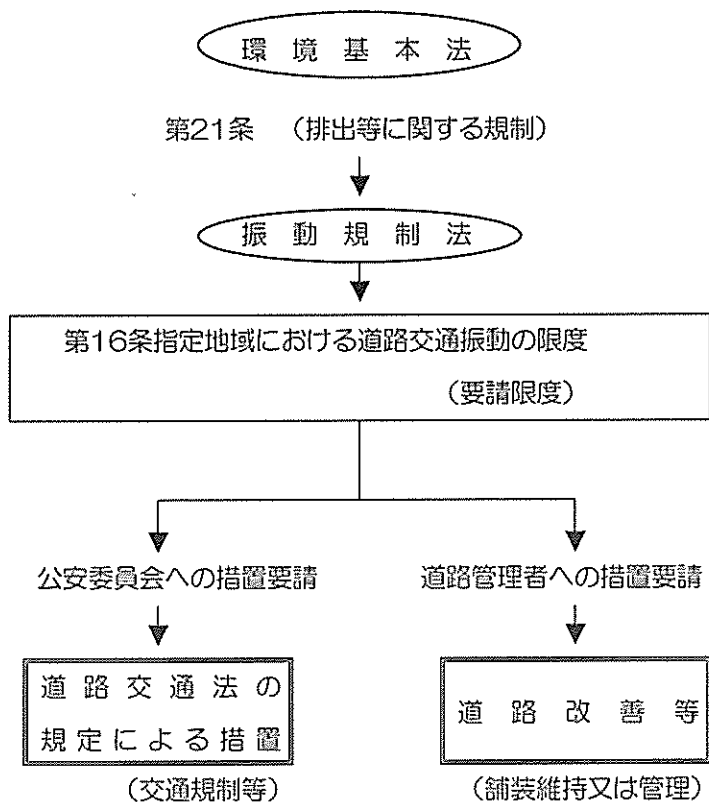
※ 燃費は10・15モード燃費

（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

資料 1－2－18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1－2－19 道路交通振動に関する法体系



車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	5
		軽貨物	6
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1
	環境事業局	ごみ収集車(小型2tクラス)	186
		大型塵芥車	4
	建設局	軽貨物	1
		道路作業車	20
	都市環境局	軽貨物	16
		小型貨物	1
		公害パトロール車(軽貨物)	14
		道路作業車	12
	水道局	軽貨物	12
	交通局	市バス	98
小 計			376
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	7
	ゆとりとみどり振興局	軽貨物	2
	都市環境局	公害パトロール車(軽貨物)	11
		公害パトロール車(小型乗用)	1
	港湾局	道路作業車	1
		マイクロバス	2
	水道局	軽貨物	5
小 計			29
ハイブリット自動車	健康福祉局	普通乗用	1
	環境事業局	小型乗用	1
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6
	水道局	小型乗用	1
	交通局	市バス	17
	小 計		26
LPG貨物車			0
低公害車 計			431
LEV-6	乗用車		163
	貨物・特種・乗合		1,490
LEV-6 計			1,653
合 計			2,084

資料 1-2-21 L E V-6 排出ガス指定基準

車種等	適用時期	走行モード	排 出 ガ ス 値											
			窒素酸化物 (NO _x)				炭化水素 (HC)				粒子状物質 (PM)			
			規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	---			
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55				
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03				
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88				
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02				
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55				
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 または (H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05

* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)

注:12t超の重量車については、平成15年10月1日適用とする。

注1) 単位10・15モード:g/km、11モード:g/test、13モード:g/kWh

2) 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3) 燃費基準については、今後別途定める。

4) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成15・16年新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす。

この措置については、平成15・16年新短期規制の施行から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15・16年新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの(以下「低PM車」という。)は、新長期規制の施行をめぐり指定を解除するものとする。

	車両総重量3.5t～12t	車両総重量12t～
LEV-6指定基準	3.38g/kWh	
適用期間	H14.10.1～H16.8.31	H15.10.1～H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制施行をめぐり指定解除	

5) 改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	重量車	
	(3.5t～12t)	(12t～)
LEV-6指定基準	3.6g/kWh	
適用期限	～H14.9.30	～H15.9.30
指定解除	H15.10.1	H16.10.1

(京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会)

資料 1－2－22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動
実施内容

啓発媒体	内 容
ラジオ ラジオスポット 放送（朝日、毎日、大阪、FM 802、fm OSAKA）	朝夕の通勤時間帯に、不要なアイドリングの停止を訴えかけるスポット放送を行いました。（1回20秒、在阪5局延べ25回、12月2日（月）～20日（金）までの土・日を除く15日間）
街頭キャンペーン	2002ニューアース会場及び集客施設周辺においてアンケート及びリーフレットを配付しました。（平成14年10月16日（水）～10月19日（土）〔インテックス大阪〕）
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布しました。また、保健センター（24ヶ所）、区役所（24ヶ所）主な集客施設に設置しました。
ポスター	地下鉄車内吊り（12月14日（土）～16日（月）、他7回）、市関係庁舎（12月～3月）、地下鉄駅構内掲示板（12月25日～1月7日）、市バス側面広告（12月1日～1月31日）、市内広報版（12月・3月上旬）、市立小学校（12月～3月）に設置しました。
コンピュータサイン	マルビル屋上のコンピュータサインで、クリーンドライビングを呼びかける放映を行いました。（12月上旬、1日2回）
啓発ビデオの放映	地下鉄モールボードで、クリーンドライビングを呼びかける放映を行いました。（通年）
啓発グッズの配布	各種イベントにおいて、ポケットティッシュ等のグッズを配布しました。

資料１－３－１ 神崎川水域におけるＢＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	H.5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	小松橋	神崎川	B	3.8	3.2	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0
2	吹田橋	"	B	6.5	6.7	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4
3	新三国橋	"	B	2.8	3.7	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8
4	神崎橋	"	B	2.4	4.1	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8
5	千船橋	"	B	1.7	3.2	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4
6	辰巳橋	" (左門殿川)	B	2.2	3.2	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5
7	新京阪橋	安威川	C	5.7	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

3. 神崎川は平成13年3月30日にE類型よりB類型に変更。

4. 安威川は平成14年6月18日にE類型よりC類型に変更。

資料１－３－２ 淀川水域におけるＢＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	H.5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
8	JR 赤川鉄橋	淀川	B	2.0	2.5	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8
9	伝法大橋	"	D	3.1	5.4	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7

(注) 数値は年平均値である。

資料１－３－３ 寝屋川水域におけるＢＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	H.5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
10	今津橋	寝屋川	E	*9.7	*11	*12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5
11	新喜多大橋	"	E	*14	*12	9.6	*11	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6
12	京橋	"	E	4.7	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9
13	徳栄橋	古川	E	*13	*14	*12	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	*15	*13	*13	*13	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1
15	下城見橋	"	E	12	*10	*12	*14	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8
16	中竹淵橋	平野川	E	*23	*29	*29	*28	*23	*17	*18	*18	*19	*15
17	安泰橋	"	E	*31	*31	*28	*27	*22	*14	*16	*14	*16	*13
18	陸橋	"	E	*19	*27	*14	*19	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5
19	南弁天橋	"	E	*14	*22	*16	*18	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4
20	城見橋	"	E	*12	*11	*12	*14	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6
21	片一橋	平野川分水路	E	*10	8.0	9.0	*10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9
22	天王田大橋	"	E	9.2	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8
23	赤川橋	城北川	C	3.1	3.0	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

資料１－３－４ 大阪市内河川水域におけるＢＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
24	毛馬橋	大川	C	2.0	2.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6
25	桜宮橋	〃	C	1.8	2.5	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4
26	天神橋(右)	堂島川	C	4.0	4.2	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*5.2	*5.4	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5
28	天保山渡	安治川	C	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	2.8	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0
30	春日出橋	六軒家川	C	3.1	*4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8
31	本町橋	東横堀川	C	4.1	5.2	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0
32	大黒橋	道頓堀川	C	2.4	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9
33	甚兵衛渡	尻無川	C	3.1	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1
34	千本松渡	木津川	C	3.1	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1
35	船町渡	木津川運河	C	2.1	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	5.9	*6.5	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6

- (注) 1. 数値は年平均値である。
2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料１－３－５ 大和川水域におけるＢＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
37	浅香 新取水口	大和川	C	*13	*17	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9
38	遠里小野橋	〃	D	*11	*20	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。
2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料１－３－６ 大阪港湾水域におけるＣＯＤの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	類型	H.5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
39	神崎川河口	C	4.8	5.3	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7
40	中島川河口	C	5.4	6.4	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1
41	淀川河口	C	4.1	4.9	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5
42	正蓮寺川河口	C	4.7	6.1	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8
43	木津川河口	C	5.2	4.8	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4
44	No.5 ブイ跡	C	3.9	4.2	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9
45	第一号岸壁	C	4.5	4.6	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2
46	No.25 ドルフィン	C	4.5	5.6	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4
47	北港沖1,000m	C	3.4	3.6	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0
48	関門外1,200m	C	3.5	3.4	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9
49	南港	C	3.6	3.9	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3
50	大阪湾C-3	C	3.4	3.9	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8

- (注) 数値は年平均値である。

資料 1 - 3 - 7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成14年度）

① 河川（38地点）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.0~7.6	9.3	3.0 (3.6)	5.2	8
2	吹田橋	"	B	7.2~7.8	7.7	4.4 (4.8)	6.7	8
3	新三国橋	"	B	6.7~8.1	8.0	2.8 (3.2)	6.0	7
4	神崎橋	"	B	6.6~8.1	7.7	2.8 (3.0)	5.8	5
5	千船橋	"	B	7.2~8.3	7.3	2.4 (3.0)	6.7	8
6	辰巳橋	" (左門殿川)	B	6.6~8.4	7.7	2.5 (3.2)	5.6	4
7	新京阪橋	安威川	C	6.8~7.9	7.9	3.5 (4.1)	6.6	9
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3~8.2	9.3	1.8 (2.2)	4.4	6
9	伝法大橋	"	D	7.5~8.8	9.6	4.7 (5.7)	6.2	9
10	今津橋	寝屋川	E	6.8~7.3	3.5	9.5 (11)	11	10
11	新喜多大橋	"	E	7.0~7.6	4.0	9.6 (15)	10	9
12	京橋	"	E	6.9~7.2	6.4	4.9 (6.6)	8.3	9
13	徳栄橋	古川	E	6.7~7.1	2.8	8.1 (12)	10	12
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	6.9~7.4	5.4	8.8 (11)	10	6
15	下城見橋	"	E	6.7~7.3	4.8	7.8 (9.2)	11	9
16	中竹洲橋	平野川	E	6.8~7.4	3.7	15 (17)	20	22
17	安泰橋	"	E	6.8~8.0	5.3	13 (16)	18	23
18	睦橋	"	E	6.8~7.4	5.9	8.5 (9.6)	14	17
19	南弁天橋	"	E	6.7~7.2	2.7	6.4 (6.4)	12	8
20	城見橋	平野川	E	6.7~7.2	3.9	6.6 (6.8)	11	10
21	片一橋	平野川分水路	E	6.6~7.2	5.1	5.9 (6.4)	12	7
22	天王田大橋	"	E	6.5~7.0	5.2	6.8 (7.9)	12	10
23	赤川橋	城北川	C	7.3~7.9	8.8	1.7 (2.0)	4.7	12
24	毛馬橋	大川	C	7.3~7.9	9.4	1.6 (1.8)	4.2	5
25	桜宮橋	"	C	7.0~7.5	9.6	1.4 (1.4)	4.0	8
26	天神橋（右）	堂島川	C	7.0~7.2	8.5	2.4 (2.6)	5.2	8

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
27	天神橋（左）	土佐堀川	C	7.0～7.1	7.0	3.5 (4.3)	6.7	8
28	天保山渡	安治川	C	7.5～8.5	7.3	1.4 (1.8)	4.6	8
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.2～8.7	6.2	3.0 (3.3)	7.2	10
30	春日出橋	六軒家川	C	7.1～8.5	7.6	1.8 (2.4)	5.9	7
31	本町橋	東横堀川	—	6.8～7.3	6.4	3.0 (3.7)	6.9	7
32	大黒橋	道頓堀川	C	6.8～7.2	5.6	2.9 (3.3)	6.4	6
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.1～8.1	5.9	2.1 (2.7)	6.2	7
34	千本松渡	木津川	C	7.2～7.8	6.1	2.1 (2.4)	6.3	7
35	船町渡	木津川運河	C	7.3～8.6	7.5	1.9 (2.0)	5.6	8
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	7.1～7.3	5.7	3.6 (3.6)	9.6	8
37	浅香新取水口	大和川	C	7.7～8.3	9.4	4.9 (7.4)	8.2	12
38	遠里小野橋	〃	D	7.7～8.0	9.0	6.4 (7.7)	8.7	11

（注）数値は年平均値である。ただし（ ）の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域（12地点）

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口	C	7.4～8.6	6.4	6.7 (7.7)	3.3	3.5	0.28	—
40	中島川河口	C	7.2～8.2	5.8	6.1 (6.6)	3.0	—	—	—
41	淀川河口	C	7.5～9.2	8.5	5.5 (5.8)	2.7	1.9	0.22	—
42	正蓮寺川河口	C	7.5～8.6	7.5	5.8 (6.4)	3.9	—	—	—
43	木津川河口	C	7.2～8.1	5.7	6.4 (7.2)	2.3	4.1	0.23	—
44	No.5 ブイ跡	C	7.6～8.7	7.7	4.9 (5.8)	2.0	2.0	0.12	—
45	第一号岸壁	C	7.5～8.5	6.5	4.2 (4.6)	2.0	—	—	—
46	No.25 トルフィン	C	7.8～8.7	8.4	4.4 (5.6)	2.8	1.6	0.11	—
47	北港沖1,000m	C	8.0～8.8	8.2	4.0 (4.8)	2.8	1.0	0.076	—
48	関門外1,200m	C	8.1～9.1	8	4.9 (5.6)	2.4	1.3	0.092	—
49	南 港	C	7.4～8.9	7.1	5.3 (6.0)	2.4	1.8	0.11	—
50	大阪湾C-3	C	7.9～8.6	5.9	3.8 (4.2)	—	1.1	0.084	ND

資料 1 - 3 - 8 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位 : COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニウムイオン : mg/L、
温度 : °C、電気伝導度 : $\mu S/cm$ 、酸化還元電位 : mV)

水域	観測局	年度 項目	平成 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
神 崎 川	下新庄(神崎川)	C O D	5.9	7.3	6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4	5.7
		溶 存 酸 素	7.2	5.7	6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0	6.9
		水 温	17	19	18	18	18	19	19	18	19	18
		p H	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁 度	25	23	25	21	23	21	21	21	18	19
		電 気 伝 導 度	343	503	446	387	352	363	409	403	390	408
		アンモニウムイオン	2.3	5.4	3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3	1.3
	出来島(神崎川)	C O D	5.2	5.8	6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2	5.0
		溶 存 酸 素	4.4	3.7	4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7	4.8
		水 温	18	20	18	18	18	19	19	18	19	18
		p H	7.3	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6
		濁 度	17	14	18	16	17	14	12	12	11	11
		アンモニウムイオン	—	(2.1)	2.6	2.7	2.3	2.3	—	—	—	—
	今津橋(寝屋川)	C O D	12	15	14	13	12	11	11	12	11	12
		溶 存 酸 素	0.7	0.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4	2.1
		水 温	21	21	19	20	19	20	20	20	21	20
		p H	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9
		濁 度	30	25	26	29	26	26	23	21	18	19
		電 気 伝 導 度	446	618	529	528	483	475	480	495	490	495
		塩 素 イ オ ン	68	138	102	106	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	—	11	11	9.1	7.9	5.1	3.8
寝 屋 川	京橋(寝屋川)	C O D	9.2	10	10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	8.2
		溶 存 酸 素	3.8	3.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3	5.0
		水 温	19	20	18	18	19	19	20	20	19	19
		p H	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0
		濁 度	28	30	32	30	30	26	26	24	21	19
		電 気 伝 導 度	412	561	494	425	399	396	400	396	383	405
		酸化還元電位	+ 9	+ 68	+ 77	+ 56	+97	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	5.5	6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9	3.0
	衛門橋(平野川)	C O D	14	15	15	14	13	12	13	12	13	12
		溶 存 酸 素	1.0	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4	1.6
		水 温	19	21	19	20	20	20	20	20	21	20
		p H	6.9	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9
		濁 度	16	14	14	15	14	12	17	17	15	15
		電 気 伝 導 度	539	640	591	582	527	520	548	565	568	546
		アンモニウムイオン	8.4	10	12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	6.5

水域	観測局	年度 項目	平成 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
大阪市内河川	大黒橋(道頓堀川)	C O D	5.2	5.5	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6	5.4
		溶 存 酸 素	4.2	3.8	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2	3.4
		水 温	17	19	18	18	18	19	18	18	18	19
		p H	7.0	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0
		濁 度	17	13	12	12	9	7	5	7	6	7
		電 気 伝 導 度	*3,250	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966	*2,155
		酸化還元電位	+ 19	+ 20	+ 51	—	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9	1.7
	安治川(安治川)	C O D	4.5	5.2	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4	4.6
		溶 存 酸 素	6.7	5.9	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9	5.5
		水 温	17	19	18	(10)	18	18	18	19	18	18
		p H	7.2	7.3	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5
		濁 度	20	14	18	(15)	16	15	13	13	12	10
		アンモニウムイオン	1.9	2.6	2.7	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千本松(木津川)	C O D	4.3	4.7	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7	3.0
		溶 存 酸 素	3.8	3.8	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4	4.6
		水 温	18	19	18	18	19	(14)	19	19	19	18
		p H	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5	7.7
		濁 度	10	8	9	9	9	(12)	9	4	3	2
		アンモニウムイオン	2.7	2.6	2.9	2.9	2.4	—	—	—	—	—
	尻無川(尻無川)	C O D	4.3	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8	4.0
		溶 存 酸 素	3.6	3.3	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9	4.3
		水 温	17	19	17	18	18	19	19	19	18	19
		p H	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4
		濁 度	16	14	17	18	18	14	6	6	6	5
		アンモニウムイオン	2.4	2.1	2.0	2.2	1.8	2.1	—	—	—	—
	大川(大川)	C O D	4.0	4.2	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5	3.5
		溶 存 酸 素	8.8	8.5	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.8
		水 温	16	18	16	17	18	18	18	17	18	17
		p H	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
		濁 度	26	16	19	18	17	18	17	15	14	13
		電 気 伝 導 度	168	213	188	185	173	163	175	179	179	189
		塩 素 イ オ ン	20	26	21	21	18	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1

(注) ①—は非測定

②()は有効測定日数(1日あたり18時間以上測定の日)が年間1/2未満

③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当

資料 1-3-9 大阪港港湾区域底質調査結果 (平成14年度)

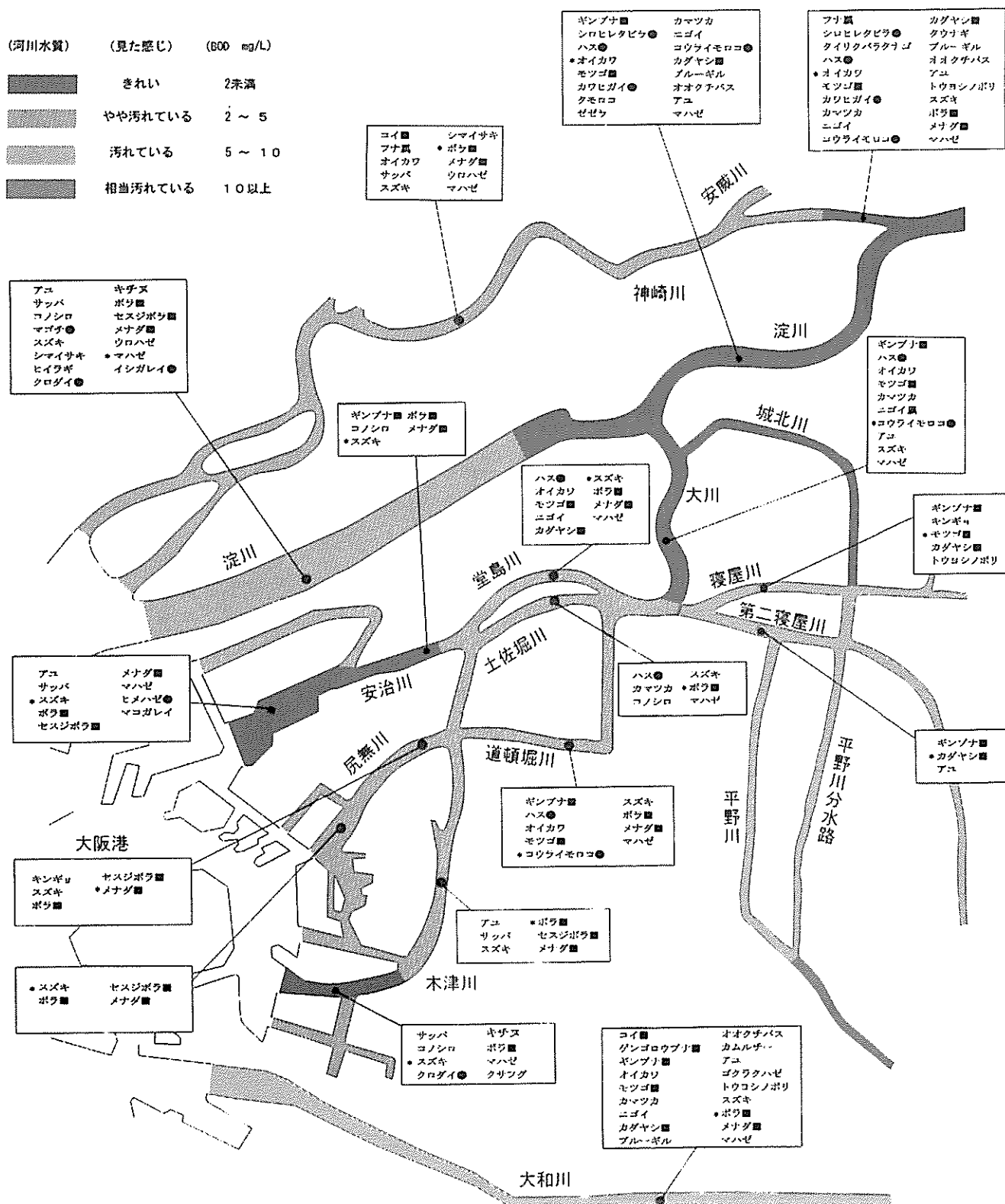
(ドライ値)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	CODsed (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム又はその化合物 (mg/kg)	シアン化合物 (mg/kg)	鉛又はその化合物 (mg/kg)	六価クロム化合物 (mg/kg)	ひ素又はその化合物 (mg/kg)	水銀又はその化合物 (mg/kg)	アルキル水銀化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
1 正連寺川上	57.5	7.9	84200	16.5	12600	6.35	1	280	<2	30.5	13.3	<0.01	—	—
3 正連寺川下	51.1	8.2	38400	8.6	4020	2.06	<1	83	<2	14.8	1.36	<0.01	—	—
4 安治川上	53.0	7.8	76700	13.4	7010	2.45	1	97	<2	10.0	0.98	<0.01	0.15	110
6 安治川下	58.7	8.1	45400	10.3	4710	2.46	<1	96	<2	14.1	1.12	<0.01	0.13	—
7 尻無川上	43.9	8.0	39300	8.2	6140	4.14	<1	168	<2	20.9	1.26	<0.01	1.19	—
9 尻無川下	45.9	8.1	33600	7.8	3360	3.08	<1	141	<2	18.5	1.23	<0.01	0.58	—
10 木津川運河	53.2	8.0	36900	8.7	3450	2.62	<1	120	<2	16.0	1.32	<0.01	—	—
11 大正内港	41.6	8.0	36700	8.8	4230	3.5	<1	111	<2	14.1	1.15	<0.01	—	—
12 木津川中	46.7	8.3	67300	12.2	10100	10.3	2	423	<2	14.0	7.07	<0.01	—	—
13 木津川上	53.6	7.8	92900	15.6	11400	5.39	1	256	<2	15.3	1.72	<0.01	0.85	—
14 木津川下	60.8	8.3	61200	10.3	6240	4.07	<1	149	<2	18.7	1.62	<0.01	—	—
15 中島川河口	51.6	7.4	57700	10.9	5920	2.43	<1	93	<2	13.8	0.80	<0.01	—	—
16 神崎川河口	33.5	7.9	25600	5.3	2040	0.89	<1	25	<2	5.3	0.31	<0.01	—	—
17 淀川河口	46.0	7.7	41100	9.6	3380	1.37	<1	57	<2	12.3	0.46	<0.01	—	—
18 舞洲真沖	50.7	7.8	24900	8.1	1740	1.84	<1	124	<2	13.8	0.78	<0.01	—	26
19 咲洲北沖	48.7	7.9	23300	7.4	1630	1.53	<1	74	<2	13.6	0.80	<0.01	—	—
20 第1号岸壁	54.8	8.2	63800	10.8	8420	4.46	<1	294	<2	23.8	2.04	<0.01	—	—
21 舞洲西沖	50.2	8.1	32400	9.0	1870	1.35	<1	57	<2	12.0	0.77	<0.01	0.04	44
22 舞洲南沖	52.8	7.9	23700	9.5	1290	1.2	<1	69	<2	12.5	0.87	<0.01	—	—
24 南港内港	54.6	8.1	31400	9.2	2250	1.45	<1	60	<2	14.3	0.63	<0.01	—	—
25 南埠頭沖	55.7	7.9	29600	8.7	1570	1.33	<1	61	<2	13.9	0.67	<0.01	0.03	21
26 舞洲西沖	52.4	8.1	27700	8.5	1230	1.32	<1	64	<2	12.1	0.69	<0.01	—	27
27 中埠頭沖	47.3	8.1	21500	7.6	620	1.73	<1	60	<2	14.2	1.87	<0.01	—	20

資料 1 - 3 - 10 市内河川魚類生息状況調査結果（平成13年度）

項 目	調 査 結 果
① 調査時期	春季調査 平成13年 5 月（5 日間） 夏季調査 平成13年 8 月（5 日間） 秋季調査 平成13年11月（5 日間） 冬季調査 平成14年 2 月（5 日間）
② 調査場所	大阪市内河川水域 17地点
③ 調査結果	ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、17科40種2,869個体であった。 （魚類の分布は図1-3-8） イ. 採集個体数が多かった魚類は、オイカワ、コウライモロコ、フナ類（以上淡水魚）、ボラ、スズキ、マハゼ、メナダ（以上汽水・海水魚）であり、前回調査とほぼ同様であった。 ウ. アユは、前々回調査（平成3年度）5地点35匹、前回調査（平成8年度）6地点40匹に比べ、採集されたのは17匹であったが、採集地点数は8地点と生息範囲が広がっていた。 エ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示した。 オ. 環境指標になりうる魚類を検討した結果、大阪市域においては、コウライモロコ、ハス、シロヒレタビラ、カワヒガイ、マゴチ、クロダイ、ヒメハゼ、イシガレイの8種が比較的清浄な河川水質を代表する指標種と考えられる。
④ 魚類の生息状況からみた水環境の変化	ア. 水質の状況は、魚類の生息を左右する大きな要素であり、地点ごとに確認された魚種数は、神崎川上流部、淀川、大和川などの地点で多く、前回調査と比較して、17地点中12地点で増加しており、市内河川全般の水質が向上していることが反映された。 イ. 寝屋川では、前回調査では魚が確認できない状況であったが、水質が改善されつつあることに伴い、今回はギンブナ、モツゴ、カダヤシなどの魚類が確認され、本水域を生息域として利用し始めていることが推測された。 ウ. 河川の清浄な水質を代表する指標種のうち、コウライモロコとハスは、前回調査と比較して確認範囲に広がりが見られ、それぞれ3から4地点、3から6地点に増加していた。新たに確認された地点は、道頓堀川、堂島川、土佐堀川の3地点であった。 エ. 今回の調査では、前回と比較して多くの地点で魚類相の改善がみられた。 これは、主に近年の河川水質が向上していることによるものと考えられるが、今後、より多くの魚類を呼び戻すには、水質の改善に加え、底質や水深、護岸構造などを魚類の生息に適したものにしていくことが必要であると考えられる。

資料1-3-11 市内河川の魚類の分布（平成13年度調査）



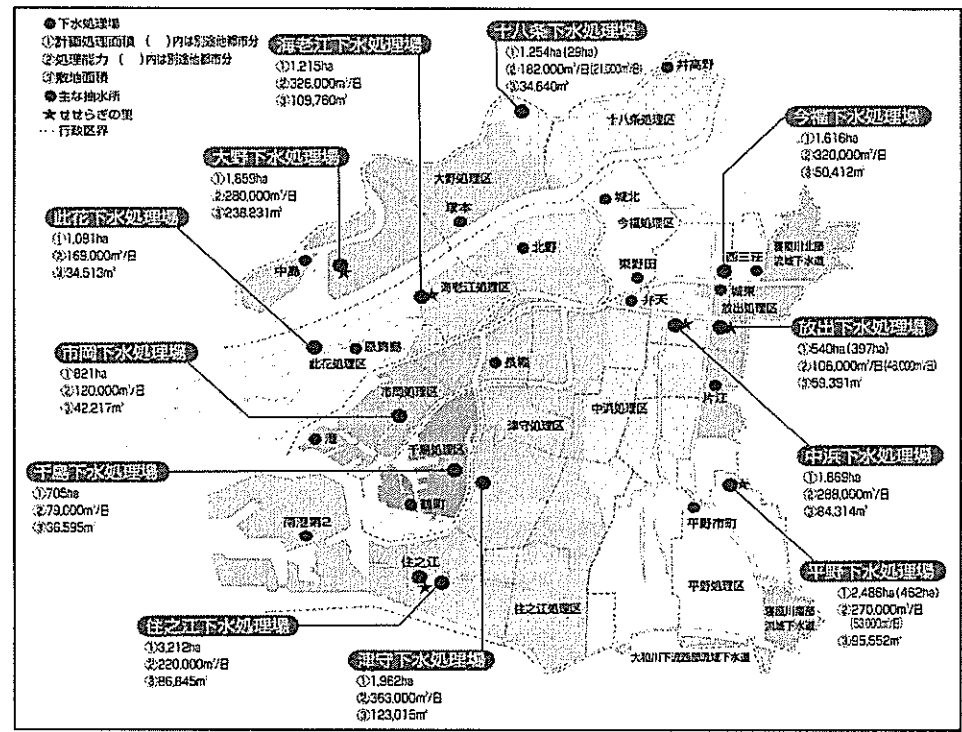
注) 1. *は個体数からみた優先種。

2. ●は清浄な水質を代表する種、■は汚染した水質でも生息される種。

備考 河川のBODは平成12年度の値を使用した。
大阪市内公共用水域水質測定結果（平成12年度）

資料 1－3－12 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料 1－3－13 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成15年3月末)

	行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	計
大阪市内河川	西淀川	2	19		21
	淀川	1	1		2
	西淀川		1		1
	北		2		2
	福島		2		2
	此花	1	21		22
	港		1		1
	大正	5	7		12
	東淀川	1			1
寝屋川	住之江	1	2	2	5
	西成	1	1	1	3
	旭	1			1
	城東	2	4		6
	鶴見	1			1
大和川	中央		1		1
	平野	1	2		3
	平野		8		8
計		17	72	3	92

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。
2. 大阪市内12下水処理場を含む。

資料 1－3－14 立入指導等の状況(公共用水域へ排水を排出する工場・事業場)

	立入工場 件数	基準超過 事業場数	排水の一時 停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	160	6	0	0	1	5
条例対象	8	0	0	0	0	0
合計	168	6	0	0	1	5

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料 1-3-15 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成14年度)

法律・条例 行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北		5	
福島			
此花	1	7	
中央		3	
西		1	
大正	4	2	
西淀川	3	2	
淀川	1		
東淀川			
旭			
城東	2		
鶴見			
住之江		1	
平野		4	
西成	2		
計	13	25	0

資料 1-3-16 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成14年度)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	338	257
東淀川	220	124
淀川	394	242
福島	137	92
西淀川	230	230
此花	137	112
旭	150	71
都島	154	88
城東	296	150
鶴見	162	114
東成	302	194
生野	455	175
中央	279	232
天王寺	128	89
浪速	124	63
西	166	114
大正	163	89
港	148	86
住吉	176	79
住之江	239	192
西成	299	117
阿倍野	210	60
東住吉	290	103
平野	352	226
合計	5,549	3,299

資料 1-3-17 立入指導等の状況(公共下水道へ排水を排出する工場・事業場)
(平成14年度)

工場立入件数	8,600
基準超過工場数	167
排水の一時停止命令	0
改善命令	0
改善勧告	11
その他指示	156

資料 1－3－18 木津川底質対策

1. 経過について

昭和50年2月	P C B 定点調査により、木津川千本松渡でP C B 検出(14ppm)
昭和50年10月	環境庁がP C B を含む底質の暫定除去基準を10ppm に設定
昭和54年3月	昭和51年～53年度調査により、汚染範囲がほぼ確定
昭和57～62年度	汚染原因者調査の実施（原因者特定できず）
昭和63年3月	大阪地域公害防止計画の中で浚渫等所要の対策を講ずることを明記
平成2年1月	公共事業として除去工事を行い、夢洲の一部に埋立処分することを決定
平成2年7月	P C B を含む浚渫土砂を夢洲4区に埋立てるよう埋立免許変更
平成4年3月	P C B 処分地護岸工事着工
平成8年3月	浚渫土量の精密調査（土砂量約45万 m^3 確定）
平成9年3月	P C B 処分地の護岸完成
平成10年2月	浚渫・除去工事開始
平成13年6月	浚渫・埋立処分等終了（約47万 m^3 を浚渫・埋立処分、約4千 m^3 を固化処分）

2. 工事概要

- ・ 規 模：浚渫土量 約47万 m^3 （浚渫面積約11ha）
処分地 約4.4ha
- ・ 護岸構造：二重鋼矢板構造（鋼矢板の間隔15m）とし、鋼矢板間に山砂を入れている。
内側の鋼矢板は、不透水層である粘土層まで打ち込まれていることと鋼矢板の間の山砂により、P C B を含む土粒子の浸出を防止している。
- ・ 工 期：平成3年度～平成13年度

3. 工事に関する環境監視

- ・ 環境監視として、浚渫・埋立工事期間中には浚渫区域周辺及び処分地周辺において水質監視を行い、クロスチェックを実施した。また、余水吐からの流出水についても水質を監視し、二次汚染の防止に万全を期した。
浚渫工事終了後の監視として、木津川の浚渫、固化処分した区域の底質調査を実施するとともに、水質、魚介類を調査している。
- ・ 工事地点周辺の河川水及び処分地全面の海水からP C B は検出されていない。
なお、大阪湾区域及び木津川河口周辺における魚介類P C B 濃度調査を昭和51年度より実施しており、その結果を別表に示す。

4. 処分地管理計画

- ・ 工事完了後の環境監視：処分地周辺及び余水からの流出水について水質を監視している。また、処分地の二重鋼矢板間に観測井を設けて、地下水の水質監視を行っている。
- ・ 処分地の土地利用計画：十分な厚さの覆土を行い、完全に封じ込める。
跡地はコンテナヤードなど物流関連施設として利用する計画であり将来にわたり公共で管理していく。

〈別 表〉

魚 介 類 P C B 濃 度 調 査 結 果

暫定的規制値: 3ppm

年度	PCB濃度: 最小～最大(平均値)	検体数	試 料 魚 種
S51	<0.01～0.03 (0.02)	4	ボラ、サバ、イワシ、アジ
S52	0.07～0.62 (0.28)	8	ボラ、サバ、スズキ、ハゼ
S53	0.03～0.7 (0.30)	17	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ
S54	0.001～0.41 (0.16)	10	ボラ、スズキ、セイゴ、コノシロ
S55	<0.001～0.4 (0.17)	11	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ、アジ
S56	0.054～0.4 (0.13)	11	セイゴ、ハゼ、サヨリ、アブラメ、コノシロ
S57	0.2 ～1.4 (0.8)	5	サバ、イワシ、セイゴ
S58	0.14～0.51 (0.36)	10	ボラ、サバ、セイゴ
S59	0.20～0.89 (0.57)	15	ボラ、サバ、セイゴ、サヨリ
S60	0.19～0.85 (0.63)	15	ボラ、セイゴ、イワシ、コノシロ
S61	0.12～0.86 (0.38)	15	サバ、セイゴ、サヨリ、メナダ、カタクチイワシ
S62	0.11～0.43 (0.24)	15	セイゴ、サヨリ、メナダ
S63	0.14～0.89 (0.43)	15	フナ、メナダ、セイゴ、サバ、マイワシ
H元	0.16～0.87 (0.45)	15	ボラ、メナダ、サバ、マアジ、カタクチイワシ、タチウオ、セイゴ サヨリ
H2	0.18～1.13 (0.56)	15	スズキ、サバ、ボラ、マアジ、マルアジ、コノシロ、カタクチイワシ
H3	0.18～0.73 (0.35)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、マアジ、メナダ、ボラ、サヨリ
H4	0.12～0.50 (0.25)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、ボラ、メナダ、マアジ
H5	0.09～0.53 (0.26)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、イワシ、メナダ、マアジ
H6	0.14～0.97 (0.46)	15	メナダ、コノシロ、ボラ、スズキ、アジ
H7	0.03～0.95 (0.42)	15	メナダ、スズキ、ハネ、ニベ、ハマチ、シログチ、ウオゼ
H8	0.09～0.87 (0.24)	15	スズキ、ハネ、セイゴ
H9	0.09～0.40 (0.18)	15	スズキ、ボラ
H10	0.08～0.63 (0.22)	15	スズキ
H11	0.16～0.65 (0.34)	15	スズキ、クロダイ
H12	0.04～0.46 (0.17)	15	スズキ、クロダイ
H13	0.04～0.82 (0.23)	15	スズキ
H14	0.06～0.28 (0.14)	15	スズキ

(注) 1. 大阪港湾区域及び木津川河口周辺で採取した魚類を調査対象とした。

2. 試料は可食部のみで作成し、PCB濃度の単位はppm【mg/湿試料-kg】である。

資料 1-4-1 各区の主要地点年間変動量

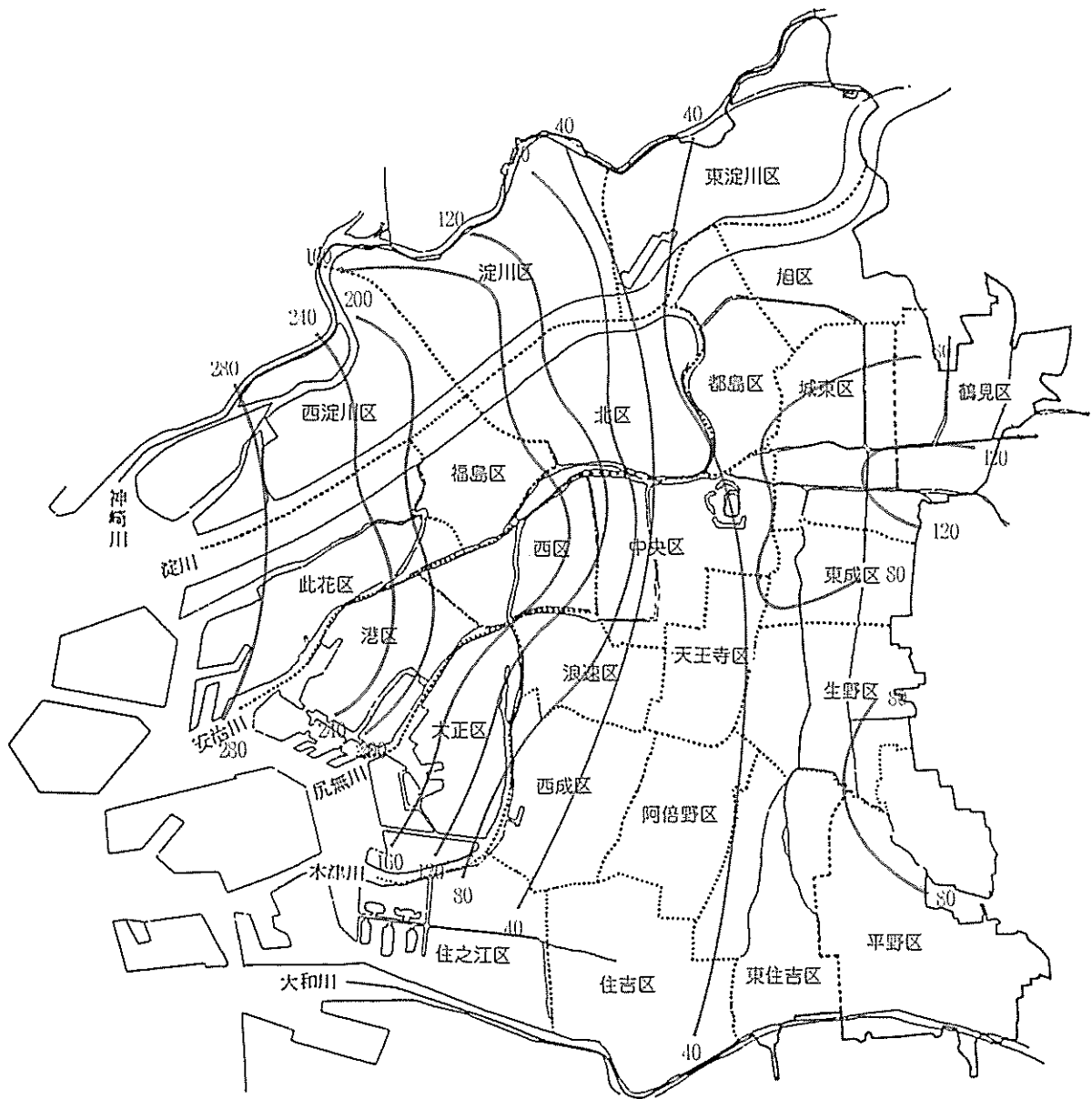
(単位:cm)

地域	区 名	所 在 地 [水準点番号]	年 間 変 動 量					変動量累計 昭和10年～ 平成13年
			H8年	H9年	H10年	H11年	H13年	
川北	淀 川	西中島7-8 [北-13]	+ 0.60	+ 0.42	- 0.21	- 0.52	+ 0.36	- 106.86
	東淀川	上新庄2-20 [北- 3]	- 0.02	+ 0.19	- 0.30	- 0.19	+ 0.67	- 53.20
	西淀川	百島1-3 [北-26]	+ 0.56	+ 0.98	- 0.47	- 0.53	+ 0.19	- 243.99
中心	北	茶屋町1-40 [中- 7]	(+ 0.90)	-	+ 0.49	-	- 0.28	- 158.10
	中 央	大阪城3 [中-28]	+ 0.40	- 0.04	- 0.03	- 0.48	+ 0.32	- 15.90
	西	九条2-19 [西-45]	+ 1.41	+ 1.13	- 0.67	- 0.38	+ 0.15	- 139.36
	天王寺	生玉町13 [国-234(Ⅲ)]	+0.06	+0.01	-0.04	-0.62	+ 0.51	- 3.96
	浪 速	恵美須西1-2 [国-235]	+ 0.25	+ 0.17	- 0.11	- 0.54	+ 0.68	- 20.79
北西	此 花	西島1-2 [西-4]	+ 0.37	+ 1.08	- 0.36	- 0.74	+ 0.06	- 290.17
	福 島	玉川4-1 [中-16]	(+ 0.92)	-	+ 1.21	-	- 0.02	- 144.24
北東	旭	大宮3-1 [東- 2]	+ 0.18	- 0.22	- 0.09	- 0.01	- 0.46	- 30.19
	都 島	東野田町4-15 [東- 8]	+ 0.75	+ 0.37	- 0.25	- 0.38	+ 0.43	- 58.99
	城 東	関目4-5 [東- 6]	+ 0.80	- 0.32	+ 0.30	- 0.11	+ 0.74	- 21.58
	鶴 見	鶴見3-11 [東- 7]	+ 0.51	- 0.08	+ 0.50	+ 0.14	+ 0.35	- 86.55
	東 成	中道4-8 [東-13]	+ 0.64	+ 0.06	+ 0.05	+ 0.16	+ 0.48	- 76.91
南東	生 野	勝山北1-19 [東-17]	+ 0.41	+ 0.21	+ 0.10	- 0.10	+ 0.44	- 11.00
	阿倍野	王子町4-1 [南-18(Ⅱ)]	(+ 0.54)	-	- 0.08	-	+ 0.43	- 16.91
	東住吉	湯里1-15 [南-15]	+ 0.51	- 0.43	0	- 0.11	+ 0.53	- 25.21
	平 野	加美南1-9-17 [南-39]	+ 0.41	- 0.38	- 0.05	- 0.11	+ 0.15	- 46.46
南西	港	海岸通4-2 [西-19(Ⅱ)]	- 0.41	+ 1.58	- 0.38	- 0.21	- 0.05	- 79.00
	大 正	泉尾1-39 [西-30]	(-0.61)	-	+ 0.85	-	- 0.03	- 107.63
	西 成	天下茶屋2-2 [国-243]	+ 0.37	+ 0.21	- 0.15	- 0.29	+ 0.62	- 11.81
	住之江	安立2-11 [国-245]	+ 0.06	- 0.16	+ 0.04	- 0.16	+ 0.51	- 12.63
	住 吉	東粉浜1-5 [国-244]	+ 0.36	+ 0.04	+ 0.06	- 0.07	+ 0.68	- 15.23

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、
国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標。
2. 変動量累計のうち、[西-45]は昭和13年から、[西-19(Ⅱ)]は昭和34年から、[南-39]、[南-18(Ⅱ)]
は昭和38年から、[国-234(Ⅲ)]は昭和41年から平成13年までの変動量の累計です。
3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。
4. 表中の-は欠測。
5. ()内は、2年間の変動量です。
6. 平成13年度の変動量は、平成13年度までの2年間の変動量です。

資料 1-4-2 累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成13年度累計、単位：cm)



資料1-4-3 地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果（平成5年～平成14年）

年 観測井名	所在地	ストレーナ 位置(m)	観測開始時期	観測 開始時期	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
天保山B	港区築港4丁目	96～100.5	昭和36年3月	管頭下(m) O. P(m)	27.63 -	6.94 ※	6.15 -2.58	5.79 -2.22	4.41 -0.83	3.70 -0.13	3.55 0.02	3.47 ☆	3.56 0.01	3.58 ☆
鶴町B	大正区鶴町2丁目	25～30	昭和28年1月	管頭下(m) O. P(m)	9.17 -	3.98 ※	4.82 -1.14	5.30 -1.63	3.67 0.03	3.02 0.66	2.88 0.80	2.57 ☆	2.43 1.24	2.63 ☆
此花	此花区島屋5丁目	23～28	【昭和28年7月】 平成4年7月	管頭下(m) O. P(m)	15.26 -	4.23 ※	4.57 -3.22	4.52 -3.17	1.62 -0.26	1.56 -0.20	1.87 -0.52	0.74 ☆	0.74 0.62	0.82 ☆
姪島	西淀川区姪島4丁目	63～68	昭和28年7月	管頭下(m) O. P(m)	21.76 -	8.57 ※	5.38 -3.91	4.66 -3.18	2.37 -0.88	1.88 -0.40	1.91 -0.43	1.42 ☆	1.36 0.13	1.35 ☆
十三	淀川区十三元今里1丁目	96.6～100	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	35.70 -	9.91 ※	8.94 -4.60	7.99 -3.64	6.32 -1.96	5.69 -1.33	5.56 -1.21	5.39 ☆	5.33 -0.97	5.37 ☆
中之島A	北区中之島1丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	32.47 -	12.10 ※	9.83 -5.90	7.94 -3.90	5.79 -1.74	5.19 -1.15	5.06 -1.02	4.89 ☆	4.87 -0.82	4.86 ☆
中之島B	"	178～183	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	31.94 -	9.88 ※	9.06 -5.06	7.89 -3.88	6.56 -2.53	5.96 -1.95	5.87 -1.85	5.69 ☆	5.68 -1.66	5.86 ☆
蒲生	城東区中央3丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	19.32 -	15.32 ※	13.82 -11.38	11.23 -8.78	10.37 -7.92	9.88 -7.43	9.34 -6.89	8.75 ☆	8.31 -5.86	8.01 ☆
港(Ⅱ)A	港区田中3丁目	348～353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	25.63 -	6.59 ※	5.74 -3.24	5.28 -2.78	3.61 -1.10	2.87 -0.36	2.71 -0.21	2.61 ☆	2.65 -0.14	2.65 ☆
港(Ⅱ)B	"	441～446	昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	19.28 -	14.33 ※	14.22 -11.71	13.65 -11.14	13.18 -10.67	12.91 -10.40	12.91 -10.41	12.94 ☆	12.59 -10.08	11.9 ☆
港(Ⅱ)C	"	183～188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	26.08 -22.29	7.29 ※	6.83 -4.32	6.28 -3.78	5.33 -2.82	4.64 -2.13	4.53 -2.02	4.42 ☆	4.73 -2.22	4.92 ☆
生野A	生野区築東4丁目	13.5～16.5	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	2.37 3.83	6.56 ※	6.14 -0.24	5.80 0.10	5.24 0.67	5.09 0.81	4.98 0.93	5.11 ☆	5.51 0.40	5.5 ☆
生野B	"	170～180	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	30.96 -9.95	14.67 ※	14.02 -8.02	13.91 -7.91	13.52 -7.52	13.31 -7.31	12.71 -6.71	12.84 ☆	12.61 -6.60	12.36 ☆
柴島	東淀川区柴島1丁目	170～175	昭和43年4月	管頭下(m) O. P(m)	16.15 -9.96	9.49 ※	8.88 -4.03	8.48 -3.63	7.66 -2.80	7.31 -2.46	7.23 -2.38	7.09 ☆	7.01 -2.15	6.97 ☆
馬場町(Ⅱ)	中央区大手前4丁目	136.7～ 142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	管頭下(m) O. P(m)	41.98 -16.66	34.43 ※	34.51 -9.20	33.70 -8.39	(33.36) -8.23	33.08 -7.95	32.77 -7.64	32.47 ☆	32.13 -7.00	31.76 ☆

(注) 1. 観測開始時期欄の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。
 例えば、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町(Ⅱ)観測所へ観測を引き継ぎました。

2. 表中「-」は、不明を示します。

3. ※印は、兵庫県南部地震による影響のため、測量を中止しました。

4. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となったため、測定値はありません。

5. 地下水位は、年平均水位で示します。

6. 馬場町(Ⅱ)の平成9年の()内は、8月～12月までの平均水位です。

資料 1-4-4 地下水概況調査結果 (平成14年度)

測定項目	環境基準値 (mg/L)	淀川区 三津屋南	旭区 赤川	鶴見区 浜	北区 中之島	西区 南堀江	港区 田中	生野区 巽北	西成区 鶴見橋	西成区 南津守	住吉区 東粉浜	平野区 長吉川辺
採水日	—	2月18日	2月18日	2月18日	2月19日	2月17日	2月17日	2月19日	2月20日	2月20日	2月17日	2月21日
色相	—	無色	無色	無色	黄色	無色	黄灰色	無色	無色	無色	無色	黄色
臭気	—	無臭	硫化水素臭	硫化水素臭	微土臭	硫化水素臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	6.7	6.9	6.8	9.5	7.1	8.3	7.4	7.4	7.1	6.6	6.7
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	0.012	<0.005	<0.005	0.020	<0.005	0.024	<0.005	<0.005	<0.005	0.021	<0.005
六価クロム	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PbS	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0018	<0.0005	<0.0005	0.0009	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふっ素	0.8	0.09	0.14	0.13	0.28	0.22	0.37	0.15	0.77	0.23	0.19	0.16
ほう素	1	0.03	0.08	0.19	0.26	0.23	0.24	0.10	0.21	0.11	0.05	0.02
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.91	<0.08	<0.08	12	<0.08	<0.08	<0.08	5.55	<0.08	8.26	<0.08

資料 1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果 (平成14年度)

測定項目	環境基準値	浪速区 元町(西)	浪速区 元町(東)	浪速区 元町	大正区 鶴町
採水日	-	2月20日	2月20日	2月20日	2月17日
色相	-	淡黄色	黄色	無色	黄褐色
臭気	-	無臭	無臭	微土臭	微油臭
pH	-	6.6	6.4	7.2	9.3
鉛	0.01	-	-	-	0.008
砒素	0.01	0.025	0.005	0.005	-

資料 1-4-6 地下水定期モニタリング調査結果 (平成14年度)

測定項目	環境基準 値 (mg/L)	東成区 深江北	天王寺区 玉造本町	中央区 西心斎橋	中央区 西心斎橋	旭区 新森	東住吉区 桑津	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 矩里	東淀川区 大槻	西区 北堀江	此花区 伝法	生野区 林寺	此花区 島屋
採水日	-	2月19日	2月20日	2月21日	2月21日	2月18日	2月21日	2月20日	2月18日	2月18日	2月17日	2月17日	2月19日	2月17日
色相	-	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	淡黄色
臭気	-	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭	硫化水素臭	微硫化水素臭	微硫化水素臭	微土臭	無臭	無臭	微土臭	無臭
pH	-	7.2	6.1	7.9	7.1	6.4	7.2	6.4	6.9	6.7	6.7	8.7	7.3	9.6
鉛	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-
砒素	0.01	-	-	0.134	0.005	-	-	-	0.149	-	-	0.006	-	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
1, 2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.006	<0.004	<0.004	<0.004	0.037	0.017	0.274	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.122	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	0.025	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	0.0026	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.033	-
ふっ素	0.8	-	-	1.82	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-	-	-	-	42.0	5.59	-	-	-

資料 1-5-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成14年度）

1 大気環境調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	春	夏	秋	冬	14年度 年平均値	13年度 年平均値
菅北小学校（北区）	0.27	0.13	0.089	0.048	0.13	0.12
平尾小学校（大正区）	0.79	0.14	0.20	0.12	0.31	0.20
淀中学校（西淀川区）	0.62	0.56	0.20	0.42	0.45	0.30
茨田北小学校（鶴見区）	0.29	0.11	0.14	0.044	0.15	0.16
摂陽中学校（平野区）	0.87	0.88	0.18	0.075	0.50	1.1
住吉区民ホール（住吉区）	1.1	2.0	0.16	0.099	0.84	1.7
東淀川区役所（東淀川区）	0.23	0.14	0.081	0.056	0.13	0.096
此花区役所（此花区）	0.18	0.077	0.14	0.10	0.12	0.11
堀江小学校（西区）	0.26	0.095	0.092	0.066	0.13	0.12
南港ポートタウン（住之江区）	0.20	0.076	0.083	0.090	0.11	0.32
勝山中学校（生野区）	0.60	0.16	0.15	0.089	0.25	0.22
聖賢小学校（城東区）	0.32	0.12	0.12	0.054	0.15	0.20
市 内 平 均 値	0.48	0.37	0.14	0.11	0.27	0.39

（注）・環境基準値：0.6pg-TEQ/m³以下

・試料採取日：春：平成14年 5月30日～6月6日、夏：平成14年 7月25日～ 8月 1日

秋：平成14年10月24日～31日、冬：平成15年 1月30日～2月6日

・平成13年8月に環境省の「ダイオキシン類に係る大気調査マニュアル」が改正され、1週間サンプリング手法による調査が望ましいとされたため、同手法により実施。（平成13年度は各季24時間サンプリング）

追加調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	春	夏	秋	冬	年平均値
摂陽中学校（平野区）	0.66	0.32	0.15	0.19	0.33
住吉区民ホール（住吉区）	0.99	0.44	0.16	0.19	0.44

・試料採取日：春：平成14年 6月6日～6月13日、夏：平成14年 8月1日～ 8月 8日

秋：平成14年10月31日～11月7日、冬：平成15年 2月6日～2月13日

2 水質環境調査結果

(1) 河川・海域

(単位: pg-TEQ/L)

調 査 地 点		調 査 結 果	調 査 地 点		調 査 結 果
河 川	江口橋 (神崎川)	0.20 (速報値)	河 川	天王田大橋 (平野川分水路)	0.34
	小松橋 (神崎川)	1.6		下城見橋 (第2寝屋川)	0.47
	千船橋 (神崎川)	0.50		京橋 (寝屋川)	2.1
	桜宮大橋 (大川)	0.48		城見橋 (平野川)	0.63
	天神橋 (右) (堂島川)	0.45		南弁天橋 (平野川)	0.48
	天神橋 (左) (土佐堀川)	0.86		柴島 (淀川)	0.25 (速報値)
	春日出橋 (六軒家川)	0.10		淀川大堰 (淀川)	0.31 (速報値)
	北港大橋下流700m (正蓮寺川)	0.14		伝法大橋 (淀川)	0.44 (速報値)
	天保山渡 (安治川)	0.091		遠里小野橋 (大和川)	0.54 (速報値)
	本町橋 (東横堀川)	0.96	海 域	神崎川河口中央	0.60
	大黒橋 (道頓堀川)	0.47		淀川河口中央	0.25
	甚兵衛渡 (尻無川)	0.34		木津川河口中央	0.16
	千本松渡 (木津川)	0.20		大和川河口部	0.59 (速報値)
	船町渡 (木津川運河)	0.27		南港	0.088
	住之江大橋下流1100m (住吉川)	0.24		N o. 5 ブイ跡	0.12
	徳栄橋 (古川)	2.0		大阪港関門外1200m	0.093
	今津橋 (寝屋川)	2.7			

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下

・淀川、大和川、神崎川の一部については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。

・試料採取: (大阪市実施分) 年2回実施 平成14年7月~11月

(近畿地方整備局平成14年12月~平成15年1月)

(2) 地下水

(単位: pg-TEQ/L)

調 査 地 区	調 査 結 果
天王寺区上汐3丁目	0.039
東成区神路2丁目	0.037
住吉区浅香1丁目	0.037

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下

・試料採取: 平成15年1月27日

3 底質環境調査結果

(単位: pg-TEQ/g, 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果
河川	江口橋(神崎川)	2.5 (速報値)	河川	徳栄橋(古川)	3.8
	千船橋(神崎川)	370		左専道大橋(天王田大橋)※ (平野川分水路)	13
	桜宮大橋(大川)	18		下城見橋(第2寝屋川)	48
	天神橋(右)下流300m(堂島川)	13		城見橋(平野川)	160
	天神橋(左)下流300m(土佐堀川)	11		寝屋川橋(京橋)※(寝屋川)	70
	春日出橋(六軒家川)	190		柴島(淀川)	2.1 (速報値)
	北港大橋下流700m(正蓮寺川)	180		淀川大堰(淀川)	6.2 (速報値)
	天保山渡(安治川)	65		伝法大橋(淀川)	26 (速報値)
	平野橋(本町橋)※(東横堀川)	160		遠里小野橋(大和川)	0.50 (速報値)
	大黒橋(道頓堀川)	300	海域	神崎川河口中央	170
	甚兵衛渡(尻無川)	150		淀川河口中央	22
	千本松渡(木津川)	220		木津川河口中央	190
	船町渡(木津川運河)	260		大和川河口中央	26 (速報値)
	住之江大橋下流1100m(住吉川)	170			

追加調査結果

調査地点		調査結果
河川	幸西橋(道頓堀川)	300
	下大和橋(道頓堀川)	100
	北港大橋(正蓮寺川)	200
	朝日橋(六軒家川)	74
	落合上渡(木津川)	200
	大浪橋(木津川)	110

(注)・環境基準値: 150 pg-TEQ/g以下

・試料採取: 平成14年10月28日~31日

・※は()内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に採取底質を採取した地点を示しています。

・これまでの調査で環境基準値を超える状況があった河川については、調査地点を増やして調査を行いました。

4 土壌環境調査結果

(単位: pg-TEQ/g, 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果
土壌	滝川小学校(北区)	0.49	土壌	西生野小学校(生野区)	0.2
	桜の宮公園(都島区)	26		大宮南公園(旭区)	2.8
	大開小学校(福島区)	0.26		諏訪小学校(城東区)	0.2
	西九条公園(此花区)	0.67		今津公園(鶴見区)	0.32
	中央小学校(中央区)	0.5		阿倍野小学校(阿倍野区)	0.21
	鞠公園(西区)	1.3		新北島小学校(住之江区)	0.63
	弁天小学校(港区)	0.65		中加賀屋公園(住之江区)	2.9
	千島公園(大正区)	1.9		荻田南小学校(住吉区)	0.17
	生魂小学校(天王寺区)	0.4		沢之町公園(住吉区)	0.52
	恵美小学校(浪速区)	0.51		東田辺小学校(東住吉区)	1.3
	大和田小学校(西淀川区)	1.2		白鷺公園(東住吉区)	0.26
	十三公園(淀川区)	19		瓜破西小学校(平野区)	0.46
	豊新小学校(東淀川区)	2.5		平野公園(平野区)	2.6
	東中本公園(東成区)	13		玉出西公園(西成区)	8.4

(注)・環境基準値: 1,000 pg-TEQ/g以下(調査指標値: 250 pg-TEQ/g以上)

・試料採取: 平成14年12月24日~平成15年1月10日

資料１－５－２ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成14年度)

種 類 区 分	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	0	1	6	12	17	0	36
水質基準対象施設	2	0	0	7	28	0	37

資料１－５－３ 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果 (平成14年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	菅北小学校	摂陽中学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.13	0.13	0.15	0.098	-	-	0.13
アセトアルデヒド	2.6	2.5	1.9	2.7	3.8	2.8	2.7
塩化ビニルモノマー	0.077	0.086	0.11	0.088	-	-	0.09
クロロホルム	0.23	1.1	1.1	0.24	-	-	0.68
酸化エチレン	0.11	0.17	0.16	0.13	-	-	0.14
1,2-ジクロロエタン	0.14	0.14	0.13	0.16	-	-	0.14
ジクロロメタン	2.8	8.8	3.2	3.7	-	-	4.6
水銀及びその化合物	0.0030	0.0028	0.003	0.0027	-	-	0.0029
テトラクロロエチレン	1.1	1.5	0.58	0.82	-	-	0.98
トリクロロエチレン	0.63	2.6	0.67	2.3	-	-	1.6
ニッケル化合物	0.008	0.0082	0.012	0.0084	-	-	0.0092
砒素及びその化合物	0.0012	0.0010	-	-	-	-	0.0011
1,3-ブタジエン	0.27	0.27	0.22	0.27	0.63	0.35	0.33
ベリリウム及びその化合物	0.069	0.000072	-	-	-	-	0.000070
ベンゼン	1.6	2.2	1.9	1.8	3.3	3.3	2.4
ベンゾ[a]ピレン	0.00022	0.00037	0.0006	0.00023	-	0.00047	0.00038
ホルムアルデヒド	4.6	3.8	3.2	4.0	6.5	5.2	4.6
マンガン及びその化合物	0.039	0.046	0.094	0.040	-	-	0.055
クロム及びその化合物	6.5	0.0064	0.014	0.0071	-	-	0.0084

(注) 上記19物質のうち環境基準が設定されている物質は次のとおり

- ベンゼン : 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- トリクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- テトラクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- ジクロロメタン : 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

資料１－５－４ アスベスト環境モニタリング調査結果

単位: 本/L

測定年度		単位：mg/L														
測定地点		平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	
一般環境	天満中学校(北区)	0.85	0.75	0.79	0.69	0.93	0.52	0.56	0.53	(0.43)						
	平尾小学校(大正区)	0.85	0.75	0.81	0.61	0.72	0.56	0.41	0.40	0.49	0.53	0.47	0.48	0.41	0.44	
	淀中学校(西淀川区)	1.1	0.72	0.83	0.60	0.71	0.57	0.36	0.44	0.49	0.52	0.48	0.43	0.43	0.46	
	勝山中学校(生野区)										(0.39)	0.49	0.45	0.52	0.49	0.39
	大宮中学校(旭区)	0.80	0.63	0.64	0.60	0.69	0.55	0.46	0.45	0.43	0.52	0.43	0.44	0.46	0.36	
	摂陽中学校(平野区)	0.88	0.81	0.79	0.87	0.63	0.47	0.46	0.34	0.46	0.46	0.47	0.42	0.47	0.46	
	平均値	0.86	0.73	0.77	0.67	0.73	0.53	0.45	0.43	0.45	0.51	0.46	0.46	0.45	0.42	
道路沿道	梅田新道(北区)	0.84	0.77	0.79	0.65	1.0	0.57	0.50	0.70	0.63	0.52	0.57	0.36	0.50		
	出来島小学校(西淀川区)	0.82	0.81	0.73	0.63	0.93	0.61	0.47	0.61	0.61	0.59	0.58	0.56	0.50		
	平均値	0.83	0.78	0.78	0.64	0.97	0.59	0.48	0.65	0.62	0.55	0.57	0.45	0.50		

- (注) 1. 表中の数字は各測定場所の各年度の幾何平均値を示しています。
2. 天満中学校の閉校に伴い、天満中は平成9年の夏季まで、また、勝山中の結果は冬季からの調査結果です。
3. 平成12年度の生野区における測定は、生野保健センターで実施しました。
4. 道路沿道については、平成14年度は測定していません。

資料１－５－５ 特定粉じん(アスベスト)排出等作業に係る届出件数

(平成14年度)

作業の種類	1の項: 解体作業	2の項: 事前撤去が困難な解体作業	3の項: 改修・補修
届出件数	24	0	20

資料 1-5-6 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成13年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
001	亜鉛及びその化合物	16,943	13,144
002	アクリルアミド	3,106	0
003	アクリル酸	258	0
004	アクリル酸エステル類	737	0
005	アクリロニトリル	74	0
006	アセトアルデヒド	39	0
007	アセトン	1,321	967
008	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	0
009	アニリン	111	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
011	アミノピリジン	0	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	338	0
014	アンモニア	895	229
015	エタノールアミン	483	0
016	エチレングリコール	530	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	63	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	61	1
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,173	27
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	25	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	8	0
022	エチレンジアミン	45	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	227	5
025	塩化水素	10,418	0
026	塩化パラフィン	82	0
027	塩化ベンジル	43	0
028	塩化メチル	49	0
029	塩化メチレン	3,927	273
030	2-オクタノール	20	0
031	カルバミン酸エチル	0	0
032	キシレン	13,524	197
033	蟻酸	2,154	1,885
034	クレゾール	350	0
035	クロトンアルデヒド	0	0
036	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	529	95
037	クロロアニリン	39	0
038	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	640	0
039	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	31	9
041	五塩化リン	51	0
042	酢酸	1,593	1
043	酢酸エステル類	4,022	171
044	酢酸ビニル	733	0
045	三塩化リン	14	0
046	酸化エチレン	1,621	0
047	酸化プロピレン	376	0
048	シアン化水素及びシアン化物	328	248
049	四塩化炭素	0	0
050	シクロヘキサノン	1,077	2

平成13年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
051	シクロヘキサン	125	0
052	0-ジアニシジン	0	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	0
055	ジアミノトルエン	1	0
056	ジエチレントリアミン	784	0
057	1,4-ジオキサン	37	0
058	1,2-ジクロロエタン	50	0
059	1,1-ジクロロエチレン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	124	0
061	1,3-ジクロロプロペン	0	0
062	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	183	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	1	0
068	2,4-ジメチルアニリン	1	0
069	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	623	0
071	スチレン	2,740	0
072	セレン及びその化合物	1	0
073	チオセミカルバジド	4	0
074	窒素酸化物(硝酸を含む)	1,400	27
075	テトラクロロエチレン	110	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	217	0
077	トリエタノールアミン	241	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
079	トリクロロエチレン	74	4
080	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	104	0
081	トリレンジイソシアネート	4	0
082	トルイジン	10	0
083	トルエン	11,857	192
084	ナフタレン	46	0
085	α -ナフチルアミン	0	0
086	ニッケル	376	31
087	ニトロアニリン	1	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	0	0
091	二硫化炭素	0	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	7	0
093	ピリジン	4	0
094	フェニレンジアミン	25	0
095	フェノール	1,092	0
096	フタル酸エステル類	838	626
097	フッ化水素	4,305	0
098	フッ素	1	0
099	フルフリルアルコール	2,546	0
100	1,3-ブタジエン	0	0

平成13年度

番号	管理物質名	使用量（トン）	製造量（トン）
101	1-ブタノール	2,255	17
102	2-ブタノン	1,051	0
103	2-プロパノール	3,099	426
104	ヘキサン	695	1
105	ベンゾトリクロライド	2	0
106	ほう素及びその化合物	367	5
107	メタクリル酸	28	0
108	メタクリル酸エステル	1,007	0
109	メチルアルコール	11,993	27
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,300	1
113	4,4'-メチレンビス（2-クロロアニリン）	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	60	0
116	硫化水素	67	0
117	硫酸	79,752	76,014
118	硫酸ジエチル	109	0
119	硫酸ジメチル	54	0
120	リン酸、リン酸化物及び水素化物	21,119	13,745
121	リン酸ジブチル	2	0
122	リン酸トリクレジル	8	0
123	リン酸トリブチル	0	0

（届出件数：152 事業所）

資料1－6－1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成15年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	560	499	東淀川	169	203
都 島	150	203	東 成	286	313
福 島	175	291	生 野	312	303
此 花	118	188	旭	82	310
中 央	789	765	城 東	327	278
西	351	358	鶴 見	165	133
港	145	223	阿倍野	113	237
大 正	57	220	住之江	115	300
天王寺	211	223	住 吉	53	120
浪 速	201	272	東住吉	132	128
西淀川	303	329	平 野	359	248
淀 川	402	381	西 成	204	235

（合計） 特定工場・事業場数（法）：5, 779

届出工場・事業場数（条例）：6, 760

資料1－6－2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度	平成10		11		12		13		14	
種 別	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例
設置届	38	69	53	69	89	57	72	90	56	76
使用届	1	0	0	0	4	1	0	2	2	6
数の変更届	3	4	7	6	26	12	19	8	0	11
騒音防止の方法変更届	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0
氏名等変更届	81	18	66	59	331	103	158	65	115	36
全廃届	8	28	16	16	12	13	36	11	19	6
承継届	9	4	34	16	9	7	9	5	18	9
計	140	123	176	166	472	193	294	184	210	144

資料 1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）

（平成14年度）

業 種 別		発生施設別		従業員数別				
工場・事業場騒音苦情件数 331 件	製造業	金属製品製造	43	届出施設	金属加工機械	25	1～ 5人	144
		食品製造	14		圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂成形加工機械等	43	6～ 20人	47
		機械器具製造	6					
		出版印刷	8					
		プラスチック製品製造業	3	届出対象外空調機・冷凍機		22	20～ 50人	14
		その他の製造業	32	カラオケ装置		73		
	サービス業・事務所など	商・飲食店	124	作 業 音	72	51～300人	13	
		娯楽、遊戯、スポーツ施設	17					
		クリーニング所、理美容所、浴場	13					
		その他	56			そ の 他	96	300人～
	その他	15	不 明	110				

資料 1-6-4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度	平成10	11	12	13	14
1. くい打機等を使用する作業（アスカー併用を除く）		170	108	110	121	80
2. びょう打機を使用する作業		1	0	1	7	1
3. さく岩機を使用する作業		1,839	1,587	1,777	1,703	1515
4. 空気圧縮機を使用する作業		84	179	207	79	38
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業		6	0	5	17	5
6. バックホウを使用する作業		980	831	756	545	239
7. トラクターショベルを使用する作業		11	19	8	23	10
8. ブルドーザーを使用する作業		71	45	34	28	23
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業		2,285	2,158	2,595	2,295	2420
10. コンクリートカッターを使用する作業		252	159	223	213	239
11. 鋼球を使用する破壊作業		0	0	0	0	0
計		5,699	5,086	5,716	5,031	4,570

（注）平成12年度までは、作業の期間が3か月ごとの届出であったが平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料１－６－５ 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成14年度：本市調査分）

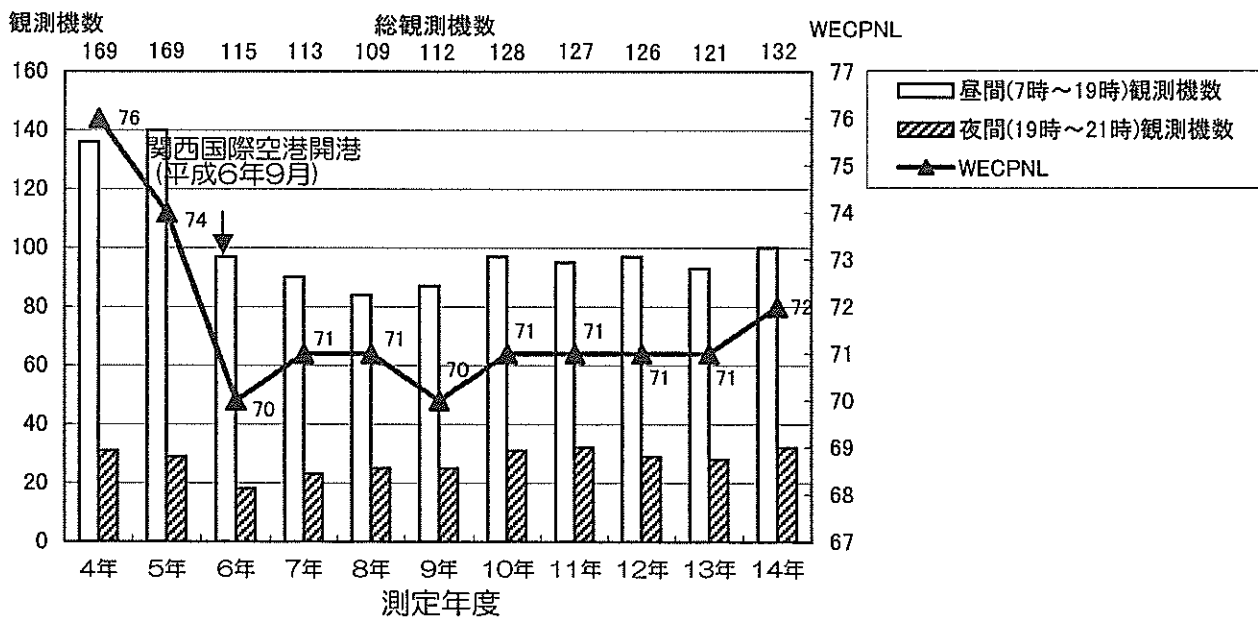
○東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
小松5丁目	11/20(水)	晴れ	下り線側	66デシベル	63デシベル	155km/h
南江口2丁目	11/14(木)	晴れ	上り線側	64デシベル	59デシベル	161km/h
北江口4丁目	11/14(木)	晴れ	上り線側	70デシベル	60デシベル	160km/h

○淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	11/13(木)	曇り	上り線側	67デシベル	53デシベル	142km/h
加島1丁目	11/18(月)	晴れ	上り線側	71デシベル	49デシベル	111km/h

資料１－６－６ 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



資料１－６－７ 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果
(此花下水処理場)

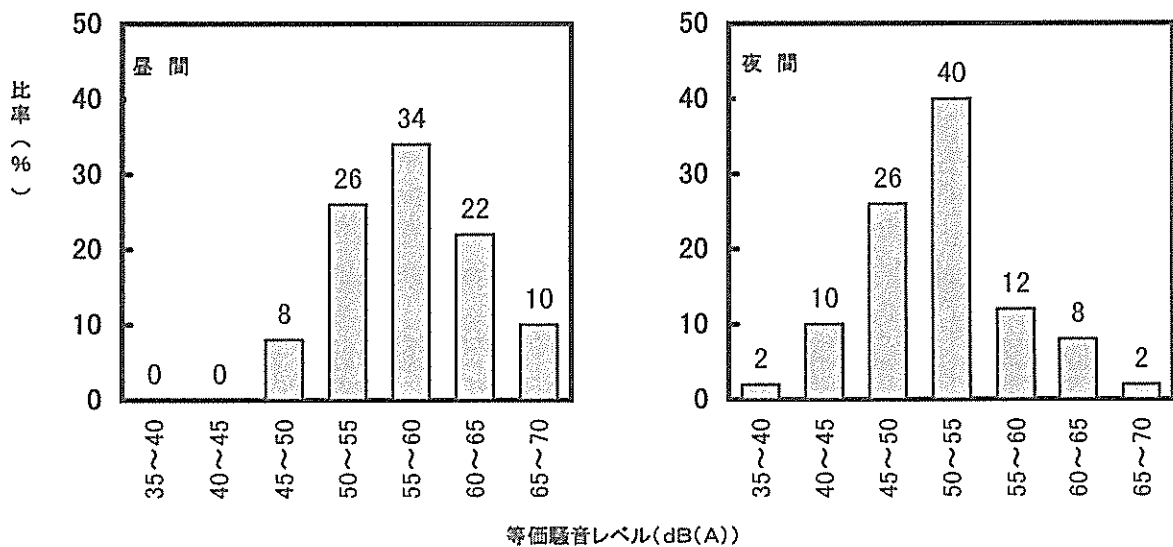
測定日	平成10年 12月3日	平成11年 9月29日	平成12年 9月29日	平成13年 12月6日	平成13年12月6日
測定機数	10機	10機	11機	12機	12機
WECPNL (うるささ指数)	36	41	38	39	-
騒音の最大値	63デシベル	64デシベル	64デシベル	63デシベル	63デシベル

(注) 暗騒音との差が10デシベル以上あるピーク値がなかったため、WECPNLは計算不可能であった。

資料 1-6-8 近隣騒音の苦情件数

年 度		平成10	11	12	13	14
項 目						
生活騒音	電 気 機 器	3	6	4	7	8
	楽器・音響機器	3	9	11	10	12
	人声・足音・給排水管	15	10	4	9	12
	ペ ッ ト	8	11	2	2	6
	アトリック・空ふかし音	3	10	2	6	6
	そ の 他	14	11	9	8	10
	計	46	57	32	42	54
拡声機騒音	商業宣伝目的	8	5	5	7	19
	航 空 機	0	0	0	1	1
	自 動 車	2	2	2	0	6
	商 店 等	6	3	3	6	12
	その他の目的	7	6	8	4	4
	計	15	11	13	11	23

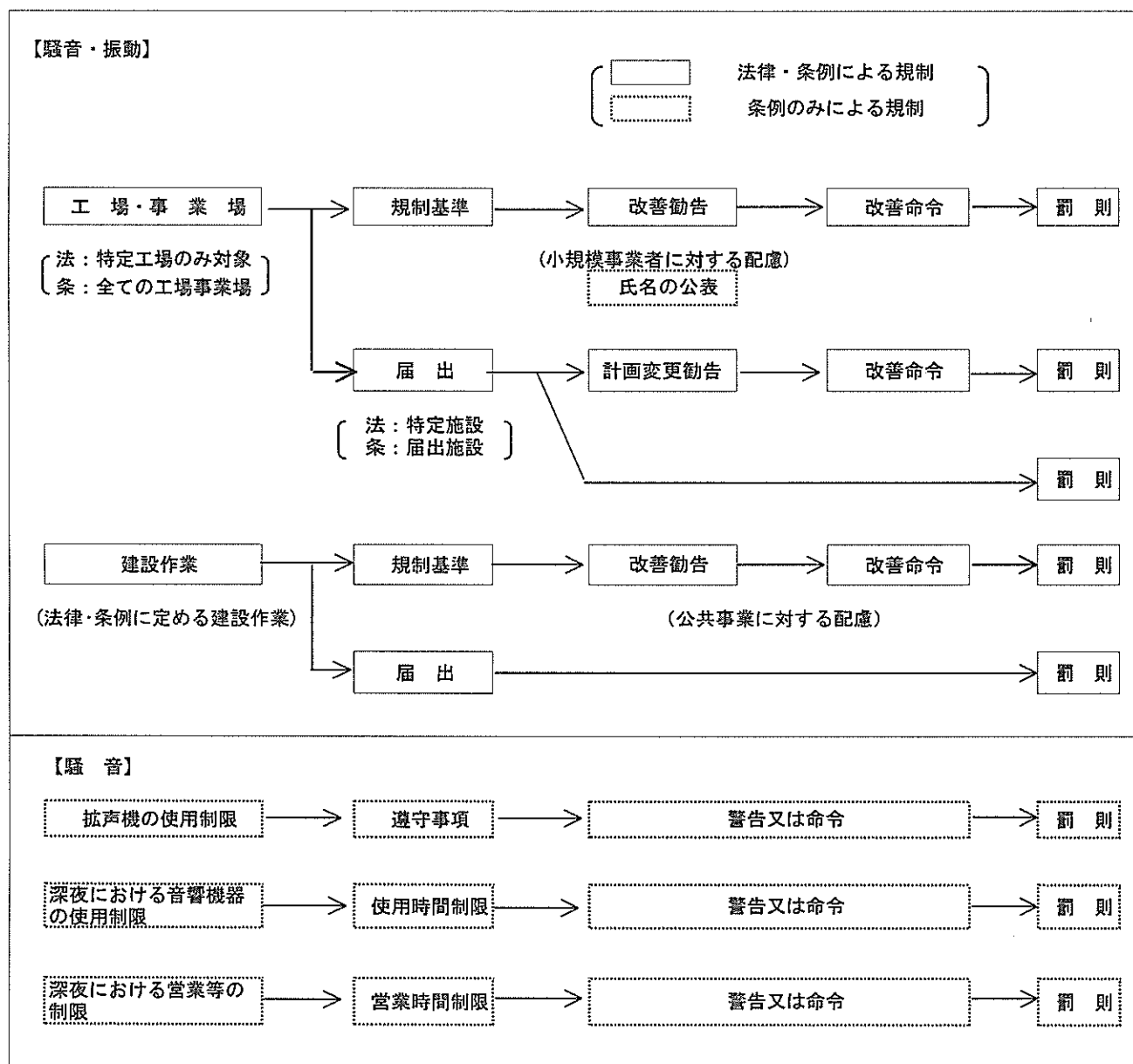
資料 1-6-9 一般環境騒音の騒音レベル別頻度(平成13年度)



資料 1-6-10 地域騒音の環境基準適合状況 (平成13年度)

地域 類型	用 途 地 域	測定 地点数	環境基準適合地点数			適合率 (%)
			昼間	夜間	昼夜共	
A	第1種中高層住居専用地域	2	1	2	1	50
	第2種中高層住居専用地域	6	4	2	2	33
B	第1種住居地域	17	7	5	5	29
	第2種住居地域	4	3	1	1	25
C	近隣商業地域	2	2	2	2	100
	商業地域	5	4	4	3	60
	準工業地域	12	12	12	12	100
	工業地域	2	2	2	2	100
市内全体		50	35	30	28	56

資料 1－6－11 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料 1－6－12 立入指導等の状況（騒音）

（平成14年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定件数
		保健所	24保健センター	市民の声等 合同立入	
法	律	261	293	(3)	226
条	例	248	713	(10)	377
そ	の	11	476	(5)	268
計		520	1,482	(18)	871

（注）・建設作業を含む

・（ ）内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料 1 - 6 - 13 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種 別	根拠法令等	対象地域	実施件数（市内分）	実施件数累計（市内分）
新幹線鉄道 騒音・振動 （東海道・ 山陽新幹線）	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル以上 上位半数 パワー平均	0戸 （平成14年度）	2,503戸 （昭和54年度 ～平成14年度）
	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について（勧告）」 昭和51年 環境庁長官勧告 （現環境大臣）	71デシベル以上 上位半数 算術平均	0戸 （平成14年度）	75戸 （昭和55年度 ～平成14年度）

（JR東海・西日本調べ）

資料 1 - 6 - 14 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,562m
レールの削正（＊）	12,955m
有道床弾性マクラギ	200m

（JR東海・西日本調べ）

（＊）レールの削正については、平成14年度の市内分の延べ施工延長。

資料 1 - 6 - 15 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

（昭和47年 法律第110号）

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省（現国土交通省）告示により指定された区域

工事種別	平成14年度実施件数 （市内分）	実施件数累計 （市内分）
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	228件	20, 561件 （昭和49～平成14年度）
機能回復工事	86件	12, 856件 （平成元～平成14年度）
再更新工事	591件	999件 （平成11～平成14年度）

（空港周辺整備機構調べ）

資料 1-6-16 振動関係苦情件数の内訳（平成14年度）

	工場・事業場			建設作業	交 通		その他
	金属加工機械	作 業	その他		自動車	鉄 道	
苦情件数 106件	11(12)	7(8)	1(1)	47(53)	14(16)	3(3)	6(7)

（注）（ ）内は%

資料 1-6-17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

（平成15年3月末）

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	296	45	東淀川	120	22
都 島	112	31	東 成	305	42
福 島	145	29	生 野	362	27
此 花	106	44	旭	102	24
中 央	223	19	城 東	289	30
西	229	26	鶴 見	141	29
港	133	82	阿倍野	82	52
大 正	62	122	住之江	73	145
天王寺	139	27	住 吉	33	8
浪 速	129	33	東住吉	106	8
西淀川	281	87	平 野	313	58
淀 川	297	74	西 成	184	46

（合計） 特定工場・事業場数（法）：4, 262
届出工場・事業場数（条例）：1, 110

資料 1-6-18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 法令区分 種 別	平成10		11		12		13		14	
	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例
設置届	12	6	55	7	48	8	51	9	44	6
使用届	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0
数の変更届	2	1	8	6	16	8	22	11	0	69
振動防止の方法変更届	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
氏名等変更届	20	4	136	11	54	17	86	18	68	13
全廃届	5	4	11	3	4	3	27	1	17	3
承継届	3	1	54	2	1	4	5	4	7	2
計	42	16	264	29	127	41	191	44	137	93

資料 1 - 6 - 19 特定建設作業届出件数（振動）

年 度	平成10	11	12	13	14
特定建設作業の種類					
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	170	108	110	121	80
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	2	1	0	22	1
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	390	175	150	605	602
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,265	3,053	3,385	2,891	2,692
計	3,827	3,337	3,645	3,639	3,375

(注)平成12年度までは作業の期間が3か月ごとの届出であったが、平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1 - 6 - 20 立入指導等の状況（振動）

(平成14年度)

種 別	立入指導件数			測定件数
	保健所	24保健センター	市民の声等	
法 律	85	141	(4)	60
条 例	48	172	(1)	79
そ の 他	1	81	(2)	35
計	134	394	(7)	174

(注)・建設作業を含む

・()内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料 1－8－1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
5	528	65	178	214	9	13	1,007
6	545	56	191	251	23	102	1,168
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料 1－8－2 行政区別苦情件数集計表

(平成14年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
北	30	3	14	17	0	5	69
都島	12	1	3	3	0	2	21
福島	18	0	6	10	0	2	36
此花	21	1	2	5	0	0	29
中央	48	6	13	31	0	3	101
西	26	7	7	6	5	4	55
港	9	2	7	11	3	3	35
大正	9	5	15	9	0	0	38
天王寺	38	3	9	9	0	1	60
浪速	20	0	10	13	0	0	43
西淀川	28	2	19	25	0	2	76
淀川	32	2	12	21	0	0	67
東淀川	25	4	15	16	0	8	68
東成	15	5	10	18	0	5	53
生野	48	15	19	23	0	14	119
旭	21	2	3	12	4	27	69
城東	45	7	9	15	0	6	82
鶴見	25	7	14	15	0	4	65
阿倍野	26	1	7	12	0	3	49
住之江	33	2	19	26	0	7	87
住吉	23	2	8	10	3	8	54
東住吉	22	2	11	19	0	1	55
平野	36	8	33	24	0	3	104
西成	39	2	12	17	1	5	76
合計	649	89	277	367	16	113	1,511

資料 1-10-1 行政区別認定数

(平成15年3月末現在)

事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	573	237	151	20	165	東淀川	1,016	458	259	40	259
都 島	799	312	215	20	252	東 成	652	188	267	22	175
福 島	883	264	384	16	219	生 野	2,527	846	1,015	89	577
此 花	3,302	1,542	968	47	745	旭	942	361	293	37	251
中 央	423	133	142	9	139	城 東	3,334	1,301	938	86	1,009
西	757	422	159	13	163	鶴 見	1,214	460	259	39	456
港	1,839	824	581	24	410	阿倍野	621	189	215	24	193
大 正	2,207	1,036	574	45	552	住之江	1,571	628	457	40	446
天王寺	345	151	94	16	84	住 吉	1,176	459	378	33	306
浪 速	819	287	322	23	187	東住吉	1,240	457	435	29	319
西淀川	7,022	3,394	2,145	117	1,366	平 野	1,560	629	430	46	455
淀 川	1,812	785	521	53	453	西 成	2,924	759	1,327	59	779
総 計							39,558	16,122	12,529	947	9,960

資料 1-10-2 認定疾病別内訳

(平成15年3月末現在)

病名 年齢	慢 性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上	2,237	7,497	3	223	9,960
15歳未満	0	0	0	0	0
計	2,237	7,497	3	223	9,960

資料 1-10-3 障害等級別内訳

(平成15年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	0	15	867	6,141	2,806	131	9,960
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	0	15	867	6,141	2,806	131	9,960

- (注) 特 級 ——— 労働不能、常時介護を要する状態
 1 級 ——— 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2 級 ——— 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3 級 ——— 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級 外 ——— 3級に該当しない状態
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
 その他 ——— 等級未決定者

資料 1-10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,200円(通院日数4日以上14日以内)～36,100円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 126,200円 ～ 367,700円 女 子 116,000円 ～ 215,200円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算(47,200円) 1 級 " " 2 級 " の50% 3 級 " の30%
児 童 補 償 手 当	15歳に達しない児童が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 障害等級 特 級 月 額 116,700円(介護加算48,100円を含む。) 1 級 " 68,600円 2 級 " 34,300円 3 級 " 20,600円
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 84,200円 ～ 321,800円 女 子 84,200円 ～ 188,300円
遺 族 補 償 一 時 金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 339,500円 ～ 679,000円

(注) 表中の支給金額は、平成15年4月1日現在(ただし、児童補償手当は平成14年4月1日現在)

① 行政区別患者数

(平成15年3月末現在)

事 項 区 名	決定数 (累計)	取 消 数			現在助 成者数	事 項 区 名	決定数 (累計)	取 消 数			現在助 成者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	1,325	893	46	1	385	東淀川	3,920	2,990	181	30	719
都 島	2,040	1,539	47	5	449	東 成	3,000	2,196	91	3	710
福 島	1,179	831	29	0	319	生 野	4,169	3,077	79	1	1,012
此 花	2,948	1,996	69	8	875	旭	1,964	1,340	55	2	567
中 央	1,249	910	38	1	300	城 東	4,101	2,968	111	6	1,016
西	1,521	1,052	47	3	419	鶴 見	3,020	2,025	127	6	862
港	2,142	1,499	45	4	594	阿倍野	1,740	1,145	58	0	537
大 正	2,928	2,164	95	9	660	住之江	4,597	3,247	164	3	1,183
天王寺	1,280	825	42	0	413	住 吉	3,919	2,720	108	26	1,065
浪 速	834	633	27	2	172	東住吉	3,017	2,049	90	6	872
西淀川	2,867	2,010	109	3	745	平 野	5,046	3,421	95	15	1,515
淀 川	4,825	3,404	168	13	1,240	西 成	1,707	1,234	20	4	449
総 計							65,338	46,168	1,941	151	17,078

② 助成疾病別内訳

(平成15年3月末現在)

病名 年齢	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢 性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	13,851	3,218	9	0	17,078

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、
当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

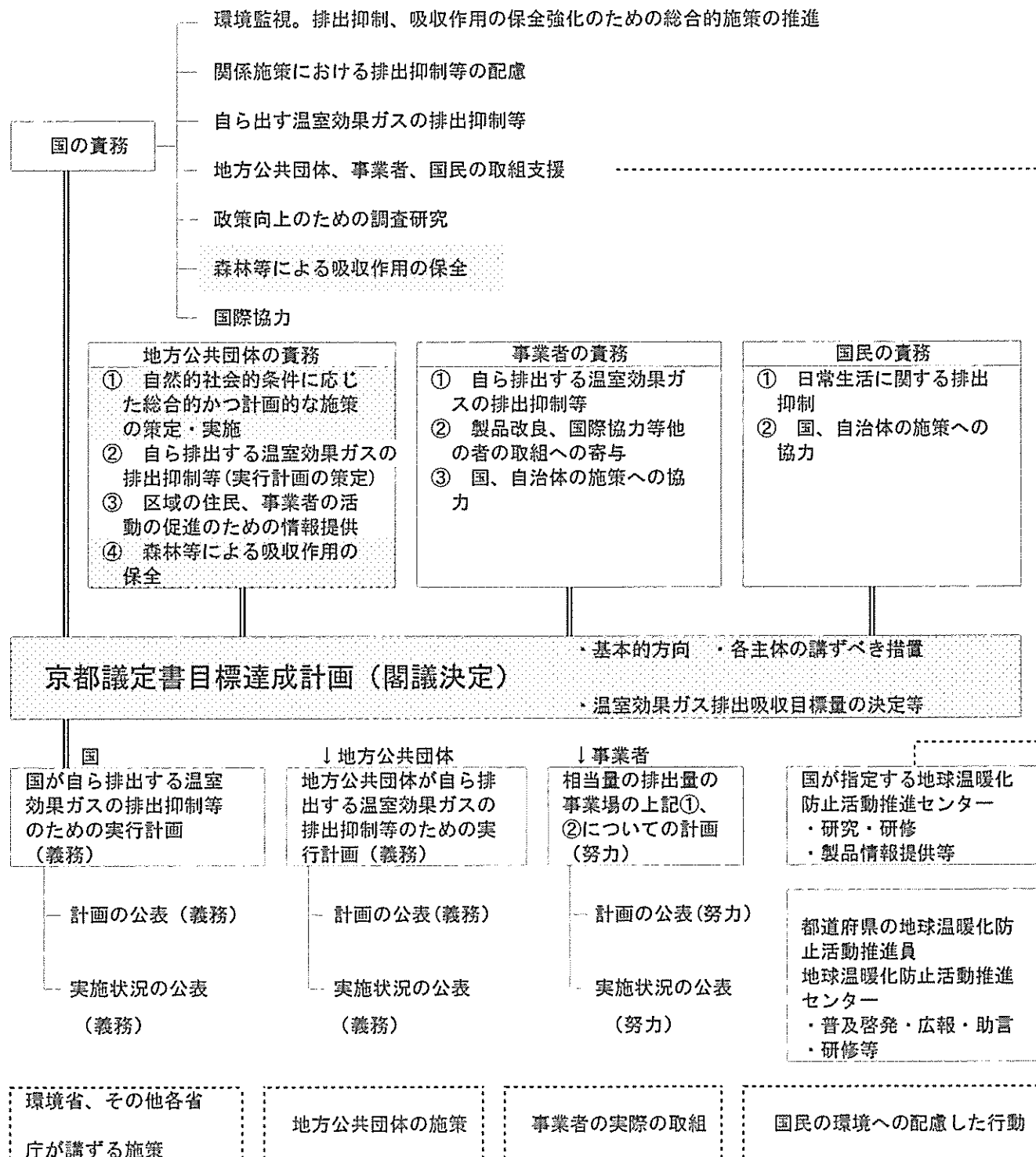
資料 1-10-6 環境改善事業実施状況

(単位:円)

事業名		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
計画作成事業		2,574,000			5,250,000			
施設等整備事業	低公害車普及事業	内容	電気自動車 5台 天然ガス車 2台	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台	天然ガス車 5台	天然ガス車 20台
		事業費	10,014,000	1,260,000	832,000	4,992,000	3,160,000	11,640,000
	最新規制適合車代替促進事業	内容	82台	176台	106台	61台	60台	44台
		事業費	10,101,000	19,646,000	14,433,000	3,786,000	3,813,000	2,639,000
	大気浄化植樹事業	内容	150㎡	745㎡	160㎡	74㎡	77㎡	50㎡
		事業費	1,560,000	7,748,000	1,598,000	769,000	800,800	31,656,000
	低公害車普及 助成事業	内容	電気自動車 2台 天然ガス車 15台	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電気スクーター 3台 天然ガス車 15台	電気スクーター 4台 天然ガス車 47台	天然ガス車 40台
		助成額	4,471,000	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000	9,460,000
	施設等整備 助成事業	内容	2台	1台	2台	2台	6台	9台
		助成額	293,000	132,000	75,000	49,000	231,000	785,000
	大気浄化植樹 助成事業	内容	120.66㎡	0㎡	400㎡	1,069㎡	100㎡	0㎡
		助成額	627,000	0	2,080,000	5,558,000	2,761,000	0

資料 3-1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。



：京都議定書発効の日から施行される。

資料 6-1-1 グリーン調達実績（平成 14 年度）

本市では、平成 14 年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成 14 年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した 9 分野 81 品目のうち 65 品目が 80%以上の調達率を示し、このうち 52 品目が 90%以上の調達率を示しています。なお、制服や作業用手袋など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達を積極的に推進しています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

（紙類）

- ・コピー用紙と衛生用紙は 100%近い調達率を示し、印刷用紙は 75%となっている。また、入出力等に用いるフォーム紙は、規格等の面から 30%弱の調達率にとどまっている。

（文具類）

- ・筆記用具ははじめ 51 品目中 47 品目が 80%以上の調達率で、内 42 品目は 90%以上の高い調達率を達成。

（機器類）

- ・8 品目中 5 品目で 80%以上の調達率となり、ローパーテーションや掲示板は予算上の都合や規格面の理由で調達率が 50%未満となっている。

（OA 機器）

- ・7 品目すべてで 80%以上の調達率を示し、内、コピー機、電子計算機、ファクシミリでは 90%を超えている。

（家電製品）

- ・6 品目の内、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、エアコン、テレビ受信機の 4 品目が、規格に合わないなどの理由で調達率が 50～70%にとどまっている。残りの 2 品目は 80%以上の調達率となっている。

（自動車）

- ・調達基準によりがたい消防車等特殊車両以外は調達基準を満たし、全体で 95%以上の調達率となっている。

（服、手袋）

- ・作業服は 90%以上の調達率であった。制服については、必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらない、あるいは規格変更に関する検証の時間が必要との理由で、また、作業用手袋については、難燃性等の面で品質・規格に合わないなどの理由で、それぞれ 10%以下の調達率にとどまっている。

（役務）

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としているが、複写用紙の印刷などで調達基準になじまないものが一部あるものの、全体としては発注件数の 80%以上でグリーン調達を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
1 紙類	コピー用紙	1,826,284 kg	1,819,401 kg	99.6%
	フォーム用紙	209,355 kg	59,351 kg	28.3%
	印刷用紙	297,403 kg	223,846 kg	75.3%
	衛生用紙（トイレトペーパー）	88,556 kg	87,983 kg	99.4%
2 文具類	シャープペンシル	4,291 箱	4,266 箱	99.4%
	替芯	2,349 箱	2,311 箱	98.4%
	ボールペン	7,516 箱	6,976 箱	92.8%
	マーカーペン	7,044 箱	7,030 箱	99.8%
	鉛筆	3,499 打	3,285 打	93.9%
	サインペン・フェルトペン	7,193 箱	7,160 箱	99.5%
	ホワイトボード用マーカー	3,144 本	2,969 本	94.4%
	油性マーカー	2,953 本	2,220 本	75.2%
②のリーディング	クラフトテープ	3,514 包	3,467 包	98.7%
	布テープ	4,459 包	4,334 包	97.2%
	テープカッター	125 個	118 個	94.4%
	セロテープ	3,018 箱	2,929 箱	97.1%
③ファイル・文書保存用	のり	2,571 箱	2,570 箱	100%
	チューブファイル	6,096 箱	6,027 箱	98.9%
	フラットファイル	33,401 包	33,380 包	99.9%
	リングファイル	5,347 冊	5,098 冊	95.3%
	レバーファイル	3,478 箱	3,467 箱	99.7%
	OA バインダー	2,717 冊	2,682 冊	98.7%
	クリヤーブック	2,198 箱	2,179 箱	99.1%
	レターケース	538 個	513 個	95.4%
	クリヤーホルダー	7,788 包	7,746 包	99.5%
	工事用アルバム	277 冊	269 冊	97.1%
	工事用アルバム替え台紙	676 個	656 個	97.0%
	ファイルボックス	3,800 個	3,286 個	86.5%
	フォルダー類	539 束	533 束	98.9%
	文書保存箱	2,617 箱	2,606 箱	99.6%
	文書編集用紙	12,395 束	12,395 束	100%
	緩りひも	5,401 束	4,598 束	85.1%
④紙製文具品	事務用封筒	130,247 束	130,014 束	99.8%
	紙袋	5,356 束	5,347 束	99.8%
	片面罫紙・起案用紙	28,298 冊	28,298 冊	100%
	ノート	1,343 包	1,342 包	99.9%
	ルーズリーフ	74 個	74 個	100%
	インデックス	6,515 箱	6,371 箱	97.8%
	付箋紙	47,857 個	47,508 個	99.3%
	クロース表紙類	4,466 組	4,466 組	100%

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
2 文具類 ⑤その他文具類	はさみ	3,466 丁	3,422 丁	98.7%
	カッターナイフ	1,229 個	1,179 個	95.9%
	マグネット	2,952 個	2,447 個	82.9%
	パンチ	315 個	285 個	90.5%
	OHP フィルム	2,930 個	2,449 個	83.6%
	ごみ箱	452 個	363 個	80.3%
	名札	2,584 個	1,959 個	75.8%
	スタンプ台	6,527 個	6,467 個	99.1%
	朱肉	4,828 個	4,824 個	99.9%
	定規	2,230 本	770 本	34.5%
	消しゴム	1,094 箱	993 箱	90.8%
	ステープラー	3,631 台	3,501 台	96.4%
	連射式クリップ	4,396 個	4,302 個	97.9%
	事務用修正具	8,751 個	8,499 個	97.1%
	除針器	535 個	405 個	75.7%
3 機器類	いす	3,895 脚	2,844 脚	73.0%
	机	1,999 台	1,658 台	82.9%
	棚	853 連	824 連	95.5%
	収納用什器	1,527 台	1,291 台	84.5%
	ローパーテーション	146 個	63 個	43.2%
	掲示板	178 個	82 個	46.1%
	黒板	24 個	20 個	83.3%
4 OA 機器	ホワイトボード	251 個	212 個	84.5%
	コピー機	59 台	57 台	96.6%
	電子計算機	1,600 台	1,518 台	94.9%
	プリンタ	380 台	327 台	86.1%
	プリンタ・ファクシミリ兼用機	4 台	4 台	100%
	ファクシミリ	104 台	95 台	91.3%
	スキャナ	73 台	60 台	82.2%
	磁気ディスク装置	142 台	119 台	83.8%
5 家電製品	冷蔵庫	41 台	30 台	73.2%
	冷凍庫	6 台	6 台	100%
	冷凍冷蔵庫	23 台	16 台	69.6%
	エアコンディショナー	60 台	43 台	71.7%
	テレビジョン受信機	34 台	18 台	52.9%
	ビデオテープレコーダー	54 台	48 台	88.9%
6 車	自動車	219 台	209 台	95.4%
7 服	制服	12,171 着	33 着	0.3%
	作業服	107,530 着	96,887 着	90.1%
8 手袋	作業用手袋	871,601 双	30,488 双	3.5%
9 役務	納入印刷物の仕様	2,136 件	1,782 件	83.4%

資料 7-1-1 廃棄物の種類と定義

種 類		定 義
廃 棄 物		ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）
内 訳	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
	特別管理	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. PCBを使用する部品 2. ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上(焼却施設は 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m ² 以上))から生じたばいじん 3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの
	一般廃棄物	環境省令で定めるダイオキシン類の含有量 ① ばいじん、燃え殻又は汚泥：試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム ② 廃酸及び廃アルカリ：試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸及び廃アルカリである場合）：試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸及び廃アルカリ以外である場合）：試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム
	産業廃棄物	5. 感染性一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。） 8. 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだものに限る。） 9. 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。） 10. 食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず 14. ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 15. 鋳さい 16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 17. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 18. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 19. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の排出ガス規制の対象となる特定施設（ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設）又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの 20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの 輸入廃棄物（1～20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）
	特別管理	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 2. 廃酸（PH2. 0 以下） 3. 廃アルカリ（PH12. 5 以上） 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物
	産業廃棄物	

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

年度 区分		年度				年度							
		3	8	9	10	11	12	13	14				
可燃物	厨 芥	5.3	7.4	7.7	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6				
	紙 類	43.0	38.6	41.8	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8				
	繊維類	4.0	4.1	6.0	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8				
	木 草 類	7.7	8.3	5.8	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1				
	プラスチック	18.6	15.7	18.3	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7				
	雑 物	9.4	9.5	7.7	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6				
	計	88.0	83.6	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6				
不燃物	ガ ラ ス	4.7	5.8	4.9	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5				
	石 陶 器	2.6	3.6	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9				
	鉄	3.4	5.1	3.6	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2				
	非鉄金属	1.3	1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8				
	計	12.0	16.4	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4				

年度 区分		昭 40	50	60
可燃物	厨 芥	14.5	12.1	11.5
	紙 類	39.6	36.8	28.8
	繊維・木草類	7.1	9.3	10.9
	プラスチック	3.3	11.0	14.3
	わら・落ち葉・茶殻・皮・ゴム・ 燃料等	4.9	2.6	1.9
	計	69.4	71.8	67.4
	ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8
不燃物	金 属	3.1	6.1	6.8
	貝殻・卵殻類土 砂 ・ 雑 物	12.0	10.1	11.0
	計	30.6	28.2	32.6

(注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更

2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

区分	年度	昭 40	50	60	平成 3	8	9	10	11	12	13	14
水分(%)		50.4	51.5	40.4	37.9	41.2	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6
灰分(%)		18.7	15.6	21.5	14.8	17.7	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0
可燃分(%)		30.9	32.9	38.1	47.3	41.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4
生ごみの 低位発熱量 (kcal/kg)		1,163	1,404	1,847	2,308	1,804	2,180	2,301	2,333	2,287	2,305	2,352

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 15 年 3 月末現在)

業 務 の 種 類	許可業者数	廃 棄 物 の 種 類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,073	1. 燃え殻	157
収集運搬(積替え・保管を含む)	74	2. 汚泥	1,138
中 間 処 理	85	3. 廃油	693
埋 立 処 分	0	4. 廃酸	396
中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	1	5. 廃アルカリ	407
海 洋 投 入 処 分	1	6. 廃プラスチック類	3,489
		7. 紙くず	2,210
		8. 木くず	2,738
		9. 繊維くず	2,057
		10. 動植物性残渣	482
		11. 動物性固形不要物	2
		12. ゴムくず	2,721
		13. 金属くず	3,396
		14. ガラスくず	3,419
		15. 鋳さい	151
		16. がれき類	3,323
		17. 動物のふん尿	1
		18. 動物の死体	2
		19. ばいじん	93
		20. 処分するために処理したもの	353
許 可 業 者 数 合 計	4,234	合 計	27,228

(注)平成 14 年度の許可件数 339 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

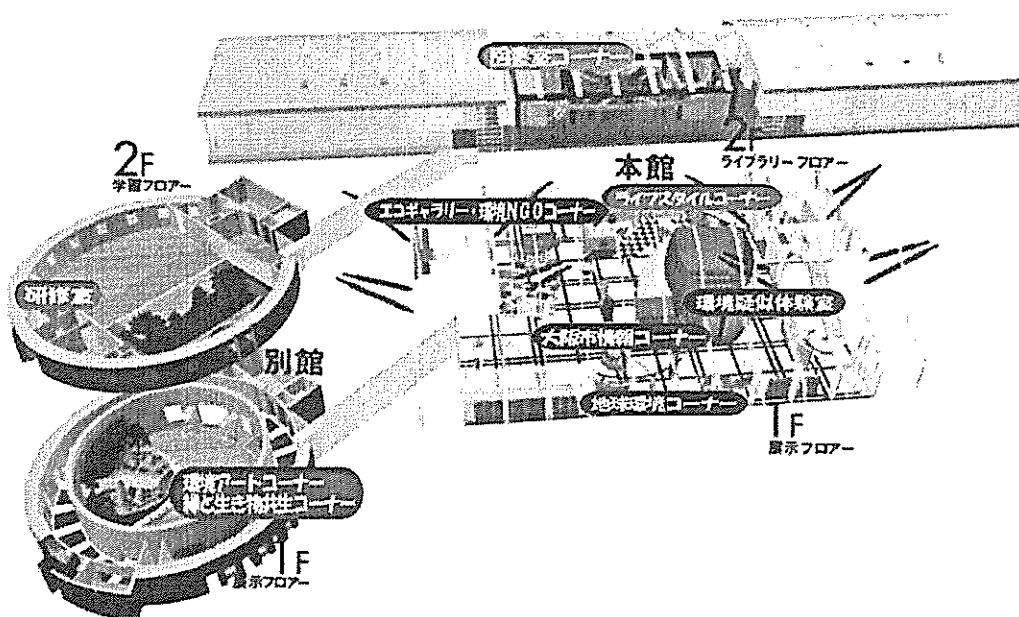
(平成 15 年 3 月末現在)

業 務 の 種 類	許可業者数	廃 棄 物 の 種 類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	437	1. 廃油	242
収集運搬(積替え・保管を含む)	11	2. 廃酸	243
中 間 処 理	21	3. 廃アルカリ	211
埋 立 処 分	0	4. 感染性産業廃棄物	117
中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	0	5. 廃 PCB 等	0
		6. PCB 汚染物	0
		7. 指定下水道汚泥	0
		8. 鋳さい	11
		9. 廃石綿等	23
		10. ばいじん	32
		11. 燃え殻	15
		12. 汚泥	138
		13. 処分するために処理したもの	0
許 可 業 者 数 合 計	469	合 計	1,032

(注)平成 14 年度の許可件数 19 件(新規許可)

資料 8-1-1 大阪市立環境学習センターの概要

①設置場所	大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)	
②施設規模	延床面積 3,319㎡(内訳) 本館 2,419㎡ 別館 900㎡	
③施設概要	・展示ゾーン	「地球環境問題」や「環境にやさしいライフスタイル」、「緑と生き物の共生」をテーマに展示し、また、環境疑似体験室(アースモニターシップ)により、楽しく体験学習できます。
	・ライブラリーゾーン	図書室、相談コーナー、ビデオライブラリー、情報検索コーナーを設け、市民への情報提供、自発的な環境学習への支援を行います。
	・学習ゾーン	実習が可能な研修室に、オリジナルの視聴覚教材が作成可能な機材を備え、学習拠点の機能を果たしています。
	・プラザゾーン	エコギャラリーや環境NGOコーナーを設け、交流の場とします。



資料 8-1-2 大阪市立環境学習センター事業実績概要（平成14年度）

環境学習センター 利用者の概要		・入館者数(232,962人/年)・自然体験観察園推定入園者数(約40万人/年) ・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数(18,225人/年) ・アウトリーチ活動、来館団体への講義、館説明等参加者数(1,408人/年)
事業内容	事業メニュー	参加者数等
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発 1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(4テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(4テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー	・入館者数 232,962人/年 ・団体利用数 515団体/年 34,330人/年 ・アースモニターシップ搭乗者 39,811人/年 ・ビデオライブラリー利用数 7,170回/年 ・図書、ビデオ貸出 1,190件/年
	講演会、シンポジウム等(6回)	・事業参加者 544人/年
	啓発イベント(10回)	・事業参加者 8,851人/年
	自然体験観察園(94回)	・事業参加者 6,349人/年
	自然観察会及びウォーキング(8回)	・事業参加者 207人/年
	環境講座、教室(70回)	・事業参加者 1,854人/年
	情報紙の発行 環境情報提供システム	・1万部/回発行 ・HPアクセス件数 2,679件/年
	環境学習講師の派遣と講義(47団体)	・来館講演参加者 1,160人/年 ・派遣講演参加者 195人/年 ・国際協力 53人/年
活動支援	相談・指導、パネルの貸出など	1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 345件 2パネル及び昆虫貸出件数 20件
	人材の育成(38回)	1環境学習リーダー養成専門講座(11回) 2ピオトープ体験学習リーダー養成講座(5回) 3フォローアップ事業(22回)
	学習教材の作成 団体支援	1地球環境問題等パネル(17種類 35枚) 1こどもエコクラブ支援(15団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー養成講座修了生によるリーダー会の活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゅらる」への環境NGO主催行事の掲載 地球館パートナーシップクラブ 会員数 183名 年間取組 80回 リーダー会 会員数 34名 年間取組 39回

資料 8-3-1 環境月間行事実施内容（平成14年度）

行 事 名	概 要	参加人数	期 間
ECO縁日2002－遊ぶ、創る、楽しむ－	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や、工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“縁日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全 への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	7,681人	6/22 6/23
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を 実施した。	60人	6/13 6/14
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験」を実施した。	222人	6/2 6/8 6/9
環境講座	「なにわエコライフ説明会」「環境学習リーダー養成講座（基礎コース）」「エコビジネスセミナー」を市民・企業の担当者向けに開催した。	1,093人	6月中
ホテルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホテル舎で飼育しているホテルの鑑賞会を実施した。	4,077人	6/8・9
花と緑の講座	花と緑の学習を通じて自然に親しみ、理解を深めるため、いくつかの植物の興味深い様々な側面、現象を紹介する講座を開講した。	179人	6/8 6/15 6/22 6/29
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	構成 31団体	6/24
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、自動車排ガス規制の遵守を徹底した。また、検査をうけたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	26台	6/28
公害総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ1,211	6月中
常時監視システムを利用した環境教室の開催	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ 66人	3回実施
工場・事業場の環境関連研修会	企業の環境保全行動の推進を図るために、大気汚染状況及び対策等について、研修会を開催した。	44人	6/27
環境美化運動の実施 「草花」と「わた」の苗の配付	「草花」や区の花「わた」の栽培を通じ、区の花に親しんでいたくとともに、花と緑豊かなまちづくりをおこなった。	500人	6/6
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知用のポスター等を掲出した。	――	6月中

資料 8-3-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲出場所等
ポスター	きれいな空気、あなたの手で織りあげよう ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ エコカーでいこか～ (大阪市制作)	地下鉄駅構内、市関係庁舎、市広報板
	車の買い換えには、低公害車を選んでください。 子どもたちからの提案です。 (府と協同)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	～環境にやさしい未来のクルマと街～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	暖房温度目安は20℃ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	きれいな空気、あなたの手で織りあげよう ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配付
	エコカーでいこか～ 車の買い換えには、低公害車を選んでください。 (府と協同)	市関係窓口等で市民に配付
	子どもたちからの提案です。 ～環境にやさしい未来のクルマと街～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板

資料 9-2-1 大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟 11階西側
	② 面 積	4,500㎡
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC)、大阪市
【施設の特徴】	① エコビジネス支援ゾーン(1,500㎡)	中小企業を中心に環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる 実際例を展示・紹介し、産学官協働コーナーの設置等
	② リサイクルテクノロジーゾーン (1,000㎡)	循環型社会の実現に向けて、家庭とオフィスのごみ減量を促進するため、 来場者に3R(Reduce・Reuse・Recycle)などのごみ減量のノウハウの提案
	③ 自主環境管理推進支援ゾーン(500㎡)	事業者対象に、自主環境管理の導入に必要な情報・ノウハウの紹介 エコマーク認定商品の展示、エコマークの商品類型や認定基準等の紹介
	④ アドバンスゾーン (1,000㎡)	電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車をはじめ、 燃料電池やITS技術などの先進的な環境製品・技術・システム等の展示、紹介
	⑤ コミュニケーションゾーン(500㎡)	企画展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成14年度)	・入場者数	207,604人(うち団体見学者 266団体 11,050人)
	・出展者状況	ブース出展 89企業・団体、112ブース
	・環境セミナー等の実施状況	① 多目的スペース他イベント:「ECOライフスタイル展」、「CEV試乗会」、「グリーン購入法説明会」等 計13件 ② 環境セミナー:「環境賢人会議産学官トップセミナー」「グリーン購入フォーラム in 大阪」「エコビジネスセミナー」「環境会計構築体験講座」等 計51件 参加者 5,257人

1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」（平成 7 年 3 月制定）の基本理念
- ・「環境基本計画」（平成 8 年 8 月策定）の基本方針（協働）
- ・「地球環境を守る身近な行動指針（0-加ザンダ 21 おおさか）」（平成 7 年 5 月策定）

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成 9 年度から平成 17 年度

2 計画の内容

市民・企業に率先して庁内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの（29の行動目標）

◇ 主な行動指針と目標

○温室効果ガスの排出抑制

- ・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ⇒照明用電気使用量を平成 17 年度において 8%以上削減
- ・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制

○資源の節約

- ・用紙類の使用量の抑制
- ⇒コピー用紙使用量を平成 17 年度において平成 11 年度実績から 5%以上削減
- ・物品等の長期使用 ・水利用の合理化推進
- ⇒上水使用量を平成 17 年度において平成 10 年度の実績から増加させない。

○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進

- ・廃棄物の減量
- ⇒庁舎から排出される廃棄物量を平成 17 年度において平成 10 年度の排出実績に比べ 9%以上減量
- ・分別リサイクルの推進
- ⇒庁舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成 17 年度において 50%以上確保

○環境配慮商品の利用と購入促進（グリーン購入）

- ・再生紙の使用促進
- ⇒コピー用紙は、平成 17 年度までにすべての職場において、古紙配合率 100%、白色度 70%以下の再生紙を使用
- ⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用
- ・事務用品等のグリーン購入の促進
- ⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にし、購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択

○自動車の適正利用

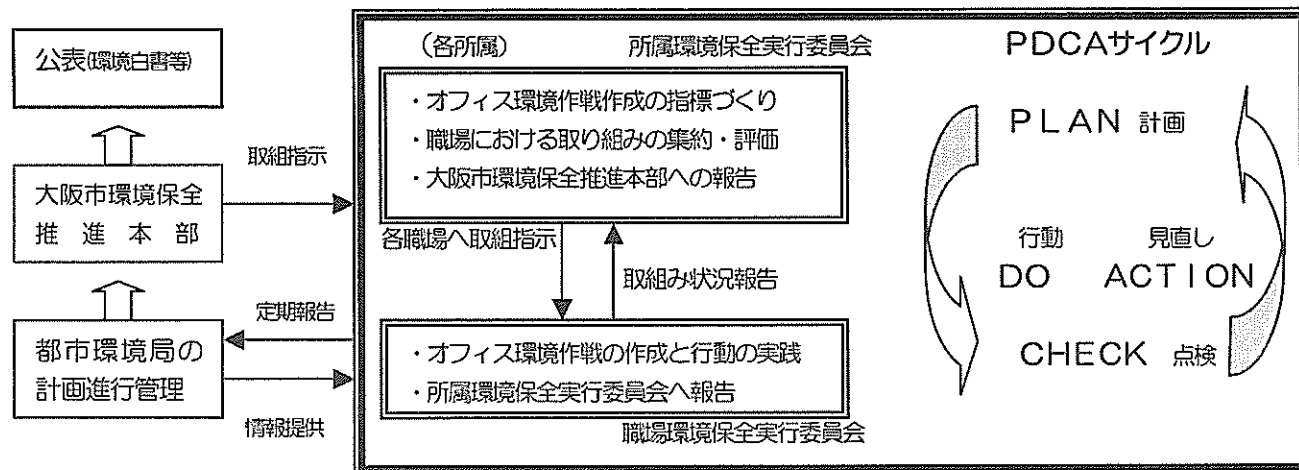
- ・公用車への低公害車等の計画的導入
- ・公用車等の利用の適正化

○環境保全意識の高揚

- ・環境に関する研修及び情報の提供
- ⇒職員の環境全意識の向上を図るため、平成 17 年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施
- ・実効ある環境保全行動の推進

3 計画の推進

- ① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置
- ② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価
- ③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表



資料 9-2-3 大阪市市内環境保全行動計画(エコオフィス21)の行動目標達成状況

項 目	単 位	平成13年度		平成14年度		エコオフィス21取組み再構築にかかる目標(平成17年度まで)
		実績値	増減(%)	実績値	増減(%)	
電 気 使 用 量	kWh/年	34,305,975	Δ2.8%(前年比)	39,076,415	13.9%(前年比)	電気使用量の抑制に努める
コピー用紙使用量 (A4 換 算)	枚/年	134,518,051	23.6%	148,786,485	36.6%	平成11年度実績 108,860千枚)を基準に 5%削減
コピー用紙の古紙 配合率100%の 所 属 数	所 属	36/47 (77%)	—	42/47 (89%)	—	全ての所属で古紙配合率 100%
コピー用紙の白色 度70%以下の 所 属 数	所 属	40/47 (85%)	—	44/47 (94%)	—	全所属で白色度70%以下
上 水 使 用 量	m3/年	296,058	Δ20.5%	258,748	Δ30.4%	平成10年度実績 (372,204m3)を基準に 増加させない
低 公 害 車 等 の 導 入 台 数	低公害車・ LEV-6	1,876	—	2,084	—	公用車の低公害車化を推進
			—		—	
公 用 車 燃 料 使 用 量	kl/年 (ガソリン)	302.3	1.5%(前年比)	302.1	0%(前年比)	ガソリン使用量の抑制に努める

照明用電気 使用量削減	平成13年度	消灯対象の電気使用量 (目標Δ8%)	183,285kwh (Δ5.5%)
		3,304,938kwh	
	平成14年度	消灯対象の電気使用量 (目標Δ8%)	330,174kwh (Δ7%)
		4,718,691kwh	

注・行動目標の基準については、平成13年度に実施したエコオフィス21の再構築に伴い見直しを図った。

- ・上記の各使用量は、事業所の値を含まない。また、上水使用量について、テナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。
- ・照明用電気使用量は、昼休みの消灯電力量と消灯実績(行動率)から算出。
- ・LEV-6: 京阪神6府県市指定低排出ガス車

資料10-1-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価法の対象事業等一覧表

事業の種類	内 容	大阪市環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価法対象事業	環境影響評価法第一種事業	同第二種事業
道	高速道路の新設・改築（車線増） 一般道路の新設・改築（車線増）	全 事 業（阪神高速・自動車専用道路を含む） 4車線以上かつ3km以上	同 左 同 左 林道：幅員6.5m以上かつ10km以上	全事業（道路幅員は4車線以上/自動車専用道路は対象外） 国道：4車線以上かつ10km以上 大規模林道：2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
鉄道又は軌道	幹線等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同 左	新幹線（規格新線含む）：全事業 普通鉄道・軌道（普通鉄道相当）：10km以上	7.5km以上10km未満
飛行場	飛行場などの設置・変更	全 事 業	同 左	滑走路長 2,500m以上	1,875m以上2,500m未満
発電所	電気工作物の設置・増設	水力 15,000kW以上 火力（地熱利用を除く） 20,000kW以上 火力（地熱利用） 7,500kW以上	同 左	水力 30,000kW以上 火力（地熱利用を除く） 150,000kW以上 火力（地熱利用） 10,000kW以上	22,500kW以上30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上10,000kW未満
廃棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kl/日以上 産業廃棄物焼却施設 100t/日以上 汚泥、廃酸、廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設は、バーナー定格能力の重油消費量4kl/時以上	ごみ焼却施設 100t/日以上 ごみ処理施設（焼却以外） 200t/日以上 し尿処理施設 同 左 産業廃棄物焼却施設 同 左	原子力 全事業	—
下水道終末処理場	終末処理場の新設・増設	計画処理人口 5万人以上	最終処分場 同 左 計画処理人口 10万人以上	最終処分場 30ha以上	25ha以上30ha未満
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	・大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を定格で運転する場合において使用される燃料・原料の重油消費量4kl/時以上 ・水質汚濁防止法に規定する特定施設から排出される平均排水量10,000m ³ /日以上	同 左	—	—
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万m ² 以上かつ高さ150m以上	同 左	—	—
駐車場など	駐車場、自動車・オートバイの新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	同 左	—	—
レクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	（開発行為の項に該当）	—	—
地下利用施設	地下利用に係る施設の新設・増設	地表面下20m以深の部分の容積50万m ³ 以上	—	—	—
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha超	40ha以上50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同 左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
流通業務団地造成	流通業務団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
開発行為	前各号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上 （新住宅市街地開発事業/新都市基盤整備事業/都市計画法・森林法の開発行為/複合開発行為）	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同 左	—	—
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・掘込面積 100ha以上	同 左	埋立・掘込面積 300ha以上	—
ダム・堰	ダム・堰の新築・改築	—	湛水面積 50ha以上 改築：改築後湛水面積50ha以上かつ増加湛水面積25ha以上	湛水面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
湛水位調整施設・放水路	湛水位調整施設・放水路の新築	—	改変面積 50ha以上	改変面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
発生土の処分事業	発生土の処分・発生土による土地造成	—	施行区域面積 10ha以上	—	—

資料10-2-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力 180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力 600ト/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
60	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	61.2.24	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力 600ト/日)	2.4.23	2.11.6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
4	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	8.3.27	8.8.6	都市計画
	舞洲工場建設計画	(ごみ焼却場：処理能力 1,200ト/日)			(市決定)
	大阪都市計画下水道	工場	8.3.27	8.8.6	都市計画
	舞洲スラッシュセンター建設計画	(最大排出ガス量 55,000m ³ N/時)			(市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称)	飛行場	8.4.24	8.8.6	市要綱
	建設事業	(陸上ヘリポート)			
9	中山共同発電株式会社	発電所	9.4.23	9.7.15	市要綱
	発電施設計画(仮称)	(火力：出力 14.9万kW)			
10	大阪外環状線(都島～久宝寺)	鉄道	10.4.30	10.7.16	市要綱
	鉄道建設事業	(区間の長さ 14.9km)			一部都市計画(知事決定)
	ユニバーサル・スタジアム・シャロン	レクリエーション施設・駐車場	10.4.30	10.7.16	市要綱
	(U S J) 建設事業	面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台			
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	10.4.30	10.7.16	都市計画
	平野ごみ焼却場	(ごみ焼却場：処理能力 900ト/日)			(市決定)
	関西国際空港2期事業	飛行場	10.4.30	10.8.27	府要綱
		(滑走路1本 4,000m)			(市長意見 10.9.9)
	西島エネルギーセンター	発電所	10.7.16	10.10.13	市要綱
	電力卸供給事業	(火力：出力 14.99万kW)			
	大阪都市計画都市高速鉄道	軌道	11.1.18	11.2.19	都市計画
	第8号線(井高野～今里)	(区間の長さ 12km)			(知事決定)
	(仮称)難波再開発A-1地区	駐車場	11.1.18	11.4.23	市要綱
	建設事業	(同時駐車能力 1,350台)			
	大阪港新島地区埋立事業及び	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設	11.1.18	11.5.28	市要綱
	大阪沖埋立処分場建設事業	埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha			
	南港東地区(木材整理場)	公有水面の埋立て	11.1.18	11.5.28	市要綱
	埋立事業	(埋立面積 25ha)			
	中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000m ²	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	建設事業(残土搬出関連) (仮称)NHK大阪新放送会館	飛行場	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12.3.3	12.4.7	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	(仮称)NHK大阪新放送会館	飛行場	12.8.10	12.10.2	市条例 〔環境影響評価準備書〕
12	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			
	大阪都市計画都市高速鉄道	鉄道	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	北港テクノポート線	(区間の長さ 7.3km)			
	大阪外環状線(新大阪～都島)	鉄道	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見 13.3.5) 〔環境影響評価方法書〕
13	鉄道建設事業	(区間の長さ 約5.4km)			
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称)廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 148.8ト/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕 14.11.26 事業廃止届
	大阪都市計画都市高速鉄道	鉄道	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	西大阪延伸線 大阪外環状線(新大阪～都島)	(区間の長さ 3.4km) 鉄道	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) 〔環境影響評価準備書〕
	鉄道建設事業	(区間の長さ 約5.4km)			
	大阪都市計画都市高速鉄道	鉄道	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
14	西大阪延伸線 阿倍野地区第二種市街地再開発事業	(区間の長さ 3.4km) 駐車場	14.12.5	14.12.26	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	A 2 棟建設事業	(同時駐車能力 1,900台)			

資料10-3-1 大規模建築物等の事前協議件数

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
大規模建築物に係る事前協議件数	139	105	119	137	124
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	51	56	37	46	40
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	4	3	2	3	2
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	4	3	4	3	2
合 計	198	167	162	189	168

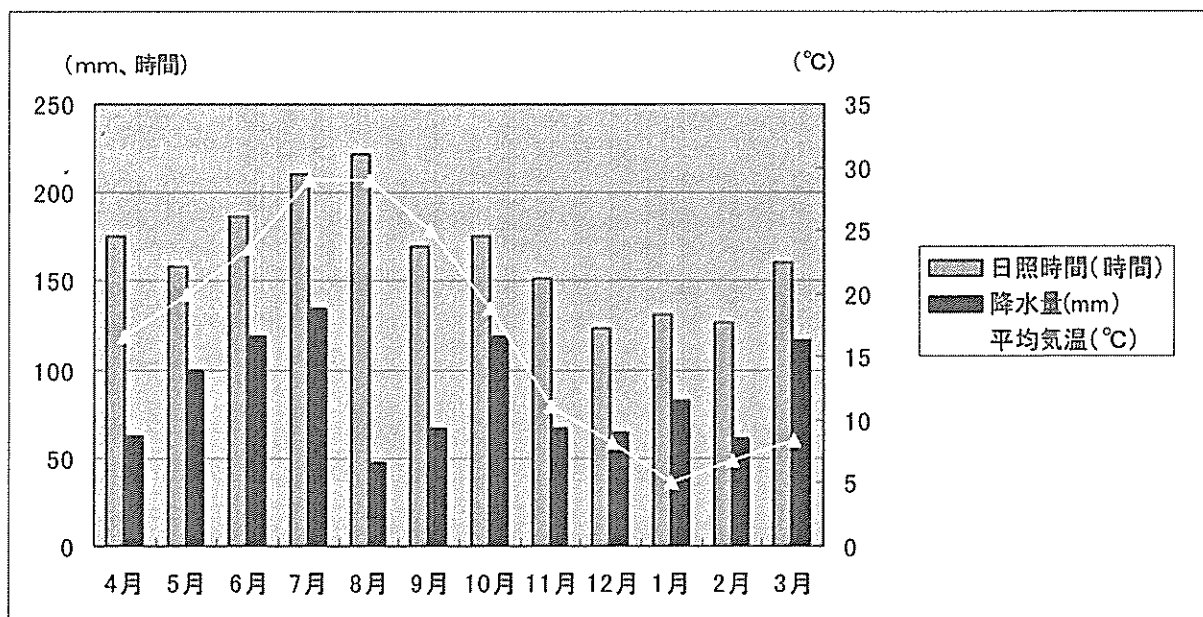
(注1)建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2)建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3)地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

◆市域の概況

①大阪の気象の概況（平成14年度）



（注）大阪管区気象台調べ

（平成14年度）

年平均気温 16.8℃

年間降水量 1040.5mm

年間日照時間 1992.5時間

②区別面積

（単位：km²）

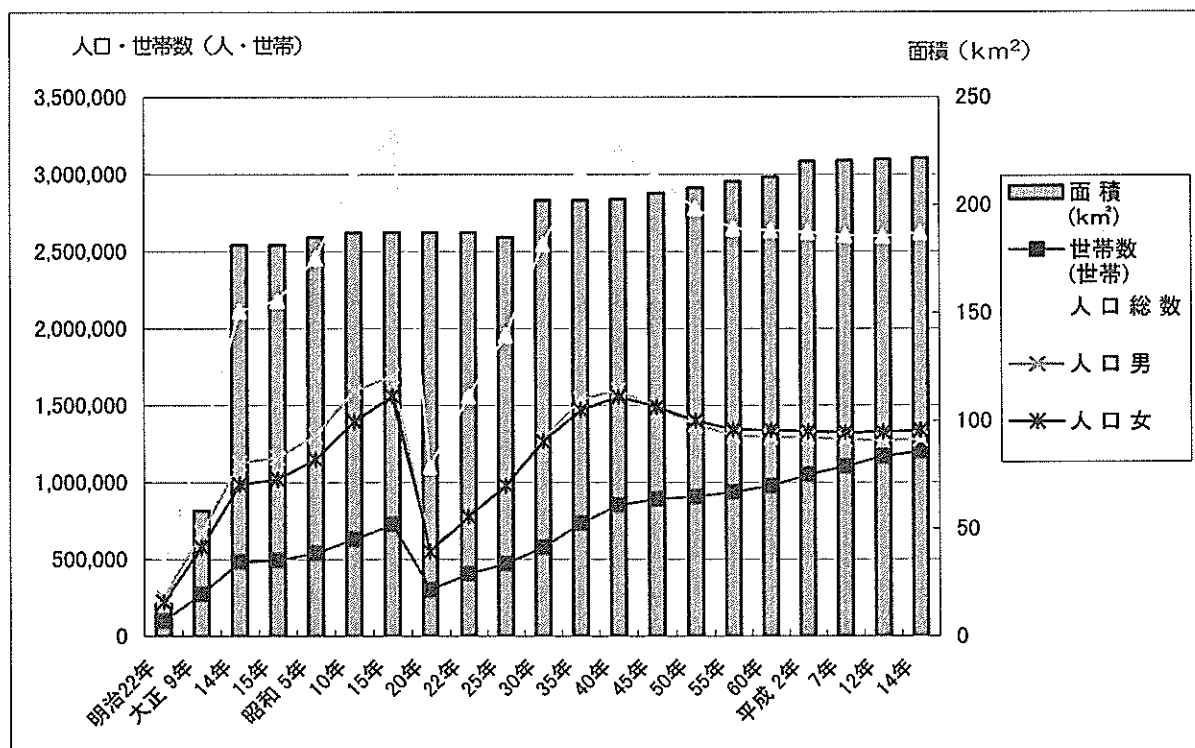
区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	15.75	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

合計面積：221.82km²

（注）面積は、国土交通省国土地理院発表による平成14年10月1日現在のものである。
淀川区の面積は豊中市との合算値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

③大阪市の人口

・人口、世帯数の推移



(注) ・人口は国勢調査結果

(但し、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果、平成14年は10月1日推計値)

・面積は国土地理院の公表値

・昼間流動人口の推移

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620
昼夜間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138	141	146	146.5	141.2

(注) 国勢調査結果

④産業の動向

・産業分類別概況（従業員４人以上の事業所）

産業分類	事業所数			従業員数(人)			製造品出荷額(100万円)		
	平成12年	平成13年	増減	平成12年	平成13年	増減	平成12年	平成13年	増減
総数	12,209	10,976	△ 1,233	205,574	195,867	△ 9,707	5,382,729	5,256,648	△ 126,081
食料品	635	605	△ 30	13,249	14,925	1,676	266,202	282,010	15,808
飲料・たばこ・飼料製造業	29	29	0	462	487	25	54,348	55,123	775
繊維工業	97	82	△ 15	1,705	1,366	△ 339	28,115	21,873	△ 6,242
衣料その他の縫製製品	960	804	△ 156	9,803	8,093	△ 1,710	166,401	139,187	△ 27,214
木材・木製品	150	130	△ 20	1,535	1,401	△ 134	28,101	25,015	△ 3,086
家具・装備品	313	285	△ 28	3,197	2,826	△ 371	51,090	42,412	△ 8,678
パルプ・紙・紙加工品	568	502	△ 66	7,351	6,541	△ 810	147,540	133,965	△ 13,575
出版・印刷	1,904	1,751	△ 153	35,642	34,567	△ 1,075	1,020,176	1,021,938	1,762
化学	285	266	△ 19	19,572	18,801	△ 771	1,082,595	1,149,571	66,976
石油・石炭	16	15	△ 1	271	256	△ 15	7,866	7,565	△ 301
プラスチック製品	706	614	△ 92	9,291	8,471	△ 820	177,116	160,354	△ 16,762
ゴム製品	281	261	△ 20	2,884	2,799	△ 85	46,470	45,634	△ 836
なめし革・同製品・毛皮	315	296	△ 19	2,795	2,646	△ 149	40,685	39,173	△ 1,512
窯業・土石製品	165	151	△ 14	3,061	2,844	△ 217	72,691	66,639	△ 6,052
鉄鋼業	279	251	△ 28	7,753	6,838	△ 915	336,089	299,992	△ 36,097
非鉄金属	138	117	△ 21	4,856	1,657	△ 3,199	154,627	39,180	△ 115,447
金属製品	2,186	1,971	△ 215	27,368	25,927	△ 1,441	527,096	497,799	△ 29,297
一般機械器具	1,644	1,462	△ 182	24,923	23,317	△ 1,606	496,319	462,719	△ 33,600
電気機械器具	653	593	△ 60	16,415	18,363	1,948	384,851	479,832	94,981
輸送用機械器具	223	194	△ 29	4,610	4,790	180	130,484	123,303	△ 7,181
精密機械器具	138	124	△ 14	1,933	2,210	277	38,320	45,893	7,573
その他	524	473	△ 51	6,898	6,742	△ 156	125,547	117,468	△ 8,079

(注) 工業統計調査結果（計画調整局調）

・商業の構成

業種別	商業事業所数(事業所)			従業員数(人)			年間販売額(億円)		
	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減
卸売業計	31,034	26,251	△ 4,783	398,664	355,338	△ 43,326	553,310	440,948	△ 112,362
小売業計	41,135	36,558	△ 4,577	221,343	215,433	△ 5,910	48,729	45,243	△ 3,486
合計	72,169	62,809	△ 9,360	620,007	570,771	△ 49,236	602,039	486,191	△ 115,848

(注) 1. 商業統計調査結果（計画調整局調）

2. 平成11年は簡易調査

⑤河川・道路

・大阪市内河川(平成15年3月末現在)

	河川数	延長(km)
一級河川	(25) 25	(139.1) 139.1
二級河川	(0) 0	(0) 0
準用河川	(4) 4	(5.0) 5.0
普通河川	(4) 4	(2.3) 2.3
合計	(33) 33	(146.4) 146.4

(注)

1. 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。

2. () は、平成14年3月末現在

3. 大阪市建設局調べ

・大阪市内道路(平成15年4月1日現在)

	路線数	延長(km)	面積(km ²)
国道	(13) 13	(114.9) 114.9	(3.38) 3.38
府道	(28) 28	(181.3) 181.3	(3.91) 3.94
市道	(11,713) 11,719	(3,565.3) 3,570.1	(30.38) 30.52
合計	(11,754) 11,760	(3,861.5) 3,866.4	(37.67) 37.84

(注)

1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。

2. () は、平成14年4月1日現在

3. 大阪市建設局調べ

⑥資源消費

・電力供給状況

年度	契約口数	契約kW数(kW)	使用電力(MWh)
平成 7年	228,946	6,939,712	16,128,389
" 8年	228,522	6,966,592	16,481,006
" 9年	227,754	6,923,911	16,607,636
" 10年	225,932	6,907,361	16,588,802
" 11年	224,828	6,792,453	16,387,841
" 12年	222,767	4,762,426	16,619,020
" 13年	220,979	4,764,167	16,388,077

(注)

1. 契約口数・kW数は年度末現在、使用電力量は年度中の累計である。
2. 平成12年度から契約口数・契約kW数には特定規模需要は含まれない。
特定規模需要とは、特高受電（20kV以上）の需要である。

・ガス供給状況

(単位:1,000m³)

年度	供給戸数			需要量		
	総数	家庭用	業務用	総数	家庭用	業務用
平成 7年	1,182,232	1,096,054	86,178	1,328,457	414,583	913,874
" 8年	1,191,270	1,105,152	86,118	1,358,390	415,962	942,428
" 9年	1,199,410	1,113,657	85,753	1,358,015	403,348	954,667
" 10年	1,204,636	1,119,591	85,045	1,357,924	389,327	968,597
" 11年	1,212,213	1,127,455	84,758	1,467,312	404,635	1,062,677
" 12年	1,223,894	1,139,941	83,953	1,470,867	407,720	1,063,146
" 13年	1,235,659	1,152,232	83,427	1,440,503	396,556	1,043,947

(注)

1. 供給戸数は年度末現在、需要量は年度中の累計である。
2. 需要量は1m³=11,000kcalで換算している。

◆ 大阪市環境関連事業予算

(1) 局 別

(単位：千円)

局 名	当 初 予 算 額		備 考
	平成14年度	平成15年度	
健 康 福 祉 局	15,571,108	14,235,119	
都 市 環 境 局	29,894,111	18,655,646	
環 境 事 業 局	24,352,377	12,666,161	
建 設 局	8,991,000	10,293,000	
ゆとりとみどり振興局	15,390,830	11,595,498	
教育委員会事務局	3,822,967	203,549	
計 画 調 整 局	68,933	59,298	
経 済 局	269,265	219,747	
水 道 局	1,473,191	2,206,890	
港 湾 局	21,720,457	13,033,044	
交 通 局	503,215	887,124	
	122,057,454	84,055,076	

◆ 大阪市環境関連事業予算

(2) 事業別明細

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	14年度 当初予算	15年度 当初予算
第1 快適			
第1章 都市環境の保全			
第1節 大気環境	悪臭防止・窒素酸化物対策 大気汚染対策 下水処理場施設の覆蓋・脱臭設備	225,455 30,494 121,000	217,940 20,718 162,400
第2節 自動車公害対策	自動車排ガス対策・交通騒音対策 ごみ収集車等への低公害車両導入 市バスへの低公害車両導入 低公害車両導入 路上駐車対策、ノーマイカダーの推進に係る広報啓発活動	179,259 327,415 503,215 41,678 44,334	482,668 384,648 887,124 25,622 38,316
第3節 水環境	河川水面浮遊ごみ等の除去 下水高度処理の推進等 下水処理場水質試験・工場排水規制等 大阪港港湾区域の底質汚染物質監視 汚泥の除去対策 港湾水面清掃等 淀川水質汚濁防止連絡協議会等負担金 水質汚濁対策	73,049 14,795,000 505,447 5,700 72,000 90,657 1,155 9,421	341,846 7,488,600 488,403 5,800 53,000 85,044 1,155 7,586
第4節 地盤環境	地盤沈下対策 工業用水道事業の建設改良費 土壌汚染対策事業費	6,659 340,020	26,032 572,541 18,618
第5節 化学物質	有害大気汚染物質対策 港湾局所管施設PCB使用機器取替	1,773,481 39,100	79,013 0
第6節 騒音・振動	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策 航空機騒音対策	8,438 358,315	8,891 259,720
第7節 環境監視・情報システム	大気汚染常時監視、大気汚染調査、水質汚濁常時監視、 公害検査事業費、環境データ処理システム運用費	350,908	404,237
第9節 環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資	378,773	104,916
第10節 公害健康被害の救済 と健康被害予防事業	認定更新・医療費等の補償給付 リハビリテーション事業・転地療養事業等 健康診査事業・機能訓練事業等 健康影響調査 環境改善事業	15,426,192 23,182 107,379 9,314 31,771	14,110,725 22,212 92,789 9,393 31,727
小 計		35,878,811	26,431,684

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	14年度 当初予算	15年度 当初予算
第2章 快適環境の保全と創造			
第1節 ヒートアイランド対策	ヒートアイランド対策評価手法の検討調査 ヒートアイランド対策評価手法の確立	4,000 0	0 22,000
第2節 花・緑、水辺空間	住区墓幹公園等整備 グリーナリー大阪2005事業 学校緑化 市民農園等 幹線道路・補助幹線道路の美化 中央突堤緑地整備、此花西部緑地整備 除草剤を使用しない公園管理の推進 河川公園整備 矢倉緑地（親水公園）の整備等 道頓堀川の水辺整備 城北川の改修 淀川河川敷及び周辺除草 夢洲海浜（エコポート事業） 大阪湾における藻場造成実験 下水道施設等の上部利用など公共施設を活用した公園・緑地等の整備	11,833,470 721,834 20,734 19,650 642,000 582,000 96,000 2,310,395 196,875 880,000 2,463,000 677 400,000 3,600	8,290,375 638,159 17,772 0 553,000 207,000 87,000 2,163,038 193,814 1,510,000 1,865,000 1,244 300,000 0 305,000
第3節 都市景観	都市景観形成の推進 中央公会堂保存・再生 御堂筋彫刻ストリート 大阪都市景観建築賞等 電線類の地中化 大阪港景観形成ガイドライン作成調査 まち美化啓発活動の推進	10,800 3,790,782 12,000 1,799 4,886,000 5,000 68,881	8,504 179,252 10,800 1,678 6,275,000 5,000 68,772
第4 歴史遺産と自然環境	難波宮跡の整備 泉布観地区の整備 歴史の散歩道づくり 旧街道、坂道の整備	41,860 6,000 50,000 70,000	36,112 3,000 50,000 40,000
第2 地球環境			
第1章 地球環境の保全			
第2節 地球温暖化対策	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開 CDM等京都メカニズムを利用した温室効果ガス削減検討調査	1,501 0	817 5,000
第3節 オゾン層保護の取組	大阪府フロン対策協議会会費 フロン回収破壊法関係事業	100 4,534	100 2,834
第4節 その他の取組	地球温暖化原因物質等のモニタリング調査等	904	904
第2章 環境国際交流・協力			
第1節 国際機関等との連携	(株)地球環境センターの活動支援 国際環境自治体協議会会費	229,997 840	218,252 840
第2節 開発途上国・地域との交流	上海市との都市友好交流	3,139	2,637
第3節 環境保全技術の発信	APEC環境技術交流事業 ニューアースへの出展	3,000 28,327	3,000 0
小 計		29,389,699	23,065,904

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	14年度 当初予算	15年度 当初予算
第3 循 環			
第1章 エネルギー利用			
	太陽光発電設備の導入	160,000	0
	公共施設へのESCO事業手法の活用検討調査	11,000	0
第2章 資源利用			
	緑のリサイクル	185,000	185,000
	下水処理場における汚泥溶融炉の建設等	11,627,000	7,889,600
	下水処理水の公園等への維持用水	0	0
	消化ガス発電による燃料蓄電池	300,000	0
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの処分	274,030	230,099
	脱水ケーキの有効利用	53,691	28,844
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの減量	754,314	1,346,370
	静脈物流検討調査	5,000	5,000
	新たな建設副産物リサイクル手法の構築		5,750
第3章 廃棄物対策			
	ごみ焼却工場の整備補修、夢洲廃棄物埋立処分地の造成	20,106,408	9,427,560
	産業廃棄物対策	34,376	30,508
	新人工島の整備	10,000,000	5,057,000
	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担	10,642,425	7,382,450
	ペットボトルの分別回収等	1,829,100	2,240,369
第4 協 働			
第1章 環境コミュニケーション の推進			
	青少年活動促進事業（環境保護実践講座）	300	300
	自然史博物館での普及啓発活動	2,191	2,109
	学校における環境教育の推進	1,256	1,116
	地域環境フェアの開催	7,200	7,200
	環境月間等における環境保全啓発事業	1,981	1,981
	環境学習センターの運営	291,125	278,233
	自然体験観察園の維持管理	10,481	9,941
	環境情報提供システムの整備事業	29,725	26,991
	水道教室の実施	70	0
	ピュアキッズ（こども水道特派員）活動	202	172
	夏休み親子ごみ処理施設見学会	140	280
	ごみ問題啓発作文・ポスターの募集	571	516
	世界水フォーラム開催の伴う「水のEXPO」水道展示会開催	21,000	0
	生活環境学習会	4,500	4,050
	環境白書の発行	4,033	3,749
第2章 すべての主体の環境保全行動 の推進			
	「地球環境保全をめざす市民行動の集い」の開催	2,500	2,500
	企業のISO取得の推進（9000シリーズを含む）	80,000	80,000
	「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の推進	886	796
	ISO14001 認証取得事業	6,066	7,236
	ISO14001 の推進	16,557	8,661
	ATCグリーンエコプラザ運営	273,485	273,485
	新規化学物質分解度試験の実施	30,000	3,000
	環境基本計画重点施策の見直し	5,500	0
	環境基本計画関連施策進行管理報告	225	203
	なにわエコライフ認定制度のモデル実施	5,209	5,209
	（仮称）なにわエコ会議の設立準備		1,000
第3章 環境配慮の推進	環境影響評価制度の適切な運用	11,397	10,210
小 計		56,788,944	34,557,488

付 録

(付 録 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	360
2. 大阪市自動車公害防止計画	365
3. 大阪市水環境計画の概要	371
4. 大阪市緑の基本計画の概要	374
5. 大阪市景観形成基本計画の概要	375
6. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	377
7. 環境基準及び規制基準等	380
1. 大気汚染に係る環境基準	380
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	383
3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	384
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	384
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	385
(3) 底質の暫定除去基準	389
(4) 法令による排水規制基準	390
(5) 下水道法等の排水規制	391
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	393
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	394
5. 騒音に係る環境基準	395
6. 自動車騒音の限度(要請限度)	397
7. 航空機騒音に係る環境基準	398
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	398
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	399
10. 道路交通振動の限度(要請限度)	399
11. 騒音・振動に係る規制基準等	399
(1) 工場・事業場に係る規制基準	399
(2) 特定建設作業に係る規制基準	401
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	402
(4) 深夜における営業等の制限	402
(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準	402
12. 悪臭に係る規制基準	403
13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	405
14. 土壌汚染対策法の概要	406
15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要(環境基準・排出基準等)	407
16. 化学物質の排出量の把握などの措置(PRTR)の実施手順	409
17. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)	410
18. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)	410
8. 大阪市環境審議会	412
9. 大阪市環境保全推進本部	417
10. 大阪市環境関係課・所	419
11. 環境関係協議会等一覧表	423
12. 年 表	431

1 . 大 阪 市 環 境 基 本 条 例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

目 次

前 文

第1章 総 則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

２．環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

３．環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

４．地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第４条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の策定等に係る基本方針）

第７条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

（１）公害の防止

（２）電波、光等による環境の保全上の支障の防止

（３）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

（４）本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全

（５）地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

(6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用

(7) 地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の適正管理及び循環的利用）

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（監視、測定及び検査の実施等）

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育、学習の振興等）

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自主的な活動を促進するための措置）

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の意見の反映）

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（公害等に係る苦情の処理）

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

（公害健康被害の救済）

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

（地球環境保全に資する施策の推進）

本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 大阪市自動車公害防止計画

(1) 経 過

大阪市においては、平成7年に改定した「大阪市自動車公害防止計画」(以下「前計画」という。)に基づき、様々な自動車公害対策を進めてきた。自動車排出ガス対策については、平成12年度末までに自動車からの窒素酸化物排出量を5,000トン/年に削減し、幹線道路沿道において二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成することを目標に、低公害車の普及促進をはじめとした諸施策に取り組んできた。

しかし、自動車からの窒素酸化物排出量は減少してきたものの、平成12年度中に5,000トン/年まで削減させることは困難な状況となった。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況も、依然として厳しい状況が続いている。前計画の目標が達成できなかった大きな要因としては、NOx排出量が多くそのほとんどがディーゼル車である普通貨物車に関して、走行量が増加していること、車齢の高齢化や車両の大型化が進み排出ガス規制の効果が減殺されていること、また、低公害車については、価格・需要・エコステーション整備に関する三すくみの現状があり、普及が進んでいないことなどがある。

一方、自動車騒音については、前計画において早期の環境基準の達成が困難であることから、要請限度を下回ることを当面の目標として、自動車単体規制などの発生源対策の充実・強化を国に強く要望するとともに、遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設などの道路構造対策等を推進してきた。しかし、未だ要請限度を超過している地点があり、依然として厳しい状況にある。

騒音に係る環境基準については、平成11年に改正された新たな評価方法(面的評価)に基づき達成状況の把握等を行うこととなっているが、本市においても平成13年度に構築した「騒音評価システム」を有効に活用することにより、基準超過の要因を精査・分析し、今後より一層、実効性のある自動車騒音対策を講じていく必要がある。

また、振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることを目標としており、本市が実施した測定結果では要請限度を超える事例はないが、大型車の走行に対する苦情が発生している実態があり、問題の解決を図っていく必要がある。

このような状況の中、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、実効性のある自動車排出ガス対策を早急に推進し、大気環境の改善を図ることが緊急の課題であることから、平成12年10月、大阪市環境審議会に「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」の諮問を行い、平成13年8月に答申を受けた。

また、騒音振動に係る問題解決のためにも、今後の自動車公害対策の総合的な指針として、平成14年1月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

(2) 計画の目標

- ・自動車の主たる原因となっている二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染や騒音・振動について、以下のとおり目標を定める。

○大気質

二酸化窒素については、平成17年度までのできる限り早期に、自動車からの窒素酸化物排出量を、前計画の目標であった5,000トン/年まで削減するとともに、平成22年度末には、幹線道路沿道での

二酸化窒素に係る環境保全目標の達成を図ることとする。

浮遊粒子状物質については、工場等に対し、炭化水素類の排出抑制を指導するとともに、自動車対策として規制適合車への早期代替の推進や粒子状物質低減装置の普及促進などの対策を推進する。

大阪市環境保全目標(大気質)

項 目	環 境 保 全 目 標
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに、0.04ppmに向けて努力することとする。ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪市環境審議会に諮るものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。

○騒音・振動

- ・騒音については、平成22年度までに幹線道路沿道での環境保全目標の達成をめざす。また、平成17年度までに幹線道路沿道において要請限度を下回ることを目標とする。
- ・振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度とする。

(3) 自動車排ガス対策

① 基本方針

前計画においては、平成12年度末までに自動車からのNO_x排出量を 5,000トン/年に削減することを目標としていたが、その達成は困難な状況となった。その主な要因として、既に述べたとおり、普通貨物車の走行量が増加してきたこと、車齢の高齢化や車両の大型化により普通貨物車からのNO_x排出量削減が進まなかったことや、低公害車の普及が低い水準に止まったことが挙げられる。

これを踏まえ、今後、本市では、次に掲げる重点施策を強力に推進するとともに、市民・事業者と協働して自動車排出ガス問題の解決に取り組む。

- (1) 低公害車・低排出ガス車の大量普及
- (2) 大型ディーゼル車対策
- (3) 人流対策・物流対策・交通流対策
- (4) 交通需要マネジメント(TDM)の推進

また、計画目標の達成に向け、当面、平成17年度までのできる限り早期に・自動車からのNO_x排出量を年間5,000トンにまで削減するため・対策別の数値目標を以下に設定する。

(単位：トン/年)

平成10年度排出量		6,960
対 策	内 容	削 減 量
単体規制・車種規制	長期規制・新短期規制の実施 自動車NOx・PM法に基づく規制の実施	1,130
低公害車・低排出ガス車の 大量普及	低公害車 25,000台 低排出ガス車 125,000台	260
その他	事業者への指導 交通流の円滑化 等	570
削減量合計		1,960
目標排出量		5,000

(注) ディーゼルトラック・バス等に係る長期規制・新短期規制については、実走行時における効果を30%と見込み、削減量を算出している。

平成22年度に向けての数値目標については、今後、毎年行っていく本計画の進行管理の中で、単体規制の効果を見極めるとともに、各種施策の進捗状況を踏まえて、改めて検討を行う。

② 重点対策

● 低公害車・低排出ガス車の大量普及

低公害車等の普及促進は、市民・事業者の環境改善に対する意識の高まりにもつながることから、中心的施策として推進する。

- ・従来の助成制度を見直し、国等の補助制度を最大限活用して、より利用しやすい助成制度を創設・実施するとともに、低公害車等の利用コスト軽減に向けた働きかけを進める。
- ・事業者に対し、低公害車等の導入計画の策定・報告等を指導することにより、計画的な普及を図る。
- ・エコステーションの建設支援を行うとともに、広域的な整備が進むよう努める。
- ・低公害車等を用いて物品等の配送を行うグリーン配送を推進する。また、中小事業者に対する支援措置として、低公害車等の共同利用や、従来車価格で利用できるリース制度などを創設し、その取り組みを促す。
- ・公用車について、原則、全車を低公害車とすることを目標とし、率先導入に努める。

● 大型ディーゼル車対策

- ・普通貨物車等の大型ディーゼル車について重点的に対策を推進することは、大気環境の改善を図る上で大きな効果が得られ、また、近年ではディーゼル排気微粒子の健康影響が懸念されていることから、早急に対策を進める。
- ・助成・融資の集中的な実施等により、低公害車等への代替を促進するとともに、低公害車等が開発されていない車種については、最新規制適合車への早期代替を図る。
- ・後処理装置については、汎用性が高くNOxとPMを同時に削減できる装置の開発を国やメーカーに働きかけ、実用化された場合はその普及を推進する。

- ・自動車NOx・PM法に係る特定地域外からの流入車について、京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会において広域的な対策を検討するとともに、低硫黄軽油の普及や固定発生源を含めた総合的な粒子状物質対策の推進を図る。

● 人流対策・物流対策・交通流対策

自動車利用の効率化により交通量を抑制するため、従来からの対策をより一層推進する。

- ・人流対策としては、自動車から公共交通機関への更なる転換を図るため、乗り継ぎの利便性向上などによるネットワークの有機的な増強や、ITSを活用した運行状況等の情報発信などを行うとともに、通勤交通対策や徒歩・自転車利用への転換を推進する。
- ・物流対策については、事業者への指導に関し指導対象を拡大するほか、本市独自の新たな指導の展開を図る。また、物流の効率化を図るため、情報技術を活用し貨物自動車の効率的な運行が確保されるよう努めるとともに、運送事業者や荷主企業への要請活動を行う。
- ・交通流対策については、ETCを活用した弾力的な料金体系のより一層の検討、具体化に向けて取り組むとともに、交通管制システムの更なる高度化、ITSを活用した渋滞情報の発信などにより、良好な交通流が確保されるよう努める。また、路上駐車対策が強力に推進されるよう努めるとともに、局地汚染対策として、高濃度となる要因の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策を推進する。

● 交通需要マネジメント（TDM）の推進

今後、道路等のインフラ整備を進めつつ、あわせて自動車交通の需要を調整する交通需要マネジメントの推進等を積極的に図ることにより、総合的な自動車交通施策を推進する。

（４）自動車騒音・振動対策

① 基本方針

前計画では、要請限度を下回ることを当面の目標として諸対策を実施してきたが平成12年度末において未だ要請限度を超える地域があり、依然厳しい状況にある。騒音対策の課題としては、特に騒音のレベルが高いディーゼル車の単体規制が遅れていること、道路構造対策としての低減効果が大きい低騒音舗装の敷設を講じていくことなどがあげられる。

環境省では騒音に係る環境基準を達成するために、平成12年4月に「道路交通騒音対策検討会」を設置し、平成12年8月に「道路交通騒音対策の充実強化について」の中間取りまとめを行っている。

この中で、道路交通騒音の状況としては「経年的に達成率は同水準で推移しており、改善の傾向は見られない」とし、単体規制、道路構造対策を強化したうえで、道路交通騒音対策の充実の方向を検討する視点として、①地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施、②沿道対策の充実強化をあげている。

本市としては、本計画において、発生源対策のより一層の強化を国に求めるとともに、道路構造対策を充実強化していくこととしているが、これらの対策によっても困難な場合は、沿道対策をも視野に入れた諸対策を総合的に実施していくことにより、騒音公害の未然防止を図り、早期に要請限度を

下回することはもちろん、幹線道路沿道における環境基準の達成をめざす。

② 重点施策

● 発生源対策

国の単体規制の強化により騒音が低い最新規制適合車への代替を促進する。また、低公害車はディーゼル車に比べ騒音レベルが低いことから低公害車の普及促進を図っていく。

● 道路構造対策

低騒音舗装は、敷設当初は3デシベル前後の低減効果があることから、今後とも計画的な敷設を行うとともに、高架道路では、より低減効果のある高機能な防音壁等の設置を図る。また、これらについては、他の道路管理者に対しても要望していく。

● 道路沿道対策

発生源対策や道路構造対策等では、騒音の低減が困難な地域では、沿道土地利用の適正化・バツファビルの誘導や沿道住宅の防音化等、沿道対策を含めた総合的な対策を検討していく。

● 道路交通振動対策

道路交通振動について、振動が日常生活に支障がないよう、本市の関係所管局において、道路面の良好な維持管理や振動に配慮した運転に努めるとともに、他の道路管理者や貨物自動車等の運行管理者に対し、協力を求めている。

③ 騒音評価システム

騒音に係る環境基準の達成状況を把握する評価システムを活用し、道路交通騒音対策の進行情況、優先的に対策を講ずべき道路区間の抽出、市民・事業者への情報提供を図っていく。

(5) 市民・事業者との協働

自動車公害対策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者と協働して取り組んでいくことが重要である。

自動車による通勤や外出、身近な場所で必要な物品の入手を求めることなど、利便性優先の現在の自動車に過剰に依存したライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した活動の実践がなされるよう、行政からの情報発信などの取り組みを通じて、市民・事業者との協働を実現していく。

① 行政、市民、事業者の役割

自動車公害問題は都市における市民・事業者の活動が密接に関わっており、市民・事業者も自動車を利用する立場からそれぞれの役割を明確にする必要がある。

② 情報の発信

市民・事業者の環境に対する意識の高まりを喚起するため、低公害車等の性能や購入時の助成制度、自動車排出ガスの影響、大気環境や騒音・振動の状況などに関する情報について積極的に発信する。

③ 社会的なコンセンサスの形成と具体的な取り組み

社会全体として、自動車利用のあり方等についてコンセンサスを得ていくため、市民・事業者や各種団体と行政から構成される協議会等を設立して議論を重ねるとともに、市民・事業者の取り組みを促し、社会実験等を含めた具体的な対策を進める。

(6) 計画の推進

① 対策の推進体制

本市として、全庁的な対策の推進を構築するとともに、大阪府や他の様々な行政機関による総合的な施策を実施するため、それぞれの役割と責任を明らかにし、より連携を深めて対策の効果的な

推進を図っていく。

② 計画の進行管理

様々な施策を推進していくとともに、設定した施策別の数値目標の達成に向け、毎年、各施策の進捗状況の管理とその効果の評価を行い、施策の見直し、強化や新たな施策の検討を行う。

③ 新たな施策の推進

計画の進行管理の結果、施策の実効が上がらないと予測される場合には、市域の地域特性に応じた経済的な措置や自動車の流入抑制方策等について、施策の新たな推進手法の検討を進める。

④ 広域的な取り組み

京阪神6府県市による低排出ガス車指定制度の運用やディーゼル車対策など、広域的な連携を一層密にし、対策に取り組む。

⑤ 調査・研究の推進

既存の技術や手法の活用に止まらず、新たな技術や手法を開発し効果的に活用していく。
また、今後必要になると考えられる施策や現在実施している施策の修正のため、情報の収集に努め、調査・研究を進める。

3. 「大阪市水環境計画」（平成11年5月策定）の概要

◎計画の構成とその概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の実施計画である。

(2) 目 的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

(3) 計画の期間は2010年度までとする。

2 水環境の目標像

(1) 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々な触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

(2) 水質の保全

- ① 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成
- ② 大阪湾の水質目標（環境基準）の達成

(3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

□計画の目標

大阪市水環境の目標 「陸と海の良い関係」を目指す		
快適な水辺の保全と創造	水質保全	水資源の活用
快適な水辺の創造と生物生息生育環境の保全 ・周辺の景観と調和した水辺の創造 ・潤いを感じる水辺の創造 ・多様な生物生息生育環境のある水辺の維持 ・人と生物が様々な触れ合える水辺の創造 ・空間利用による災害時の安全性の向上	水質目標の達成と周辺水域への水質改善を目指す ・陸域 河川水質環境基準の早期達成 BOD年平均值5mg/Lの達成（寝屋川水系は8mg/L） ・海域 海域の水質環境基準の達成維持 大阪港湾水域におけるCOD年平均值4mg/Lの達成	健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める ・下水高度処理水等の循環利用 ・熱利用や節水による効率的な水利用の推進

3. 目標達成のための施策展開

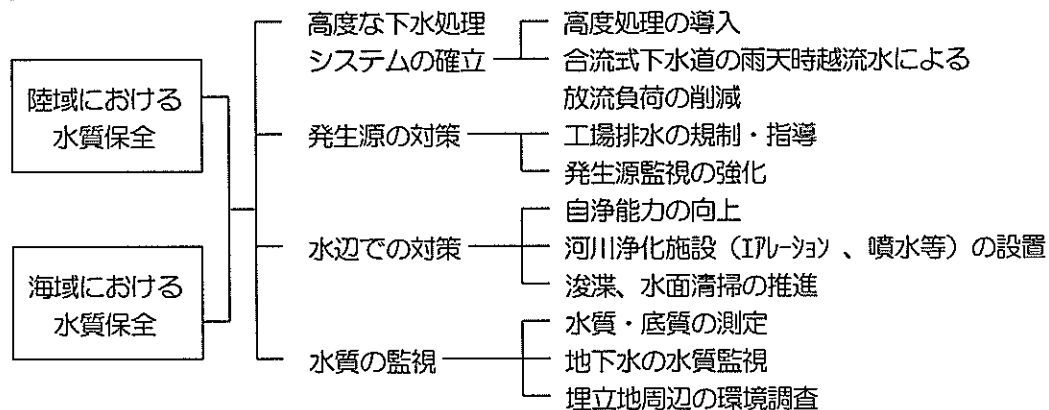
(1) 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

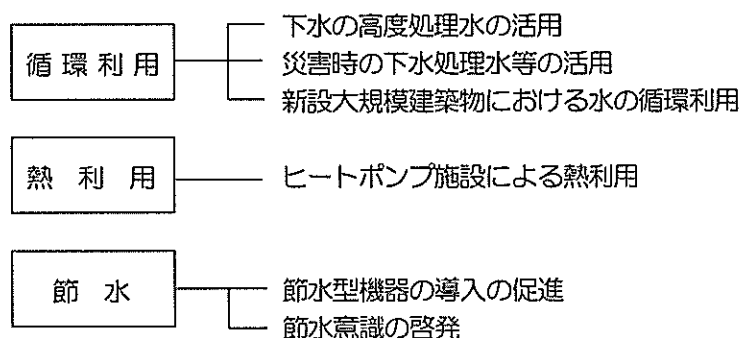
① 快適な水辺空間の保全と創造



② 水質の保全



③ 水資源の活用



- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画
市民への啓発、上流域などとの広域的な取組の推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

① 下水道中期計画

平成22年度(2010年)を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

・富栄養化の原因となる窒素、磷の削減

平成7年度に比べて窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。

・その他の項目

平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量(BOD)15%、浮遊物質(SS)15%の排出負荷の削減を図る。

・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。

・その他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■下水道の高度処理計画

平成7年度実績 排 出 負 荷 量		平成22年度 削減目標 目標水質		将来計画 削減目標 目標水質	
生物化学的酸素要求量(BOD)	19t/日	⇒15%	7mg/L		5mg/L
化学的酸素要求量(COD)	29t/日			⇒10%*	11mg/L
浮遊物質(SS)	13t/日	⇒15%	5mg/L		3mg/L
全窒素	34t/日	⇒30%	10mg/L		6.7mg/L
全磷	1.9t/日	⇒40%	0.5mg/L		0.49mg/L

(注) * CODについては将来計画値

② エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

4. 大阪市緑の基本計画の概要

◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

◎『大阪市緑の基本計画』の概要

(1) 基本方針

緑のまちをつくる

①安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）

日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。

②大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）

大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。

③活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）

大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。

④人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）

緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

緑のまちをはぐくむ

①市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ

緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ。

②市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ

市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

(2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

◆ 都市公園等の整備目標

① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡

◆ 都市緑化の目標

① 樹木・樹林率…約15%

（市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合）

② 自然面率…約30%

（市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合）

5. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

◎ 基本計画の位置づけー大阪市都市景観条例より抜粋

第2章 景観形成基本計画

（景観形成基本計画の策定）

第5条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等と本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観形成基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

◎ 基本計画の構成

景 観 形 成 の 基 本 的 な 目 標

景 観 形 成 の 方 向

景 観 形 成 の 基 本 的 な 目 標



実 現 す る た め の 指 針

市 域 の 景 観 の 向 上

ま ち な み
公 共 施 設

地 域 の 特 性 を
生 か し た 都 市 景 観 の 形 成

景 観 整 備 ソ ー ン
景 観 軸
景 観 拠 点



計 画 の 推 進 に 向 け て

協 定 に よ る 都 市 景 観 の 形 成

大 規 模 な 面 的 整 備 又 は 建 築 物 等 の 都 市 景 観 へ の 配 慮

景 観 形 成 地 域 の 指 定 な ど

指 定 景 観 形 成 物 の 活 用

関 連 諸 制 度 の 活 用

◎ 基本計画の概要

1. 景観形成の基本的な目標

1-1 景観形成の方向

- 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていく。

1-2 景観形成の基本的な目標

- まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」とする。

2. 実現するための指針

2-1 市域の景観の向上

- 市域の景観向上のため、単体の建築物や建築群（「まちなみ」）及び、道路、公園など（「公共施設」）のデザインの水準を高め、また他の施設、地域との関係に配慮し、市民が親しみや愛着もてる景観を形成するよう努める。
- 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を先導するよう努める。

2-2 地域の特性を生かした都市景観の形成

- 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娯楽の中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みなと」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
- 景観軸として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線（みず）、道路・鉄道（みち）の整備とともに、それらの緑化（みどり）に努める。
- 景観拠点として、文化財・歴史的まちなみ（歴史）、ターミナル・繁華街（にぎわい）、公園・緑地（みどり）を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。

3. 計画の推進に向けて

- 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進める。このため、条例に定める「協定による都市景観の形成」、「大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「景観形成地域の指定など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連諸制度の活用にも努める。

6. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成12年4月策定）の概要

～循環型都市へのステップ～

ご み 編

I 基 本 方 針

1 目標～持続可能な発展を目指した「循環型都市の構築」

2 本市のごみ行政を推進するにあたっての考え方

(1) 環境への配慮

(2) 市民の多様性、社会の変化に合致したごみ行政

(3) 事業の評価と情報の提供

(3) ごみを管理・処理する際の基本的考え方

ごみを管理し処理していくにあたり、発生抑制＞再使用＞再生利用＞適正処分、の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度望ましい手法を選択する。

II 基 本 計 画

1. 本計画の前提

(1) 目標年次 平成21年度
(平成12年度からの10年間)

(2) 対象地域 大阪市全域

(3) 対象廃棄物 一般廃棄物（ごみ）

2. 減量目標

(1) ごみ量の将来予測

(単位：万トン)

	平成10年度	平成21年度
	実 績 量	目標年次予測量
排 出 量 (A)	187	194
減 量 化 量 合 計 (B)	3	35
家 庭 系 ご み	3	13
事 業 系 ご み	—	22
環 境 系 ご み	—	—
焼 却 等 処 理 量 (C)	184	159

※ 平成10年度の減量化量は本市による資源化量（サーマル・リサイクルは含まない）。

平成21年度における減量化量は、本市による資源化予測量と平成10年度以降の排出抑制予測量。

(C) = (A) - (B)

(2) 減量目標値

平成21年度の焼却等処理量を、平成10年度焼却等処理実績量から25万トン減量することを目標とする。

平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績量から21万トン減量することを目標とする。

3 排出抑制の促進

(1) 基本方針

- ① 市民と事業者の自主的取り組みの促進
- ② ごみ減量化のための社会的なシステムづくりの推進

(2) 主な施策

- ① 市役所自らのごみ減量化の取り組み
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
- ② ごみ減量化を進めるための社会的なシステムづくりに向けた施策
不用品交換の推進、市民や事業者のネットワークづくりの推進
建築物への資源保管場所の設置指導 等
- ③ 市民のごみ減量化の取り組みの促進
リサイクルプラザでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地域特性に
合ったごみ減量化の働きかけ、市民活動団体のごみ減量化の取り組みへのサポート 等
- ④ 事業者によるごみ減量化の取り組みの促進
排出事業者のごみ減量化の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量化の取り組みの促進、等

4 本市によるリサイクル・処理

(1) 収集・運搬

粗大ごみの申告制収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家電リサイクル法への対応、有害ごみへの対応 等

(2) 中間処理

容器包装プラスチックをリサイクル事業者に引き渡すための関係施設の整備
老朽化した焼却工場の建替、ダイオキシン類対策の推進
新たな中間処理技術の導入の検討 等

(3) 最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センター処分場の活用 等

(4) 調査研究

生 活 排 水 編

I 基 本 方 針

平成10年度末の水洗化率は 99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実に努め、生活排水の100%下水道処理を目指す。

II 目 標 年 次

目標年次は平成21年度とする。

III 排 出 状 況（平成10年度末）

公 共 下 水 道	1,225,473戸
合 併 処 理 浄 化 槽	54戸
単 独 処 理 浄 化 槽	452戸（生活雑排水は公共水域放流）
し 尿 く み 取 り	241戸（生活雑排水は公共水域又は下水道放流）
合 計	1,226,220戸

IV 処 理 主 体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

V 目 標 年 次 に 向 け て の 処 理 計 画

基本方針に掲げた目標を達成するため、

- 下水道処理区域外の下水道整備
- 下水道処理区域内に残存する一部未水洗家屋に対する水洗化の働きかけ
- 河川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地域整備にかかる公共事業による未水洗家屋の移転を促進する。

7. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日	環境庁告示第25号
昭和48年5月16日	環境庁告示第35号
昭和53年7月11日	環境庁告示第38号
昭和56年6月17日	環境庁告示第47号
平成8年10月25日	環境庁告示第73号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

（1）環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

（2）達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーンにある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

（3）評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基

準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

イ、昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/L以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/L以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。

（備考）1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（注） 昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が 0.02ppm以下であること」となっている。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (m³N/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量
(10⁴m³N/h、乾き、O₂：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴m³N/h、乾き、O₂：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.85} \quad \text{ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W+W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (m³N/h)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W_i：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

〔 昭和46年12月28日 環告59号 〕
〔 最近改正 平成11年 環告第14号 〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付環告第14号をもって、健康項目は、26項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未達をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界未達）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号環境庁水質保全局長通達）
6. ふっ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

項目 利用目的 の 適応性 類型	AA	A	B	C	D	E
	水道 1 級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級・農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水 3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮 遊 物 質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
溶 存 酸 素 量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大 腸 菌 群 数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	—	—	—
対 象 水 域	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

(注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

4. 水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。

6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの。

7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

類 型 利用目的 の適応性 項 目	A	B	C	対象水域等
	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲 げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及 びその水域 が該当する 水域類型並 びに達成期 間は、図一 2のとおり とする。
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌群数	1,000MPN/100mL以下	—	—	
n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと		

(注) 1. 水産1級のうち、生食用原料力キの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	図一3の とおり
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下 (0.34mg/L以下)	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。II類型の全窒素の（ ）内は平成16年度までの暫定目標値。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

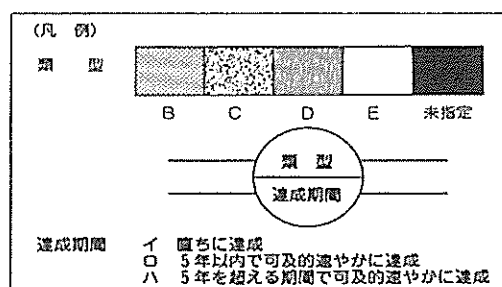
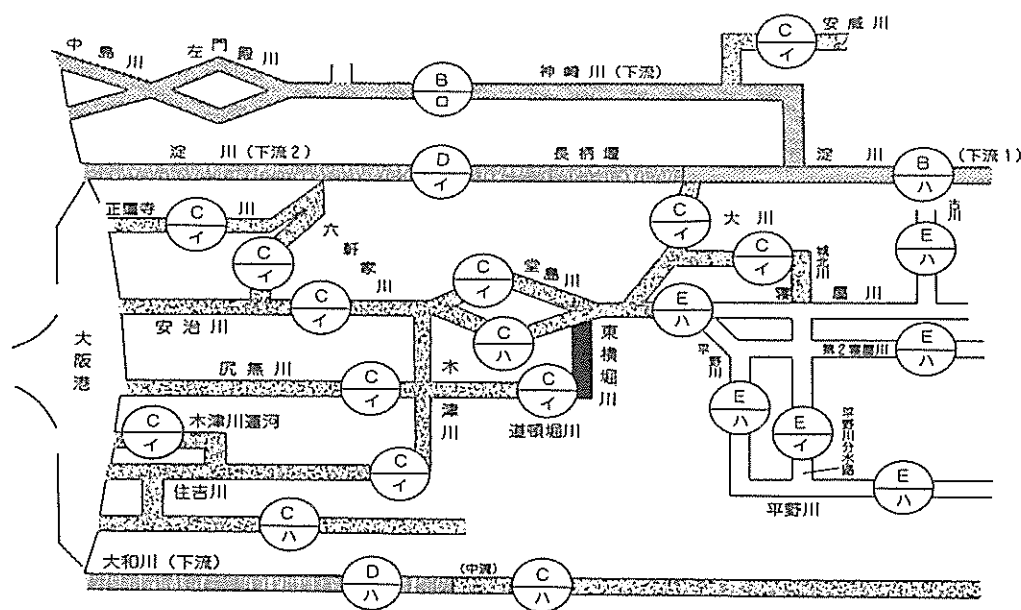
2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

図－１ 大阪市河川水質環境基準類型図（平成 14 年度）



【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

（類型指定）

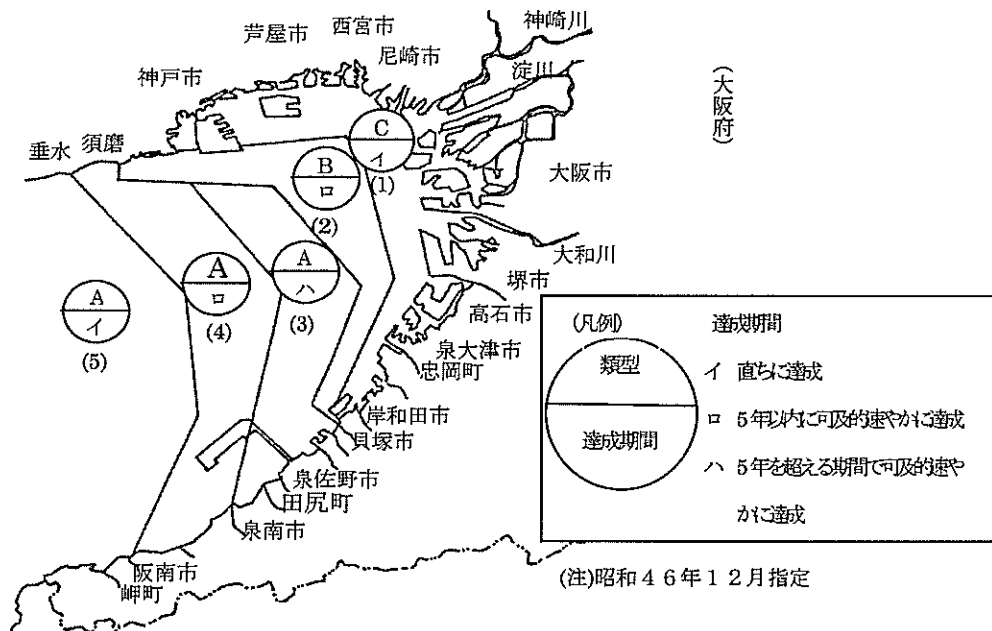
- ・ 淀川、大和川：昭和 45 年 9 月 1 日付環境庁指定
- ・ 東横堀川：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により C 類型、達成期間（イ）に指定された。

（類型見直し）

- ・ 神崎川：平成 13 年 3 月 30 日付環境省告示第 17 号により、E 類型から B 類型、達成期間（ロ）に改訂された。
- ・ 安威川（新京阪橋）：平成 14 年 6 月 18 日付大阪府公告第 112 号により、E 類型から C 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・ 淀川（下流 2）：平成 15 年 3 月 27 日付環境省告示第 36 号により D 類型から C 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・ 寝屋川水域（寝屋川、古川、第二寝屋川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（ハ）に改訂された。
- ・ 寝屋川水域（平野川分水路）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・ 寝屋川水域（平野川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（ロ）に改訂された。
- ・ 市内河川水域（大川及び城北川、堂島川、六軒家川、安治川）
：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C 類型から B 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・ 市内河川水域（道頓堀川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C 類型から B 類型、達成期間（ハ）に改訂された。

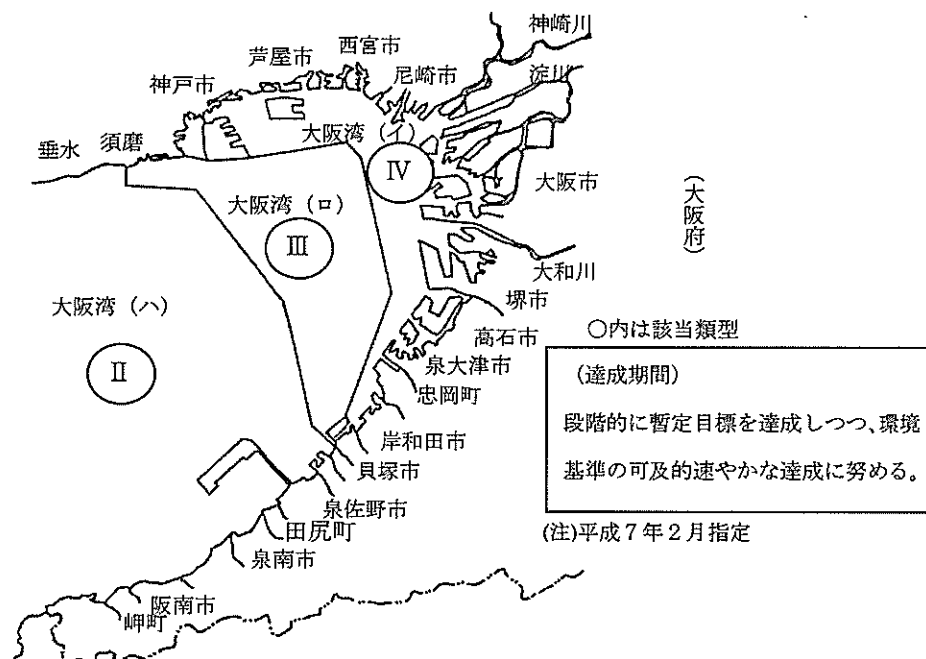
図一 2 大阪湾環境基準類型図（COD 等）

（兵庫県）



図一 3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全磷）

（兵庫県）



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

ΔH ＝平均潮差(m)

J＝溶出率

S＝安全率

(1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期(分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

① 漁業が行われていない水域においては、10とする。

② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボウ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。

③ ②の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

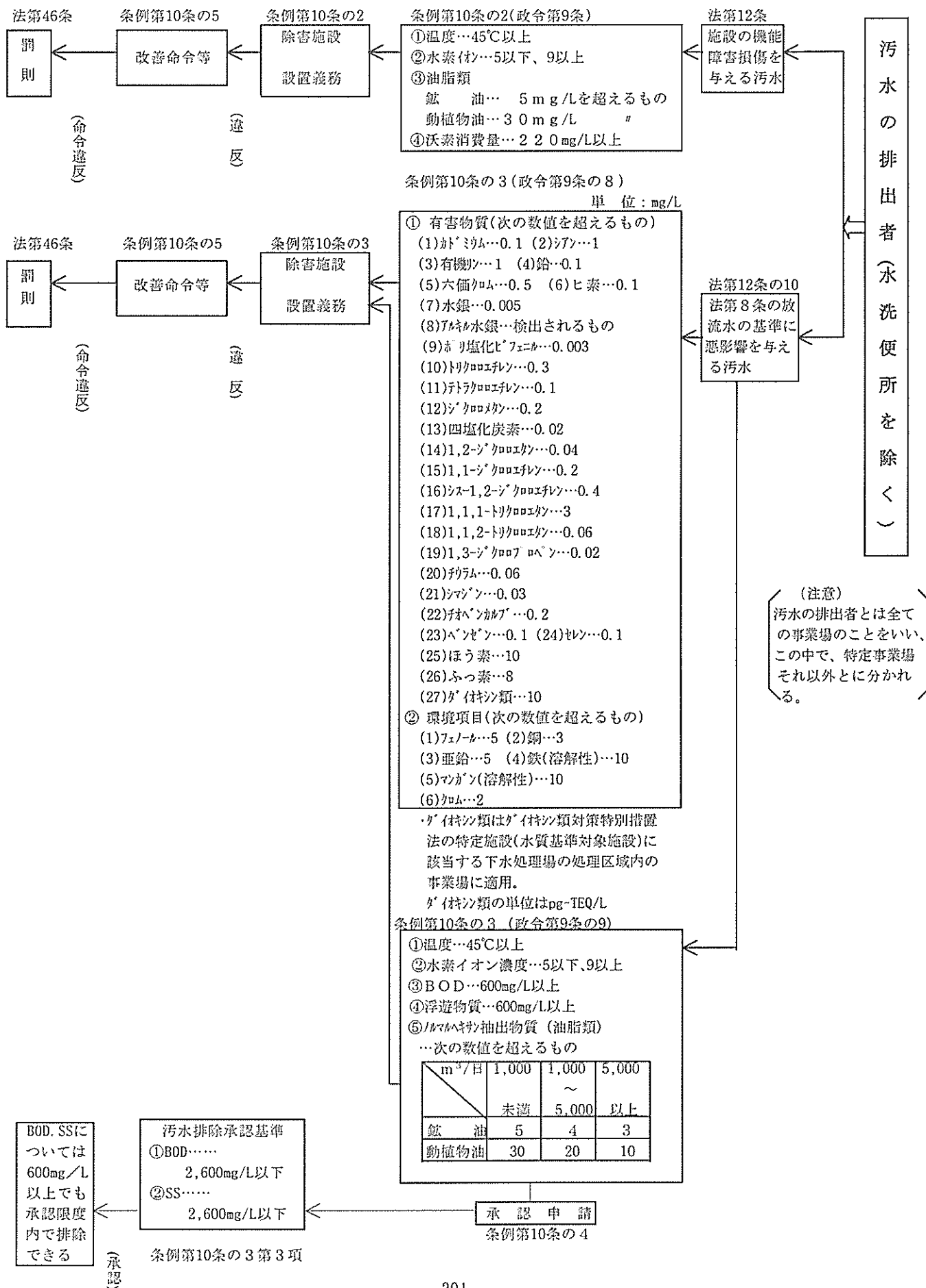
項 目	根 拠 法 令	水質汚濁防止法		ダイオキシン類 対策特別措置法	※1 下水道法	※2 大阪市下水道条例
		水質汚濁防止法 その他の地域	水質汚濁防止法第3条第3項の規定 による排水基準を定める条例及び大 阪府生活環境の保全等に関する条例 上水源地域			
有 害 物 質 (健 康 項 目)	カ ド ミ ウ ム	0.1	0.01	-	0.1	0.1
	シ ア ン	1	検出されないこと	-	1	1
	有 機 リ ン	1	検出されないこと	-	1	1
	鉛	0.1	0.05	-	0.1	0.1
	ク ロ ム (6 価)	0.5	0.05	-	0.5	0.5
	砒 素	0.1	0.01	-	0.1	0.1
	総 水 銀	0.005	0.0005	-	0.005	0.005
	有 機 水 銀	検出されないこと	検出されないこと	-	検出されないこと	検出されないこと
	P G B	0.003	検出されないこと	-	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	0.03	-	0.3	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	-	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.02	-	0.2	0.2
	四 塩 化 炭 素	0.02	0.002	-	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004	-	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.02	-	0.2	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04	-	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	1	-	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006	-	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002	-	0.02	0.02
	チ ウ ラ ム	0.06	0.006	-	0.06	0.06
そ の 他 (生 活 環 境 項 目)	シ マ ジ ン	0.03	0.003	-	0.03	0.03
	チ オ ベ ン カ ル プ	0.2	0.02	-	0.2	0.2
	ベ ン ゼ ン	0.1	0.01	-	0.1	0.1
	セ レ ン	0.1	0.01	-	0.1	0.1
	ほ う 素	10 ※3	1	-	10 ※4	10
	ふ っ 素	8 ※5	0.8	-	8 ※6	8
	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ※7	10	-	-	-
	ダイオキシン類 ※8	-	-	10	10	10
	p H	5.8 ~ 8.6 ※9	5.8 ~ 8.6	-	5 ~ 9	5 ~ 9
	B O D	160	業種別、水量毎に 定められている	-	2600	600
	" (日 間 平 均 値)	120		-	-	(2600) ※10
	C O D	160		-	-	-
	" (日 間 平 均 値)	120		-	2600	600
	S S	200		-	-	(2600) ※10
	" (日 間 平 均 値)	150		-	5	水量区分毎に 異なる
	油 (鉱 物 油)	5	-	-	30	-
	油 (動 植 物 油)	30	-	-	5	5
	フ ェ ノ ー ル 類	5	既設5 新設1	1	-	-
	銅	3	3	-	3	3
	亜 鉛	5	5	-	5	5
	鉄 (溶 解 性)	10	10	-	10	10
	マンガン (溶 解 性)	10	10	-	10	10
	ク ロ ム	2	2	-	2	2
	窒 素	120	-	-	-	-
	" (日 間 平 均 値)	60	-	-	-	-
	リ ン	16	-	-	-	-
	" (日 間 平 均 値)	8	-	-	-	-
	大腸菌群数 ※11 (日 間 平 均 値)	3,000	-	-	-	-
	温 度	-	-	-	-	45℃
	ヨ ウ 素 消 費 量	-	-	-	-	220
	色 又 は 臭 気	-	※12	-	-	※12

単位(mg/L)

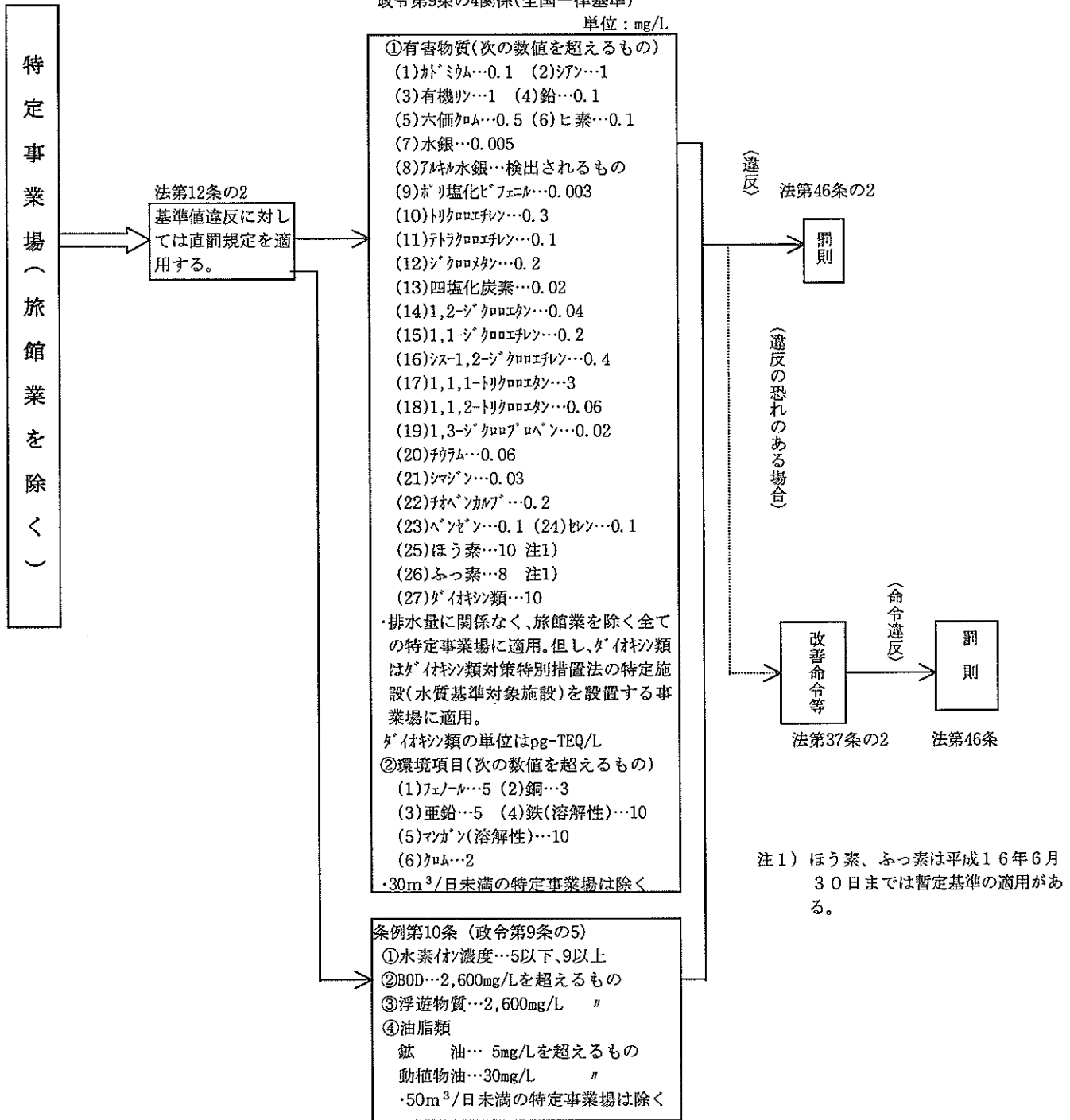
- (注) ※1 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質。
 ※2 除害施設の設置を必要とする水質の基準をしめす。
 ※3 平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※4 海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合は230mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※5 海域に排出する場合は、15mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※6 海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合は15mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※7 アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合算。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※8 ダイオキシン類の単位はpg-TEQ/L。
 ※9 海域に排出する場合は pH 5.0~9.0。
 ※10 BOD・SSについては大阪市下水道条例の規定に基づく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/L を限度として基準を適用する。
 ※11 大腸菌群数は、1cm³中の個数を示す。
 ※12 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

(5) 下水道法等の排水規制

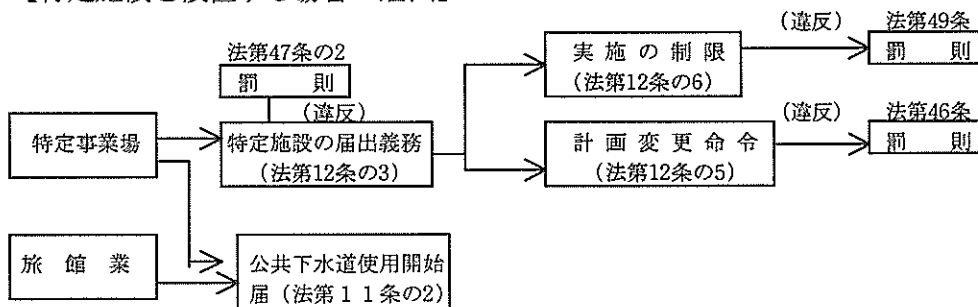
[除害施設の設置義務規定に係るもの]



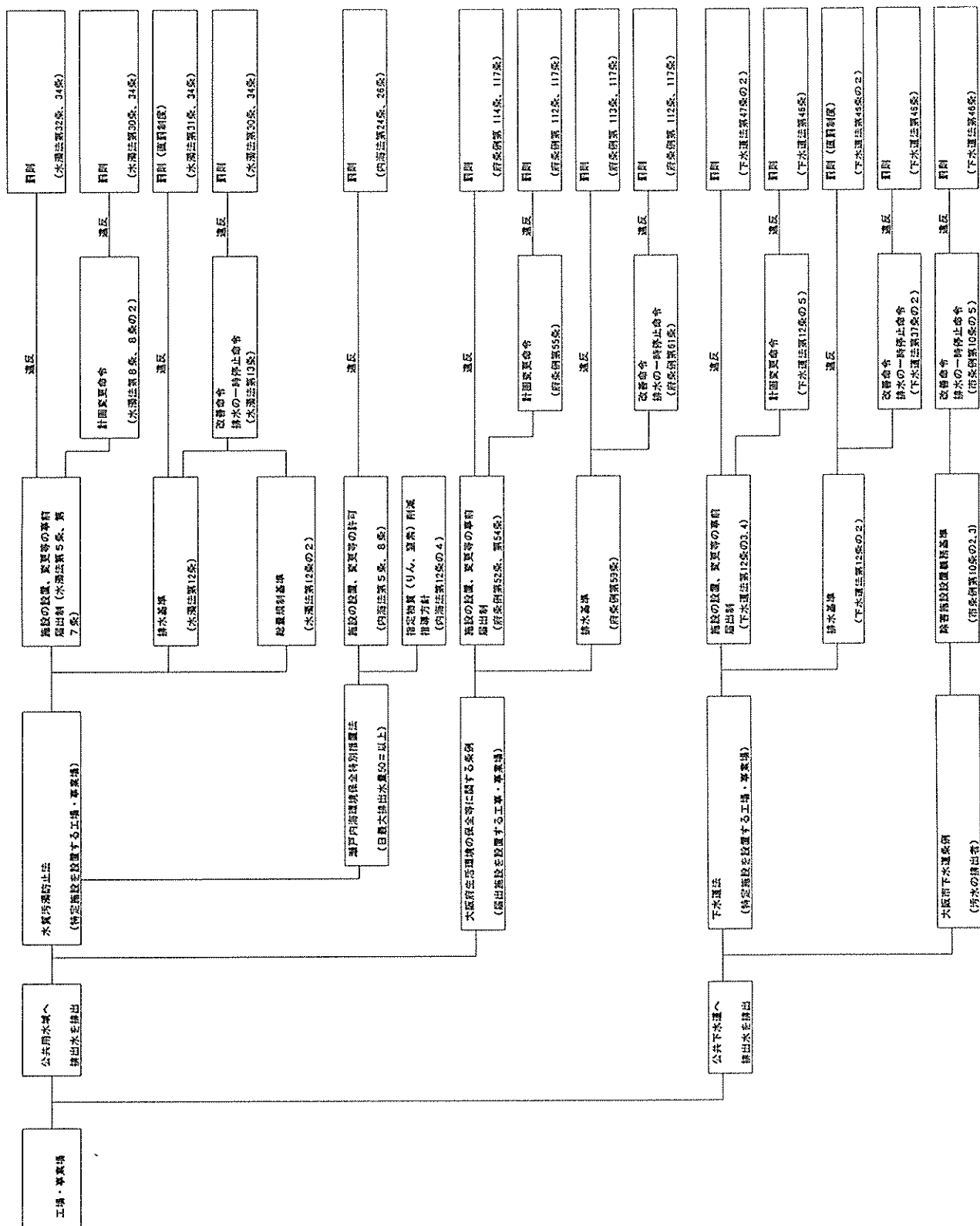
〔特定事業場に対する直罰規定に係るもの〕



【特定施設を設置する場合の届出】



(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は 0.0005 mg/L未満、P C Bは 0.0005mg/L 未満である。
 4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND (定量限界値未満) が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て 0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が 0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達)

5. 騒音に係る環境基準

〔平成10年9月30日環境庁告示第64号〕
〔平成11年4月1日施行〕

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第 180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第 183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第 29号)

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

平成12年3月2日総理府令第15号
平成12年4月1日施行
(等価騒音レベル)

区 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成12年3月24日 大阪市告示第277号)

地 域 の 類 型	該 当 地 域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平均感覚騒音レベル) は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してたしあわせ、1日あたりの騒音のうるさを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年7月2日大阪府公告第90号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年12月17日大阪府公告第147号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型をあてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以地域

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること
を未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7～22時) については60dB (A) 以下、夜間 (22時～翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

(昭和51年10月22日総理府令第280号)
(昭和61年4月1日大阪市告示第253号)

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間	夜 間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、 第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔騒 音〕

(単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部 (告示が告示した地域)	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振 動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えないこと	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

〔振動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えないこと	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 鋪装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

（備考）ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 1 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- 2 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- 3 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 （ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止）
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

（備考）（*）第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地域区分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

（備考）工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- ・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

- ① 規制地域（大阪市の区域）
- ② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$q = 0.108 \times H_e \cdot C_m$ （ H_e が5m未満となる場合はこの式は適用しない。）

$$\left[\begin{array}{l} q : \text{流量 (m}^3\text{N/時)} \\ H_e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C_m : \text{敷地境界線基準で定められた値 (ppm)} \end{array} \right]$$

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位１リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

k 次の表の第２欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第３欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第４欄に掲げる値（単位 １リットルにつきミリグラム）

◆別打ち表◆ C_m 敷地境界線基準値

	物質名	排 出 水 量	K
1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第２項第３号で算出した排出水中の濃度の値が１リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、１リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準	臭気濃度10				
排出口基準	臭気濃度表				
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m ³ /分)				
	Q < 30	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400
(注) H…排出口の実高さ、Q…排出ガス量					

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気と臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法2条）		指定基準（法第5条）		(参考) 土壌環境基準（銅を除く）
		＜直接摂取によるリスク＞	＜地下水等の摂取によるリスク＞	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準	
四塩化炭素	(第1種特定有害物質)		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエチン		検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
1,1-ジクロロエチン		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
シス-1,2-ジクロロエチン		検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
1,3-ジクロロブタン		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
テトラクロロエチン		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
1,1,1-トリクロロエチン		検液1Lにつき1mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエチン		検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
トリクロロエチン		検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること	
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質)	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物		土壌1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		土壌1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物		土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物		土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン		(第3種特定有害物質)		検液1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム			検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ			検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
P C B			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

14. 土壤汚染対策法の概要

〔1〕 目 的

土壤汚染の調査・対策について定めること等により、土壤汚染による健康被害を防止する。
(汚染土壌からの有害物質の溶出により汚染された地下水の摂取によるリスク及び汚染土壌の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

〔2〕 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壤に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

〔3〕 仕組み

(1) 土壤汚染の調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地
- ② 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地
 - ・ ①または②の土地所有者等は、当該土地の土壤汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を市長に報告する。

(2) 指定区域の指定

- ・ (1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して閲覧に供する。

(3) 指定区域の管理

○汚染の除去等の措置

- ・ 指定区域の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。

(直接摂取によるリスク防止のための措置)

・ 立入禁止 ・ 舗装 ・ 盛土 ・ 土壌入れ換え ・ 土壤汚染の除去

(汚染された地下水の摂取によるリスク防止のための措置)

・ 地下水のモニタリング ・ 不溶化 ・ 封じ込め ・ 土壤汚染の除去

「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」

○土地の形質変更の制限

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。
- ・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。

15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンソフラン (PCDF)
- ② ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

(2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量として表したもの。略称:TDI)を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒	体	基準値	備考
大	気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・ 土壌にあつては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水	質	1 pg-TEQ/L以下	
底	質	150 pg-TEQ/g以下	
土	壌	1,000 pg-TEQ/g以下	

- ・ 大気的环境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質的环境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 土壌的环境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排出水に関する規制 (次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定 (排出ガス、排出水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。

(6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

〈ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準〉

大気に係る排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

特 定 施 設 の 種 類	新 設	既 設	
		H13.1.15～H14.11.30	H14.12.1 以降
鉄 鋼 業 焼 結 炉 (処 理 能 力 : 1 t / h 以 上)	0.1	2	1
製 鋼 用 電 気 炉 (定 格 容 量 : 1,000 KVA 以 上)	0.5	20	5
亜 鉛 回 収 施 設 (処 理 能 力 : 0.5 t / h 以 上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処 理 能 力 : 0.5 t / h 以 上)	1	20	5
廃 棄 物 焼 却 炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	80	1
	2t/h 以上		5
	4t/h 未満		10
	2t/h 未満		10

(注1) 廃棄物焼却炉については酸素濃度 12%補正、焼結炉については酸素濃度 15%補正を行う。

(注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特 定 施 設 の 種 類	新 設	既 設	
		H13.1.15 ～ H15.1.14	H15.1.15 以降
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10	— (注1)	10 (注1)
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設			
亜鉛の回収(製鋼用電気炉に係る集じん機からの亜鉛の回収に限る)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		10 (注2)	10
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設			
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		20	
廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰の貯留施設		50	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		10	
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設			

(注1) 平成 14 年 8 月 15 日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により、平成 15 年 8 月 14 日まで基準の適用を猶予。

(注2) 平成 13 年 12 月 1 日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により、平成 14 年 11 月 31 日まで基準の適用を猶予。

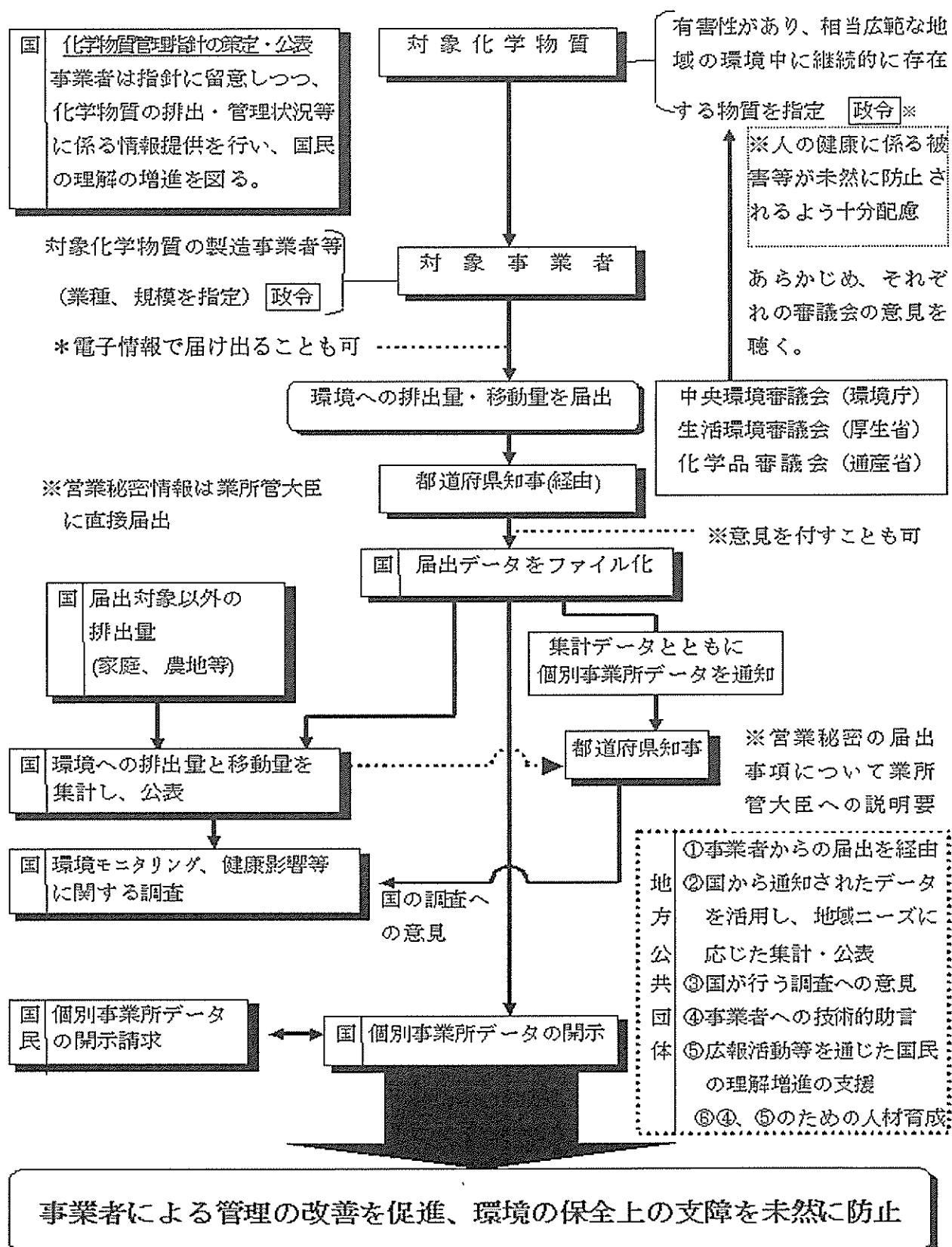
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

(単位:ng-TEQ/g)

新 設	既 設	
	H14.11.30 以前	H14.12.1 以降
3	基準の適用を猶予	3

(注) 既設の施設において、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

16. 化学物質の排出量の把握等の措置（P R T R¹⁾）の実施の手順



¹⁾ Pollutant Release and Transfer Register

17. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上の高さが10メートル以上のもの。
3. 延べ面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

18. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域
- （2）工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- （3）幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- （4）鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
- （5）別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- （1）当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- （2）騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。

- （1）建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- （2）緩衝緑地の設置に配慮する。
- （3）騒音については、居室内における目標値を表一1に掲げるとおりとし、（1）、（2）に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表－1

(居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評価方法
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上位半数のパワー平均
第2号 (5)の地域	60WECPNL以下		WECPNL

〔備 考〕対象地域

第2号(1)の地域	工 業 地 域
// (2)の地域	工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
// (3)の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
// (4)の地域	鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
// (5)の地域	航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源者への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

8. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定昭28. 4. 1 条例35

（設 置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1 条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大 阪 市 環 境 審 議 会 規 則

制定平6. 8. 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

審議会答申（意見）の概要

年 月 日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) ・亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ・浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/≡ ・降下ばいじん：月平均値10t/≡
44. 10. 24	ビル暖房規制について(答申)	[都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申] ・使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について (答申)	[「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申] ・法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について (答申)	[46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する意見] ・低硫黄燃料の確保 ・自動車排出ガス対策の推進 ・被害者対策の充実 ・調査、研究の充実 ・融資、助成の拡充 ・予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(悪臭防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申) ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて (答申)	[窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関して答申] ・人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の新・増設の制限 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排出ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について (意見)	[48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見] ・上流域における対策の強化 ・維持用水の確保 ・工場排水の監視、指導強化 ・下水道整備及び下水の高次処理 ・浮遊じん芥対策の強化 ・財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)	(法の施行(49. 9. 1 施行)に伴う地域指定に関する意見) ・指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源遷減計画について (意見)	[48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見] ・クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ・中小発生源対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・隣接都市との連携強化

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	〔 廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見 〕 ・ 廃棄物受入れの基本姿勢 ・ 受入れ基準 ・ 環境汚染監視体制 ・ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見) ・ 廃棄物処理の基本的考え方 ・ 現状把握と将来推計 ・ 処理対策の問題点 ・ 計画目標・実施計画について ・ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	〔 硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に 〕 関して答申 ・ 許容排出総量 ・ リザーブ排出量 ・ 総量規制基準 ・ 燃料使用基準 ・ 局地汚染対策等特別対策 ・ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	〔 大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の 〕 提示 ・ 燃料中の硫黄含有率 ・ 新・増設施設に対する措置 ・ 対策済工場の措置 ・ 局地汚染の解消 ・ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(追加3物質の規制措置について答申) ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告) 対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	〔 窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方に 〕 ついて答申 二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言
平成. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	〔 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的 〕 考え方及び今後の対策のあり方について答申 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言 (附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。

年 月 日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域 および規制基準について（答申）	（追加4物質の規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方につ いて（答申）	〔 大阪市環境管理計画（EPOC21）に基づき、大阪市にお ける環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方につ いて答申 〕 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・制度確立の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ・手続き等について ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ・今後への課題 ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について （答申） 追加悪臭10物質に係る規制地域 及び規制基準について（答申）	〔 環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環 境基本条例の制定にかかる基本方針について答申 〕 ・大阪市をとりまく環境の現況 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境施策の基本方針 （追加物質10物質の規制措置について答申） 規制地域：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定
8. 7. 25	大阪市環境基本計画に対する意 見について（意見）	〔 大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画 についての意見 〕 ・市民の権利と責務の明記 ・計画期間の明記と内容の見直し ・計画内容の精査 ・事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制 度のあり方について（答申）	〔 国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境 影響評価に関する新たな制度のあり方について答申 〕 ・基本的考え方 ・制度の目的・形式 ・早期段階からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・他制度との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあ り方について（答申）	〔 大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自 動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申 〕 ・大阪市における自動車排出ガス問題の背景 ・自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と総括 ・今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ・具体的な施策の方向性 ・自動車排出ガス対策の推進のために
14. 10. 31	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に 対する意見について（意見）	〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市 環境基本計画（素案）についての意見 〕 ・各種計画の統合 ・計画内容の精査 ・特殊な日本の気候環境に合ったライフスタイル ・PDCAサイクルによる進行管理・環境と教育 ・「安全」と「快適」の位置付け
15. 2. 4	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に 対する意見について（意見）	〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市 環境基本計画（案）についての意見 〕 ・数値目標の設定 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の精査 ・審議会のこれからのあり方（運営）

9. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定平5. 4. 1 達2
改正平9. 5. 23 達12
改正平10. 4. 1 達4
改正平11. 7. 6 達15
改正平11. 12. 3 達17
改正平13. 4. 1 達12
改正平14. 4. 1 達9

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部長は、市長をもって充てる。
3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。
5. 本部員は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総括局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行う。

2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

第5条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
3. 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理総括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。

2. 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会の設置)

第8条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶 務)

第9条 本部の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。
2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

10. 大阪市環境関係課・所

(平成15年6月1日現在)

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
市民局	
消費者センター	・ 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） ・ 消費者教育事業（講座による教育・啓発） ・ 消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）
経済局	
都市農政センター	・ 農地の保全
企業支援課	・ ISO認証取得支援事業
都市産業課	・ 環境ビジネスの振興
工業研究所	・ 新規化学物質の分解度試験の実施
計画調整局	
都市計画課	・ 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関すること
交通空港政策課	・ 駐車対策、ノーマイカーデーの推進等
都市デザイン課	・ 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）に関すること ・ 都市景観に関すること ・ 建築物に付属する緑化施設表彰に関すること ・ 建築美観誘導制度に関すること
都市環境局	
地球環境課	・ 地球環境保全対策の企画及び連絡調整に関すること ・ 環境基本計画に関すること ・ 地球温暖化対策に係る規制指導に関すること ・ 環境影響評価に関すること ・ 環境保全に関する技術の普及、指導及び調査研究に関すること。 ・ 環境審議会及に関すること ・ 環境保全推進本部に関すること ・ 環境の保全に係る融資助成に関すること
環境情報課	・ 環境情報の収集整備及び提供に関すること ・ 環境調査に係る総合的企画、調整及び指導に関すること ・ 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に関すること ・ 環境学習に係る企画及び連絡調整に関すること ・ 環境保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関すること ・ 環境保全関係団体の育成に関すること ・ 地盤沈下の防止に関すること
大気騒音課	・ 大気汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関すること ・ 大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に関すること ・ 有害化学物質対策に係る企画及び調査研究に関すること ・ 他の課の所管に属しない公害規制に関すること
交通環境課	・ 自動車公害対策に関すること ・ 鉄道及び航空機に係る騒音及び振動対策に関すること
土壌水質課	・ 土壌汚染、地下水汚染及び特命による工場排水等に係る規制指導に関すること ・ 土壌汚染及び地下水汚染対策に係る企画及び調査研究に関すること ・ 下水道施設への排出汚水の水質の調査及び認定に関すること
工 務 課	・ 下水道工事の施行に係る連絡調整に関すること ・ 下水道建設事業の計画に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
水質調査課 管理事務所（東部・西部・南部・北部）設備課	- 下水の水質管理の総括に関する事 - 下水道事業に係る調査及び技術研究に関する事 - 水質試験所に関する事 - 工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関する事 - 下水の水質の管理に関する事
健康福祉局 大阪市保健所 保健総務課	- 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関する事 - 公害に係る健康被害に関する事 - 公害保健福祉事業に関する事 - 環境保健事業に関する事
区役所 保健福祉センター（24区）	- 公害健康被害の補償等に関する法律に関する事 - 環境保全関係法令等に基づく届出の受付に関する事 - 環境保全に関する事 - 環境保全関係団体の指導育成に関する事
環境事業局 企 画 課 業 務 課 規制指導課 管 理 課 建 設 課 環境事業センター	- 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関する事 - 一般廃棄物処理計画に関する事 - 廃棄物減量等推進審議会に関する事 - 局業務に関する統計及び資料の収集整備に関する事 - 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関する事 - 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事 - 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動の促進に関する事 - 適正処理困難物に関する事 - 道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関する事 - 特定の河川（水面に限る。）の清掃に関する事 - 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事 - 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事 - 廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事 - 特命による一般廃棄物の排出の指導に関する事 - 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事 - 産業廃棄物処理の規制に関する事 - 産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関する事 - 産業廃棄物処理施設に関する事 - 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びに埋立処分の計画に関する事 - 埋立処分地の造成及び管理運営に関する事 - 局の施設の建設に関する事 - 廃棄物処理の技術開発に関する事 - 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関する事 - 一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関する事 - 工場搬入許可証の交付に関する事 - 一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関する事 - 特定の道路及び橋梁の清掃作業に関する事 - 公衆用ごみ容器の維持管理に関する事 - 一般廃棄物処理業者の作業監督に関する事 - 一般廃棄物等の処理の啓蒙指導並びに不法投棄の監視及び処理に関する事

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
工 場	・ 一般廃棄物等の焼却及び破砕処理並びにその手数料の徴収に関すること ・ 焼却残さいの処分に関すること ・ 発電設備及び蒸気設備の管理に関すること
北港事務所	・ 北港処分地の管理運営に関すること ・ 北港処分地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること
建設局	
技術監理課	・ 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整
計画課	・ 都市計画道路の調査・計画に関すること
街路課	・ 都市計画道路の用地取得、街路及び電線類地中化の設計に関すること
立体交差課	・ 都市計画道路のうち、橋梁及び道路の立体交差の設計、並びに道路と鉄道の立体交差に関すること
道路建設課	・ 道路の新設・改良、道路の緑化、道路景観、電線類の地中化
道路補修課	・ 道路及び付属施設の維持補修
交通安全施設課	・ 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計
橋 梁 課	・ 橋梁の設計・維持管理
河 川 課	・ 河川の改修、水質浄化、環境整備
ゆとりとみどり振興局	
公園企画課	・ 公園緑地の建設に係る調査及び企画に関すること
緑 化 課	・ 緑化事業の調査及び企画に関すること ・ 花と緑のまちづくりの推進に関すること ・ 樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関すること ・ 都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関すること
公園整備課	・ 公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関すること
港湾局	
計 画 課	・ 緑地整備事業の基本計画に関すること ・ 緑地整備工事の実施計画に関すること ・ 緑地の調査研究に関すること
開 発 課	・ 港湾区域内の環境監視に関すること ・ 港湾の環境対策事業に関すること ・ 港湾区域内の公害防止計画及び公害関係行政機関との連絡調整に関すること
管 理 課	・ 局所管の緑地の管理に関すること ・ 局所管の緑地施設等の維持補修に関すること
水道局	
計 画 課	・ 工業用水道事業の計画施行 ・ 水質保全に関すること
施 設 課	・ 上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 ・ 太陽光発電設備の導入
浄水場（柴島・庭窪・豊野）	・ 浄水場の沈殿汚泥の処理・処分

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
教育委員会事務局 整備課 社会教育課 文化財保護課 教育センター 自然史博物館 中央青年センター	・ 学校の緑化 ・ 中央公会堂の保存・活用 ・ 文化財の保護に関する事 ・ 環境教育に関する研究・研修の推進 ・ 地域における環境教育・啓発 ・ 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催
住宅局 建築企画課 監察課 企画課	・ 屋上緑化等建築物の許可に関する事 ・ 建設リサイクル法に関する事 ・ 環境に配慮した市設建築物の建設計画に関する事 ・ 市設建築物における建設副産物のリサイクルに関する事

11. 環境関係協議会等一覧表

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市環境審議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部地球環境課	委員30名	環境の保全についての重要事項の調査審議
2	大都市環境保全主 管局長会議 (昭44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連 絡を行い、環境行政の効果的な推進に資すること を目的とする。 大気、水質、騒音振動、環境管理計画、環境影響 評価について、担当者会議を置いている。
3	大阪府・市環境行政 連絡協議会 (昭42. 1. 10)	大阪府・大阪市交互 に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果 的な環境行政の推進を期する。
4	大阪市・堺市環境 行政連絡協議会 (昭46. 10. 1)	大阪市・堺市交互に 担当	大阪市 堺市	大阪市、堺市相互の緊密な連絡協議により、隣接都 市としての効果的な環境行政の推進を図る。
5	大阪府市長会環境 保全部会公害対策 主担者会議 (昭52. 4. 1)	(事務局) 大阪府市長会	府内33市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、 その円滑な運営を図り、環境行政全般の改善推進 に資することを目的とする。
6	大阪市都市環境協 議会連合会 (昭35. 11. 16) (大阪市煤煙防止 会連合会として)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部環境情報課 (会 長) 城東区都市環境協 議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究 会ほか 23団体	各区の事業者による自主的組織として、環境保全 関係諸調査の研究、啓発等の自主実践活動を行う ほか、自治体の環境行政に協力し、快適な都市環 境を創造することを目的とする。
7	全国大気汚染防止 連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(事務局) 加盟都市持回り (常任幹事) 東京都 大阪府 名古屋市 北九州市	都道府県市など 153自治体	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体 の情報交換及び技術上の問題の検討。
8	近畿大気汚染常時 監視連絡会 (昭50. 9. 9)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府・京都府 兵庫県・和歌山県 奈良県・滋賀県 大阪市・京都市 神戸市・堺市 尼崎市・姫路市 西宮市・和歌山市 大津市・高石市 明石市・奈良市 豊中市・吹田市 高槻市・枚方市 八尾市・加古川市 東大阪市	(目 的) 大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿関係府県、 市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行 うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情 報の通報、監視技術及び知識の向上に資するた めの調査研究を行う。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
9	大阪自動車公害対策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課及び大阪市都市環境局環境部交通環境課 (議 長) 大阪府知事 齊藤 房江 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪陸運支局 近畿地方整備局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など31団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行う。 1 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 2 自動車公害防止に関する情報の交換 3 その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項
10	七大都市自動車技術評価委員会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市持回り	東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。
11	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県健康生活部環境局 (議 長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、堺市、姫路市、和歌山市、岡山市、大分市、福山市、高松市、松山市、奈良市、倉敷市、高槻市	(目 的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事 業) 1 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 2 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 3 国に対する建議及び要望 4 その他必要な事項
12	瀬戸内海環境保全協会 (昭51. 12. 22)	(会 長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、堺市、姫路市、和歌山市、岡山市、大分市、福山市、高松市、松山市、奈良市、倉敷市、高槻市 など50団体	(目 的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚及び調査研究、並びに閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事 業) 1 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 2 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 3 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 4 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 5 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13	大阪湾環境保全協 議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大阪府 (代表理事) 大阪府知事	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 田尻町 岬町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市	(目 的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、住民との 一層の協働関係を築き、大阪湾の環境の保全と創 造を図ることにより、良好で快適な環境を享受す ることのできる社会の実現に資すること。 1 大阪湾の環境保全と創造に関する調査・研修 ・啓発 2 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と 情報交換 3 その他必要事項
14	淀川水質汚濁防止 連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方整備局 (会 長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 吹田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水資源開発公団 (財)河川情報センター	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、 その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を 明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並 びに汚濁対策について検討し、淀川水系の水 質改善の実効をあげることを目的とする。
15	大和川水質汚濁防 止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方整備局 (会 長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、 その実態を把握するとともに、その汚濁の実態を 明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、 並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質 改善の実効をあげることを目的とする。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
15	大和川清流ルネッ サンス21協議会 (平5. 11. 29)	(会長) 近畿地方整備局 河川部長	大阪狭山市 河南町 太子町 美原町 千早赤阪村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 他奈良県下15町村	大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、 市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及 び関係機関が一体となって水質改善を図るために 計画を策定し、水質改善対策を促進することを目 的とし、次の事業を行う。 1 大和川水域の水質改善事業の促進 2 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざし た活動 他 (注) 左の市町村に八尾市も加入
16	神崎川水質汚濁対 策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方整備局 (会 長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 豊能町 尼崎市 伊丹市 川西市 宝塚市 猪名川町 神安土地改良区 水資源開発公団関西支社 (財)河川情報センター	(目 的) 神崎川並びに流入、分派する河川等について水質 調査し、その実態を把握すると共に汚濁の機構を 明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁防止対策 について検討し、水質改善の実効をあげることが 目的とする。
17	大阪地盤沈下総合 対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (会 長) 大阪市長 磯村 隆文	大阪市 大阪府 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する 総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事 業を行う。
18	近畿府県主要都市 騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 大阪市 堺市 神戸市 姫路市 京都市 和歌山市 奈良市 高槻市	(目 的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換 等を通じて、都市における騒音振動防止対策の効 果的な推進を図る。
19	四市悪臭公害連絡会 (昭56. 5. 29)	(事務局) 加盟都市持回り	大阪市 京都市 名古屋市 神戸市	(目 的) 悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等 を通じて、都市における悪臭対策の効果的な推進を 図る。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
20	大阪国際空港騒音 対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会 長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	(目 的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境 整備の促進等を図ること。 (事 業) 1 騒音の調査及び資料の収集 2 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法 制化の促進 3 空港と地域が共存する環境整備の促進 4 その他必要な事項
21	全国民間空港関係 市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会 長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する100市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を 総合的に調査研究し、これを解決するための方策 を推進する。
22	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座 長) 大阪国際空港長	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 兵庫県 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 (財)空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害 に関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づく騒音防止に必要な措置について協議す る。
23	大阪国際空港調停 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (座 長) 大阪航空局次長	調停団 国土交通省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 (財)空港環境整備協会 大阪府 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。
24	関西国際空港の飛 行経路問題に係る 協議会 (平10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪航空局 大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 和泉市 泉南市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 関西国際空港(株)	関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協 議調整することを目的とする。
25	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市保健所 保健総務課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市	(事 業) 1 国に対する要望事項の検討と調整 2 国家予算獲得に対する運動 3 各都市との情報交換

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25			川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 桶 町 (三重県) 大阪市 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東大阪市 守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市 大牟田市	4 その他
26	近畿環境担当部局長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大阪府 兵庫県 京都市 和歌山県 奈良県 大阪市 滋賀県 京都府 神戸市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
27	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 西宮市 奈良県 和歌山県 和歌山市 奈良市 高槻市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努めもって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
28	全国アメニティ推進協議会 (昭63. 6. 30)	名古屋市	84市町村が加盟賛助会員として、35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
29	大阪低公害自動車コミュニティーステム事業推進協議会 (平3. 8. 8) (平3. 6. 14改組) (平9. 7. 29改組)	(事務局) 財都市交通問題調査会 (代表理事) 大阪府副知事 大阪市助役	大阪市 大阪府 関西電力(株) ダイハツ工業(株) 日本電池(株) 大阪ガス(株) 財都市交通問題調査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整備の推進などを目的とした事業を行う。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
30	大阪市底質対策技術検討会 (平元. 2. 28)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (委員長) 大阪市立大学名誉教授 三瀬 貞	委員4名	市内の河川等の公共用水域における有害な底質を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を進める。
31	大阪市環境影響評価専門委員会 (平10. 8. 1)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部地球環境課 (会 長) 前(社)大気環境学会 副会長 中野 道雄	委員18名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から、環境への影響について検討し、良好な都市環境の確保に資することを目的とする。
32	近畿地域環境影響評価協議会 (昭59. 11. 21)	加盟府県市持回り	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都市 大阪市 神戸市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際して構成員相互の協力関係を増進するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資することを目的とする。
33	地域冷暖房行政連絡会 (平3. 9. 12)	(会 長) 東京都	(幹 事) 千葉県 大阪府 兵庫県 福岡県 札幌市 横浜市 名古屋市 大阪市 他42道府県市	(目 的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交換と相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展に資する。 (事 業) 1 地域冷暖房に関する事例研究 2 〃 情報交換 3 その他目的達成のための必要な事業
34	大阪府道路環境対策連絡会議 (平8. 4. 10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市都市環境局 環境部交通環境課 (会 長) 大阪国道工事事務所所長	近畿経済産業局 近畿運輸局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪府 大阪市 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 1 道路環境に関する情報収集、分析 2 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
35	APEC環境技術交流促進事業運営協議会 (平8. 5. 8)	(会 長) 大阪商工会議所 会 頭 田代 和	大阪市 大阪府 神戸市 兵庫県 京都市 京都府等関西自治体及び関連企業	APEC地域内の国、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境技術情報を提供し、環境技術交流を促進することにより、地域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。
36	大阪府フロン対策協議会 (平8. 3. 29)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大阪府 大阪市 他大阪府下市町村 及び関連業界	(目的) 関係事業者、消費者、行政等の協力により、現在多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンを機器の廃棄時等の過程で回収し、回収したフロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護を図る。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
37	(財)国際エメックス センター (平12. 4. 1)	(会 長) 東京大学名誉教授 茅 陽一 (理事長) 兵庫県知事 井戸 敏三	兵庫県 大阪府 和歌山県 徳島県 神戸市 大阪市 他 関連団体、企業	(目 的) センターは、行政、研究者、事業者、市民等の各 主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的か つ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及 び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を 行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び 多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な 社会の構築に寄与することを目的とする。 (事 業) 1 閉鎖性海域に関する情報の収集及び提供 2 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する調査研 究 3 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する研修の 実施 4 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する活動に 対する支援 5 国際会議の開催等閉鎖性海域の環境の保全・創 造に関する国際交流の推進
38	京阪神六府県市自 動車排出ガス対策 協議会 (平12. 8. 25)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部交通公害課 (会 長) 大阪府環境農林水 産部環境政策監	京都府 京都市 大阪府 大阪市 兵庫県 神戸市	自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、 京阪神六府県市が共同で窒素酸化物及び浮遊粒 子状物質等の削減対策に取り組むことを目的とす る。
39	国際環境自治体協議会 (ICLEI) (平2. 9. 8)	(日本事務局) (財)地球・人間環境 フォーラム	東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 等 全世界から 450自治体	(目的) 地方自治体の国際代表機関として、環境に関する地 方自治体の専門知識と能力の強化、情報拠点とし ての機能、国際レベルでの専門的サービス提供と調整 等を行う。
40	(社)海外環境協力セン ター (OECC) (平2. 3. 29)	(理事長) 年金福祉事業団理事 長 森 仁美	埼玉県 兵庫県 名古屋市 大阪市 北九州市 等 68団体	(目的) 海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動 を通じて、国際的相互依存時代の地球環境の保全に 貢献する。
41	(財)地球環境関西 フォーラム (平2. 6)	(事務総長) 榎屋 正	大阪府 大阪市 京都府 京都市 兵庫県 神戸市 滋賀県 奈良県 和歌山県 等 83団体	(目的) 地球環境問題に関する調査研究を行い、地球環境保 全の方策を講じるとともに、これらに関する情報を 普及啓発することにより、地球環境問題の克服に寄 与する。

12. 年 表

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
明治10年			5月	・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉱毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市制施行(東・西・南・北の4区)		・鉱業条例公布(明25. 6. 1施行)
23年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
24年				
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開始)		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
			4月	・河川法制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)		
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
44年			3月	・工場法制定
大正3年	3月	○木津川焼却場開設	12月	・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定
9年				
10年	5月	○市庁舎、現在地に落成		
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所ではばいじん量の測定開始		・神通川(富山県)流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張(44力町を編入) ○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
昭和2年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
3年		○自動車排出ガス(一酸化炭素)の測定開始		
5年		○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		
6年	10月			
7年			6月	・大阪府ばい煙防止規則(都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止)制定
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、 燃焼の指導にあたる	9月	・保健所法公布
13年	2月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称		
		○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈 下に関する研究」が発表され、地盤沈下 の原因を明らかにした		
25年	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
		○保健所に環境衛生監視員設置		・横浜ゼンソク多発
26年	3月	○工業用水道創設事業に着手		
27年				
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・水俣病患者発生
29年	4月	○工業用水道条例制定	4月	・大阪府事業場公害防止条例制定 (全面改正)
				・清掃法改定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行		
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	6月	・工業用水法制定
			7月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる	4月	・下水道法制定
	7月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保本法制定
	11月	○ばい煙防止月間始まる		・工場排水規制法制定
34年	4月	○地盤沈下防止条例公布	3月	・工場立地法制定
			12月	・社大気汚染研究全国協議会設立
35年	11月	○大阪市ばい煙防止会連合会 (現大阪市都市環境協議会連合会) 設立	7月	・地盤沈下対策都市協議会設立
				・四日市ぜんそく多発
			12月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始 (二酸化鉛法による硫黄酸化物)
36年	4月	○地下水くみ上げ施設(クーリングタワー) 転換融資と助成措置の実施		
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業 用水道部を新設	5月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法 律制定
	4月	○大阪市公害対策審議会設置	6月	・ばい煙規制法制定
			8月	・東京にスモッグが続き問題化
				・工業用水法改正 (地盤沈下対策の強化を図る)
38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの規程観測実施	7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定(大阪市 及びその周辺地域)並びに排出基準設定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下 防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月	・厚生省に公害課設置
				・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			7月	・近畿圏の既成都市区域における工場等の 制限に関する法律制定
			10月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
40年	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	5月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負 担する制度の発足
			6月	・公害防止事業団法制定
				・公害審議会令公布
			11月	・阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪 市公害対策審議会から答申	12月	・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定 (大阪府条例)
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月	・新車の排出ガス規制実施 (CO濃度3%)
			10月	・厚生省公害審議会「公害に関する基本的 施策について」答申

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される ○大阪府市公害行政連絡協議会設立	6月	・下水道整備緊急措置法制定 ・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マスタープラン）発表	8月	・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定 ・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立 ○大阪市公害防止設備資金融資制度設定		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	9月	・四日市ぜんそく事件訴訟提起
			3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
43年	4月	○大気汚染管理センター設置 ○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6月	・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定 ・都市計画法制定
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化	8月	・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省） ・カネミライスオイル中毒患者多発
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	12月	・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
	11月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始	2月	・二酸化硫黄の環境基準閣議決定
			5月	・初の公害白書を国会に報告
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立 ○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	6月	・新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
	8月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	10月	・大阪府公害防止条例制定
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	11月	・10大都市公害主管局長会設立
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	12月	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		
45年	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 ・公害被害者救済制度スタート
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる。	6月	・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表（通産省）
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7月	・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定（厚生省） ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定
	7月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立		・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定
	8月	○大阪市公害対策本部設置	8月	・使用中の自動車のCO規制スタート
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	・カドミウム環境汚染問題発生（八尾地区等） ・水質汚濁防止法、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
				・大阪府公害防止条例制定（全面改正）
46年	1月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・騒音に係る環境基準閣議決定
	2月	○(財)大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和46年	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6月	・悪臭防止法制定
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設（管理部、保健部、環境部の3部制）		・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定
		○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立		・イタイイタイ病第1次訴訟判決（富山地裁）
		○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される	7月	・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立
		○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設		・環境庁発足
	8月	○大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン'71）策定	8月	・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・中央公害対策審議会発足
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置		・新潟水俣病事件新潟地裁判決
			11月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・硫酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定（大阪府）
				・BHC全面使用禁止（農薬取締法の一部改正による）
47年	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・水質汚濁に係る環境基準の告示
	1月	○PCBに係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○大阪湾に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
				・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
				・自然環境保全法制定
				・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキー法）告示
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
			12月	・大阪地域公害防止計画策定
48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始		・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）
	3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	3月	・大阪府自然環境保全条例制定
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の設定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）		・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	7月	○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	4月	・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定
		○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申		・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申
		○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	5月	・大気汚染に係る環境基準告示
	8月	○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	6月	・第1回環境週間の実施
	11月	○北港処分地一部使用開始		・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
		○クリーンエアプラン'73（大気汚染防止基本計画）策定	8月	・窒素酸化物排出基準設定
			9月	・大阪府環境管理計画策定
			10月	・都市緑化保全法制定
				・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
				・公害健康被害補償法制定
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
			12月	・航空機騒音に係る環境基準告示

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和49年			1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定 (50年度規制)
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決(大阪地裁)
			3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)制定 ・名古屋新幹線公害訴訟提訴 ・国立公害研究所発足
			4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立
			5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (軽油車のディーゼル黒煙等)
			6月	・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)
	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置		
	7月	○分区が実施され、26区となる。		
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止		
	9月	○共同利用施設完成(北中島、三国、東三国、西三国) ○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源削減計画」を策定	9月	・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(12区)	11月	・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定 (大阪市・堺市ほか)
	12月	○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始		
50年	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2月	・PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源削減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	5月	・千葉川鉄公害訴訟提起
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・六価クロム汚染問題全国的に広がる
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1~3ホン引下げる)の告示
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	10月	・水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋川、平野川) ・大阪空港騒音調停成立
			11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁)
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	12月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正 (有効期限2年延長)
			6月	・振動規制法公布
			8月	・国道43号線公害訴訟提起
			9月	・悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
51年			11月	・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表 ・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	12月	・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和51年			12月	・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府）
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	・社瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申		
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	5月	・大阪国際空港にエアバス就航 ・環境保全長期計画策定（環境庁）
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	6月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	8月	・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
			9月	・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
			11月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
			12月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示 ・大阪地域公害防止計画再策定 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
			4月	・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布 ・西淀川公害訴訟提起 ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航 ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			6月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
			7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
			10月	・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置 ・国立水俣病研究センター設置
			11月	・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
			3月	・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるにあたっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	4月	○水質常時監視システム稼働開始	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和54年			5月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
			6月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減基本方針を策定
	7月	〇〇ECDのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	8月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示
				・NOx固定発生源第4次規制実施
			10月	・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
55年			1月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
	3月	〇公害に係る市政モニター調査結果発表 〇公害パトロール車に電気自動車2台を導入	3月	・大阪府等20都道府県の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣） ・「環境影響評価案要綱」を関係閣僚会議了解
				・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
	4月	〇環境保健局に悪臭規制係を新設	4月	・化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を告示（大阪府）
			5月	・燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府） ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
				・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
				・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用
				・熊本水俣病第3次訴訟提起
			6月	・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
	7月	〇瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	9月	・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示
	10月	〇大阪市合成洗剤対策実施要綱制定		・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決
				・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁）
			11月	・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申
				・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本的方策について」答申
				・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効
	12月	〇沿道環境調査検討会設置	12月	・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56年			1月	・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施
				・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	3月	〇大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
			4月	・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置
				・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和56年	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	6月	・大阪府関西新空港地域整備構想まとめる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復合宿を実施	8月	・広域臨海環境整備センター法公布 ・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			9月	・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			10月	・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11月	・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
57年			12月	・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
			2月	・「環境庁十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概案発表 ・初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決
			3月	・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称 ○産業廃棄物実態調査	6月	・大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）
	8月	○全下水処理場の高級処理化達成	10月	・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）
			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び磷に係る環境基準及びその測定について」答申
58年			12月	・大阪府環境総合計画策定 ・湖沼の窒素及び磷に係る環境基準の設定
	5月	○クリーンウォータープラン'83（大阪市水域環境保全基本計画）策定	3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
	6月	○第1回環境月間（1～30日） ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策の進め方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行
			7月	・廃棄物処理法施行令の一部改正（「建設木くず」の産業廃棄物指定）公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定
			8月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			9月	・ディーゼル車（直噴式）のNOx58年規制実施
			11月	・川崎公害第2次訴訟提起 ・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン（大阪市大気環境保全基本計画）策定	2月	・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮問
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定 ・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布（60年3月施行）
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及び磷に係る排水基準の設定について」答申
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公表

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和60年	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置	6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（小型ボイラーを規制対象に追加）
61年	2月	○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決（福岡高裁）
	4月	○沿道環境調査検討会が報告書を取りまとめる ○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
			10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的な考え方について」答申
			12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表
			4月	・大阪府「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・瀬戸内海関係13府県知事「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立
			7月	・国道43号線訴訟第1審判決
62年			10月	・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」答申
			12月	・環境庁「環境保全長期構想」公表
			1月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
			3月	・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
	3月	○「環境データ処理システム」導入	5月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	9月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」公布（63年3月1日施行）
			10月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施
63年			12月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定
			3月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表
	4月	○環境部機構改革により課系の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う（環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター） ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足	5月	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行）
			6月	・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表
			8月	・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置 ・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申 ・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和63年	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月～1月)	11月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示
	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNOxに関するキャンペーンを展開	12月	・千葉川鉄公害訴訟一審判決 ・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
64年			1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成 元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定(2月1日施行)		
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問(3月13日答申) ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問(3月18日答申)
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加:10月1日施行) ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行)
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置(水濁法一部改正) ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備:平成元年12月27日施行)
	7月	○大阪市低公害車普及助成制度発足		
		○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申	9月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布(悪臭物質に新たに4物質を追加:平成2年4月1日施行) ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足		
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)		
	12月	○国際協力事業団(JICA)の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正:平成元年12月27日施行) ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度のあり方について」諮問(平成2年3月16日答申)

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成2年	3月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○水質常時監視システムを更新	4月	・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月	○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施	5月	・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月	○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	6月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立
	9月	○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊	7月	・環境庁「地球環境部」を新たに設置 ・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）	8月	・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表
			10月	・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加）平成3年2月1日施行 ・東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申
3年	2月	○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	11月	・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山）
	3月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	12月	・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
	4月	○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	2月	・大阪府低NOx機器普及促進方針制定
			3月	・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁）
			4月	・水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成3年	6月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される		
	7月	○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）
	8月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」設立	8月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
			9月	「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
			10月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査並びに騒音測定・防止技術研修を実施	11月	・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
			12月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
			1月	・「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
			2月	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮問及び答申
				・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示
			3月	・新潟水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
4年	1月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場ー大阪基地の開業		
	3月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定		
	4月	○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NOx機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定		
	5月～6月	○「国連環境開発会議」公式関連行事「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言「包装廃棄物の減量化に向けて」	5月	・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成4年			6月	・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催
			7月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	10月	・UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	10月	○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○財地球環境センターの特定公益推進法人化認可 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催		
	11月	○UNEP国際環境技術センター建物の着工	11月	・自動車NOx法に係る特定地域の指定
	12月	○「クルマと環境を考えるつどい」開催	12月	・自動車NOx法施行
			1月	・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示
			2月	・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示
			3月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見直し）
5年	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了	4月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
	4月	○環境部機構改革により課系の総合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	6月	・「海域の窒素及び磷に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申	8月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素磷について基準設定）
	9月	○UNEP国際環境技術センター竣工	11月	・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定
	11月	○大和川清流ルネッサンス21設立 ○鶴見リサイクル選別センター開設	12月	・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく車種規制開始
	12月	○ニューアース'93（地球環境技術展）に大阪市参加		
6年	1月	○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印	2月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
	1月～2月	○本市職員をクリチバ市へ派遣		

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成6年	3月	○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気発生源常時監視システムを更新	3月	・「大阪府環境基本条例」制定 (同4月施行)
	6月	○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」(EVOC)を「大阪低公害車コミュニティーシステム事業推進協議会」(LEVOC)に改組・拡充	4月	・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
	8月	○大阪市環境審議会の設置	6月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正(排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定:平成7年4月1日施行)
	10月	○資源ごみ分別収集の全市実施	11月	・第1回「環境の日」 ・国際エメックスセンター設立 ・環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」策定
7年	3月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成7年4月1日施行 ○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示	2月	・大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定
	4月	○下水道科学館 開設	4月	・通産省「電気事業法」の一部改正(卸発電事業の一部自由化:平成7年12月1日施行) ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公布(物質の濃度を基礎として規制する物質の名称を「特定悪臭物質」に改める。「臭気指数規制」を導入することができる:平成8年4月1日施行)
	5月	○「地球環境を守る身近な行動指針(ローカルアジェンダ21おおさか)」策定	5月	・「大阪府化学物質適正管理指針」平成7年5月1日施行
	7月	○「大阪市環境影響評価要綱」策定	6月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	8月	○「大阪市自動車公害防止計画」改定 ○大阪市廃棄物減量等推進審議会設置	7月	・西淀川大気汚染公害第2次~4次訴訟第一審判決(大阪地裁)
	10月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行	9月	・国道43号線公害訴訟最高裁判決
	11月	○廃冷蔵庫(粗大ごみ)からのフロン回収モデル事業を2区において実施	10月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正(排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定:平成8年4月1日施行) ・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正(敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲を追加・「臭気判定土」制度の創設:平成8年4月1日施行)
	12月	○排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例・同施行規則施行	12月	・自動車燃料に関する許容限度設定
		○廃冷蔵庫(電気店)からのフロン回収パイロット事業を2地域において実施	1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、先進国における特定フロン等は1996年末に生産禁止HCF C(代替フロン)は2020年に全廃となる
			3月	・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」平成8年1月4日施行
8年			4月	・自動車排出ガス量の許容限度設定(9年度・10年度規制)
			3月	・大阪府フロン対策協議会設立
			4月	・第4次水質総量規制(COD)の削減基本方針を関係都道府県に通知

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他	
平成8年	5月	○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成8年5月1日施行 ○「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に大阪市参画 ○リサイクルプラザ赤川開設	5月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 （有害大気汚染物質対策の推進に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大〔125cc以下の原動機付自転車追加〕、建築物解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止に係る規定の整備他）	
	8月	○「大阪市環境基本計画」策定	6月	・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（地下水の水質浄化に係る措置命令等）を公布 （平成9年4月1日施行）	
	11月	○ニューアース'96（地球環境技術展）に大阪市参加	7月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定	
	12月	○「大阪市における当面のPETボトルへの対応について」緊急答申	12月	・環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（といしを用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行）	
9年	2月	○フロン回収の全市実施 ○大阪市自主フロン回収検討会の設置	2月	・環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準設定」	
	3月	○クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印〔第2次〕	3月	・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正	
	4月	○「大阪市公害防止設備資金融資」の条例改正「大阪市環境保全設備資金融資」として融資対象を拡充 ○大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開館			
	5月	○「大阪市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」策定	6月	・「環境影響評価法」制定・公布	
	6月	○「大阪市のゴミ減量施策のあり方について」答申	8月	・環境庁「大気汚染防止法施行令」の一部改正・公布 （ダイオキシン類を指定物質として指定、一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉を指定物質排出施設に指定）	
	7月	○低公害者普及モデル事業と此花区で実施（平成9年度～11年度）		・環境庁「ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定」 ・環境庁「ダイオキシン類に係る大気環境指針」を設定	
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	9月	・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正 （平成9年10月1日施行）	
	9月	○「USJ」予定地環境対策技術検討会」設置	11月	・「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」制定	
	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策連絡会」設置	12月	・「地球温暖化防止京都会議」開催	
	12月	○「大阪市廃棄物焼却炉に係る暫定指導指針」制定 ○「地球温暖化防止大阪国際シンポジウム」開催 ○「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」大阪市環境審議会から答申			
	10年	3月	○「USJ」予定地環境対策技術検討会」から提言		
		4月	○「大阪市環境影響評価条例」制定 ○「市設建築物設計指針（環境編）」策定	4月	・「大阪府環境影響評価条例」制定 ・環境庁「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正 （廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等）

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成10年			5月	・環境庁「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針についてー環境ホルモン戦略計画SPEED'98ー」策定
	6月	○自然体験観察園オープン	6月	・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要調査項目」に300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正公布
	7月	○リサイクルプラザ塩草開設	7月	・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、底質、水生生物他）」開始 ・西淀川公害訴訟和解に合意（原告・国・阪神高速道路公団）
	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定	9月	・ガソリン・LPG自動車の排ガス規制強化（平成12年～14年規制）について ・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正（平成11年4月1日施行）
	9月	○「大阪市都市景観条例」施行	10月	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
11年	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」策定	1月	・環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正
	3月	○「大阪市地域新エネルギービジョン」策定	2月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）
	5月	○「大阪市水環境計画」策定	3月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出口における臭気指数規制基準の算定方法の設定：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を示す
	6月	○「大阪市環境影響評価条例」施行 ○「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」答申 ○「大阪市廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置	4月	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行
	10月	○ニューアース'99(地球環境技術展)・低公害車フェア in おおさか同時開催	5月	・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・首都高速道路公団）
	11月	○「大阪市土壌汚染対策専門委員会」設置	6月	・「環境影響評価法」施行 ・「大阪府環境影響評価条例」施行
	12月	○本庁舎を対象とした国際環境規格(ISO 14001)の認証登録 ○「大阪市景観形成基本計画」策定 ○水質常時監視システムを更新	7月	・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法）」制定・公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定・公布
12年			1月	・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成12年	3月	○「自動車騒音の限度(要請限度)の改正による区域の指定」の告示	3月	・環境庁「自動車騒音の限度(要請限度)」の改正(平成12年4月1日施行) ・大阪府地球温暖化対策地域推進計画の策定 ・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定
	4月	○「大阪市緑の基本計画」策定 ○「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定 ○「大阪市保健所」開設	4月	・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問 ・財国際エメックスセンター設立 ・「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行
	6月	○「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置 ○大阪環境産業振興センター(ATCグリーンエコプラザ)開設 ○「都心中央部」景観形成地域指定	5月	・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
	7月	○「なにわの海の時空館」開設	6月	・「循環型社会形成推進基本法」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」一部改正 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布
	8月	○「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置		
	10月	○粗大ごみ申告制の全市実施 ○まち美化パートナー制度開始	12月	尼崎公害訴訟和解合意(原告・国・阪神高速道路公団)
13年	4月	○下水道局と環境保健局環境部を合併し都市環境局を設置 ○「花と緑と自然の情報センター」開設 ○「舞洲工場」開設	3月	・環境省「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正(ふっ素及びほう素が追加) ・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂(神崎II)
	6月	○「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」策定	4月	・「特定家庭用機器再商品化法」完全施行 ・環境省「ジクロロメタンに係る大気環境基準の設定」告示
	8月	○「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」大阪市環境審議会から答申	6月	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布 ・自動車NOx法の改正法(自動車NOx・PM法)公布
	10月	○容器包装プラスチック分別収集のテスト実施(市内4区) ○乾電池、蛍光灯管等の拠点回収の実施	8月	・名古屋南部公害訴訟和解合意(原告・国・企業)
14年	1月	○新たな「大阪市自動車公害防止計画」策定 ○「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定	12月	・環境省「第5次水質総量規制の削減基本方針」を関係都道府県に通知
	3月	○騒音に係る環境基準の騒音評価システムの構築 ○「建設リサイクル実施要領」作成 平成14年度発注工事より適用	1月	・「今後の土壌環境保全対策の在り方について」中央環境審議会答申
			4月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
			5月	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 ・「土壌汚染対策法」公布

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成14年	4月	○「大阪市グリーン調達方針」策定 ○「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」設置	6月	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・公布 ・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂（安威川）
	5月	○「屋上緑化容積ボーナス制度」実施 ○「なにわエコライフ認定制度」モデル実施	7月	・大阪府「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画並びに総量規制基準」策定（第5次総量規制） ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」において一部改正（水底の底質の汚染を含む。） ・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」公布
	6月	○放下水処理場で国際環境規格（ISO14001）認証取得		
	8月	○「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の策定		
	10月	○ニューアース'02（地球環境技術展）・低公害車フェアinおおさか同時開催	10月	・東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決
	11月	○グリーンコーディネーター第1期生認証（23名）		
	12月	○24区役所・WTCビル等6局の局事務所と本庁者も含めてオフィス系庁舎として国際環境規格（ISO14001）の認証登録		
15年	2月	○「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」の策定	2月	・「土壌汚染対策法」施行
	3月	○大気汚染常時監視テレメータシステム更新 ○「（第4次）大阪市産業廃棄物処理計画」策定	3月	・大阪府「循環型社会形成推進条例」公布 ・「第3回世界水フォーラム」開催 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正（平成16年1月1日施行） ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	4月	○「大阪市グリーン配送」実施	4月	・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基本計画」策定
	5月	○「公共建築物の屋上緑化設計指針」策定	5月	・大阪府「水質環境基準の類型指定」改訂（寝屋川水域・市内河川水域）
	6月	○「浮遊粒子状物質対策推進計画」策定	6月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ・「大阪府ヒートアイランド対策検討委員会」設置
	8月	○都市環境局東部管理事務所で国際環境規格（ISO14001）の認証取得	10月	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行（人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行）

環境用語の解説

(注) 環境用語の解説に掲載している用語については、本文中に*印を付けています。

【あ】

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジェンダ21

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスベスト

アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐磨耗性等にすぐれているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じん指定され、発生施設に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。

【い】

一酸化炭素（CO）

一酸化炭素（CO）とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

【え】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、（財）日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。

【お】

大阪市版アダプト「まち美化パートナー制度」

この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が選んだ公共スペース（養子）を、市民の皆さんや事業者の方（里親）に引き受けていただいて、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要な支援（ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、看板等による団体名の表示）をおこなうもの。

「アダプト（Adopt）」とは「養子にする」という意味の英語。

大阪湾フェニックス事業

近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大阪湾埋立て事業。Ⅰ期計画として、尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある（管理型区画は平成14年3月末で受け入れ終了）。現在、Ⅱ期計画として、神戸沖埋立処分場の受け入れを実施しており、大阪沖に埋立処分場の建設が進められている。

オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン（O₃）が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

汚 泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設において水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスとよび、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

【か】

化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

活性汚泥

多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘着の小片（フロック）を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈澱しやすいため下水の生物的处理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

化製場

獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

環境影響評価（環境アセスメント）制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境保健サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的継続的に観察すること。

乾式測定法（紫外線吸収法）

オゾン波長254nm付近の紫外線領域をもっともよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。

官能試験

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や芳香の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

感潮区間

潮の干満によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が極めてゆるやかな区間のこと。

【き】

幾何平均値

幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合などに用いられる。

$$(\text{幾何平均値}) = (X_1 \times X_2 \times \cdots \times X_n)^{1/n}$$

アスベストの測定値は、濃度範囲が著しく広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

吸光光度法

試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。窒素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。

急速ろ過

砂、アンスラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水や凝集沈澱水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。

キレート樹脂法

排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。

【く】

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

平成13年度から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。

グリーン配送

物品等の輸配送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。

【け】

嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法）

活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリンを除去する方法。

【こ】

公 害

事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。

高級処理

下水を標準活性汚泥法、あるいはこれと同程度の処理をすることをいい、下水道法では、放流水の水質は高級処理の場合、BOD20mg/L、SS70mg/L、大腸菌群数3,000/ℓ以下などが要求されている。

高度処理

活性汚泥法に代表される高級処理による下水処理水の水質を、さらに向上させるために行われる処理法のこと。SS、BODをさらに除去するための急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための嫌気好気法、担体利用窒素除去法などがある。

コプラナーPCB

ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキシン類として規制されている。

コージェネレーションシステム

一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー（電気と熱エネルギーなど）を取り出してエネルギーを効率的に利用するシステムのことで、発電に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等のエネルギーとして利用するシステムなどをいう。

【さ】

サーマルリサイクル

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。

三点比較式臭袋法

官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらうことにより、臭いの強さを図る方法。

【し】

時間率騒音レベル（L50）

対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。

自浄作用

河川、湖、海など自然水域が、もちこまれる汚濁因子に対して、自から浄化しようとする作用で、希釈作用、生物化学的作用（分解）、沈澱作用等がある。

【す】

水準点

水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値（24.414m）を基準としている。

水素イオン濃度（pH）

1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のことで、pH7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。

ストレーナー

工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法律におけるストレーナとは、井戸の吸水管部という意味で

用いられている。

【せ】

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

洗煙排水

排ガス中に含まれる有害物質を除去するために設置された湿式洗煙装置から排出される排液のこと。

【そ】

総量規制

ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制しようとする規制方式の一つである。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。

【た】

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。

耐容1日摂取量（TDI）

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たりの1日の摂取量。

脱 硫

大気中の硫黄酸化物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

炭化水素類（HC）

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。全炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗装や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

担体利用窒素除去法

好気槽に高密度の微生物を生息させた担体（通常3～4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂）を槽容積の数%の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化（硝化反応）速度を高め窒素を除去する方法。

【ち】

直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

【て】

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車を指す。大阪市は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量3.5 t 超のLPG車は低公害車の対象に含む。

ディスポーザ

野菜くずなどの生ごみを破砕するための装置。多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスポーザ単体の使用の自粛を要請している。

ディーゼル車

ガソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直接噴射式と副室式に分類することができる。NO_x及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

デシベル (dB)

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に備えた電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車（ガソリン車やディーゼル車など）と比べ大幅に減少する。

電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例するので、水中の電解質や全溶解固型物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、淡水域における廃水の流入、拡散状況の概略を推定するのに役立つ。

天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス（CNG）として利用するCNG自動車が世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNO_xの排出量も大幅に少ない。

【と】

等価騒音レベル（Leq）

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。単位はデシベル（dB）が用いられる。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などがあげられる。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい廃油、著しい腐食性を有する廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など）が特別管理産業廃棄物とされている。

トータルダイエツトスタディ（一日摂取量調査）

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイオキシンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

トップランナー方式

エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトップランナーとし、トップランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

【な】

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

【に】

二酸化硫黄（SO₂）

石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分（S分）が燃焼により、空気中の酸素（O₂）と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素（CO₂）

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醗酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素（NO₂）とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素（NO）がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【の】

ノーポイモデルゾーン

梅田、本町、難波、京橋、鶴橋・上本町、天王寺、十三の7地区と、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋の3幹線道路をノーポイモデルゾーンに指定し、ポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット

毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車

エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的低価格であるため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

ハイボリウムエアサンプラー

大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）

光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定

地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪市は、プランターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット

バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことによって、さらに振動を防ぐことができる。

【ひ】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

富栄養化

水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副室式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の絞りを通過するガスの移動を利用して攪拌混合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが $10\mu\text{m}$ （マイクロメータ：1mmの1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉碎時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質（懸濁物質）（SS）

水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）・BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設においては、主にゴミを焼却した後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【へ】

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場廃水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ベントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ベントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ほ】

保水性舗装

道路の表層に保水性の舗装剤（吸水性ポリマーやミクロン単位の粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができる。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、座瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されている。

【ま】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載する伝票（マニフェスト）を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。

【よ】

溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

溶融スラグ

脱水污泥や焼却灰を污泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷えて固まってできる岩状の混合固形物。

粒子状物質（PM）

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロゾルも含まれる。

なお、粒子の大きさが2.5 μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。

【ろ】

ローボリウムエアサンプラー

大気中に浮遊する粒径10 μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長期間（一般的には一週間）の平均濃度の測定に用いられる。

BOD

生物化学的酸素要求量の欄を参照

CO

一酸化炭素の欄を参照

CO₂

二酸化炭素の欄を参照

COD

化学的酸素要求量の欄を参照

COP3（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

dB

デシベルの欄を参照

DPF

Diesel Particulate Filter の略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排ガス中の粒子状物質をフィルターでこしとって除去する装置。

HC

炭化水素類の欄を参照

ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規則である。

JICA（国際協力事業団）

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。

LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認めた自動車を「LEV-6」（京阪神六府県市指定低排出ガス車；レブシックス）として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、

国の最新規制基準より75%削減したものをUL EV（超低排出ガスレベル）、50%削減したものをLE V（低排出ガスレベル）、25%削減したものをTLE V（移行期低排出ガスレベル）と設定している。

L e q

等価騒音レベルの欄を参照

L P G車

液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車と比べてNO_xの排出量も大幅に少ない。

L₅₀

時間率騒音レベルの欄を参照

NO₂

二酸化窒素の欄を参照

O_x

オキシダントの欄を参照

PAN

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）の欄を参照

PCB

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

pH

水素イオン濃度の欄を参照

PM（PM_{2.5}）

粒子状物質の欄を参照

PTIO法

PTIO（Phenyl-tetramethylimidazoline-oxyde-oxy）を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕捉するサンプラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。

PRTR法

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集

計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）が制定され、平成13年4月から施行されている。

RDF（ごみ固形燃料）

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉砕・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。

SO₂

二酸化硫黄の欄を参照

SPM

浮遊粒子状物質の欄を参照

SS

浮遊物質（懸濁物質）の欄を参照

TDI

耐容1日摂取量の欄を参照

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。

UNEP（国連環境計画）

1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。

WECPNL（うるささ指数）

航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特異音や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。

重さの単位

kg (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μg (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

- ppm (parts per million) 100 万分の1を1 ppmという。
 大気汚染物質の場合は、 1m^3 中の 1cm^3 のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については炭素原子数で換算した値ppmcで表す。
- ppb (parts per billion) 10億分の1を1 ppbと表している。
 1 ppmの1000分の1を表している。
- ppt (parts per trillion) 1兆分の1を1 pptと表している。
 1 ppbの1000分の1を表している。